

明治十年四月三十日

京都府知事 榎 村 正 直

内務卿大久保利通殿代理

内務少輔 前 島 密 殿

追而本文修繕目見帳取調候義ハ破損所千貳百有餘之處、悉ク計算手數ニ涉リ候ヨリ整頓及
ビ遷延、最早追々霖雨之氣候ニ向ヒ候ニ付、破堤之儘差置候而者人民疑惑ヲ生ジ、且ツ一
朝出水之節ハ田疇家屋之損害ハ勿論其修築費客年ニ層倍可致存候條、前顯目論見帳土木局
ニ於而猶ホ調査之後御指令ニモ相成候儀ナレバ幾許之時日可相費、因テ現業ハ御確令ヲ不
待即今着手爲致候條、事情御洞察之上御聞置相成度此段申添候也。

書面堤防其他修繕之儀聞届候、尤モ人足賃官費給與之義ハ從前仕來リ之外難相成ニ付、壹人
金六錢ヅ、之積リヲ以テ合金參千五百六拾四圓參拾八錢爲手當土木局ヨリ可下渡候事。

明治十年五月十四日

内務卿大久保利通代理

内務少輔 前 島 密

洪水ニ依リ破堤修繕費別途御下ケ渡之儀ニ付再ビ上申

當府新轄丹後全國並ニ丹波國天田郡諸川々昨九年九月洪水ニ依リ堤塘其他破壊所修築費大凡
見込ヲ以テ官費給與之金額六千四百七拾九圓別途御下渡相成度段、本年四月三十日付ヲ以テ相
伺候處、本月十四日付ヲ以テ堤防其他修繕之儀ハ御聞届之上、人足賃官費給與之儀ハ從前仕來
之外難相成ニ付、壹人金六錢之積リヲ以テ合金三千五百六拾四圓參拾八錢爲手當土木局ヨリ御
下ケ渡可相成旨御指令之趣致承知候、然ルニ人夫賃之儀ハ當今府下山城全國丹波三郡ニテ使役
スル者壹人拾八錢ヨリ貳拾錢迄ヲ普通之賃金ニテ、新管轄ト雖モ當今壹人六錢ニテハ終日使役
スル者無之、殊ニ舊豐岡縣管轄中一昨八年堤防其他修繕費人足賃ハ壹人金貳拾錢ニシテ此三分
一ヲ給與シ、既ニ於同縣仕上ヲ精算上申濟ニ候條、全人足壹人金六錢ヲ仕來ト申儀ニモ無之候
間、壹人金拾貳錢之割ヲ以テ合金五千拾四圓別途御下渡相成度、尤モ右修築箇所之儀ハ步通リ
手當之箇所ニ付、工營ハ該村々へ仕様帳下ケ渡シ、現業落成之上官員出張出來形検査致シ、現
入費之三箇壹下ケ渡候儀ニ付、精々御入費不嵩様村々へ説諭ヲ加ヘ修築致サセ候條、前顯御洞
察格別之御詮議ヲ以テ何分之御指揮相成度此段再應上申候也。

新政施行ニ付上申

明治十年六月四日

京都府知事 榎 村 正直

内務卿大久保利通殿代理

内務少輔 前 島 密 殿

書面之趣難聞屆、舊豐岡縣下ハ從來人足賃金六錢之處一昨八年中修繕之儀ニ付縷々事情開申之次第モ有之候條、昨九年六月廿三日附ヲ以テ此度限り金拾貳錢ヅ、支給候儀ニテ將來之的例ニ不相成候條、追テ一般更正候迄仕來之通り給與候儀ト可相心得事。

明治十年六月廿五日

内務卿大久保利通代理

内務少輔 前 島 密

洪水ニ依リ破修繕費別途御下ケ渡之儀ニ付再三上申

當府新轄丹後全國丹波國天田郡河川昨九年九月洪水ニ依リ堤塘其他破壊修築費金官費給與之分六千四百七拾九圓別途御渡相成度段、本年四月三十日付ヲ以テ相伺候處、人足賃之儀者從前

仕來之外難相成ニ付壹人金六錢之積リヲ以テ合金三千五百六拾四圓參拾八錢爲手當土木局ヨリ御下ケ渡可相成旨、五月十四日付ヲ以テ御指令有之候得共、壹人六錢ニテハ逆モ雇夫難相成、既ニ舊豐岡縣之比八年前者壹人拾貳錢給與相成候ニ付、此度之儀モ壹人拾貳錢ニテ合金五千拾四圓御下渡相成度旨、尙ホ又六月四日付ヲ以テ上申候處、御聞屆難相成舊豐岡縣下ハ從來人足賃金六錢之處一昨八年中修繕之儀ニ付縷々事情開申之次第モ有之候條、此度限り金拾貳錢宛給與候儀ニテ將來之的例ニハ不相成、追テ一般更正候迄仕來之通り給與候儀ト可相心得旨、六月廿五日付ヲ以テ御指令之趣致承知候、然レドモ元來此費金ハ官民混淆之出金ニシテ官ヨリ費用高ノ三分一可下渡定規ニ有之、然ルヲ人夫賃金六錢ト見做シ計算候時ハ事實難雇入金額ニ付、名ハ三分一ニシテ其實三分一ニアラズ、幾分歟不足ヲ生ジ且ツ於農民ハ重大之田畑破壊トナリ忽チ家産ヲ失ヒ生活之道專ラ憂患之時ニ當リ、於官其憫然ヲ不察而已ナラズ、前件費用之賦課有名無實ニシテ、民ニ信義ヲ失シ且ツ又素々費用高三分一可下渡定規ニ候上ハ、下民若シ是迄聞説諭難致ニ付、右人夫賃ハ何分ニモ曩ニ上申候通り矢張壹人金拾貳拾錢之割ヲ以テ總計金五千拾四圓別途御下渡相成度此段再三上申候也。

明治十年七月五日

京都府知事 榎 村 正 直

内務卿大久保利通殿代理

内務少輔 前 島 密 殿

出版板權御願

當府下寄留廣島縣士族賴又次郎藏板增補日本外史並ニ增補日本政記之義ハ、同人亡父賴久太郎著述之原書へ増補校正シ出版致シ候モノニテ、原書トハ自ラ殊別之書ニ付、又次郎一名ニテ出版板權願出則テ御許可相成候ハ當然之事ニ有之候處、其後原書板權共有者七名連印ニテ更ニ板權願受候迄發賣不相成トシ、御達相成候ハ如何之義ニ可有之哉、素ヨリ又次郎義ハ原著者實子相續人ニテ、該書ハ増補校正之勞力モ有之、原書ト同視可相成義ニモ有之間敷歟、猶ホ又先般來他方ニテ右原書兩種之別板上本之節モ必ラズ著者相續人ノミ連印ニテ願出版權免許相成候處、今般又次郎増補出版兩種ニ限リ書肆淺井吉兵衛外五名連印無之テハ不都合之義候ハ、他方ニテ同書出版之節モ悉皆原書板權共有者ト連印之上ナラデハ御許可無之筈ト被相成考候得共

其義無之、且ツ最前又次郎ヨリ原書板權願出候節モ全ク吉兵衛等ヨリ多少之金ヲ受ケ分板致候譯ニ無之、畢竟從前製本發兌爲取扱候手續ヲ以テ連署願出候義ニテ、一同共有ト相成候ハ吉兵衛等之僥倖ニ有之候處、猶ホ前板之書迄共有ヲ要請致シ候段、又次郎ニ於テ甚ダ迷惑致居候、然ル處其後又次郎外一名ニテ標註日本外史出版々權之義願出候處、板權共有之圖書へ註解、附錄、繪圖等ヲ加へ、多少勞力ヲ費シ特殊ニ出版スレバ、原著者又ハ原著者相續人ニ限リ候義ニ付云々御指令有之候、左候時ハ前書増補日本外史並ニ增補日本政記等ハ全ク原著者相續人特殊出版之義ニ付、發賣御差止之義ハ當度之御指令ト齟齬致シ候様被相考候、尤モ本人ニ於テモ彼是苦情申立候事ニ付何分之御詮議被下度、依テ初發本人ヨリ差出候書面等別紙之通りニ有之候間併而致進達候也。

出版板權御願

一 增 補 日 本 外 史

全 部 廿 二 冊

明治九年十月出版

右者先人賴久太郎著武門ノ顛末ヲ記載致シ、去ル嘉永九年三月ヨリ出版致來リ候處、今般更

新政施行ニ付上申

ニ製本ノ式ヲ改メ卷首ニ系譜ヲ置キ、次ニ文治以後ノ沿革圖ヲ置キ、首ニ童蒙難解箇所ヲ註釋シ、一切條例ニ背キ候義無之候間、今度出版致シ度猶版權免許奉願候也。

明治九年四月十三日

廣島縣士族

京都府御雇

原書版主相續人 賴 又次郎 團
增補著者並ニ出版人

府下上京廿二區新三本木上之町四百五十七番地寄留

内務卿 大久保利通 殿

書面願之趣聞届別紙免許狀下渡候事

明治九年四月二十八日

内務卿 大久保利通 團

出版板權御願

一、增補日本政記

全部拾六冊

明治九年五月出版

右者先人頼久太郎著皇國ノ歴史ヲ記載致シ、去ル明治七年一月ヨリ出版致來リ候處、今般更ニ製本ノ式ヲ改メ、神代並ニ其以下御皇統ノ略系ヲ差入、一切條例ニ背キ候義無之候間、今度出版政度、猶版權免許奉願候也。

明治九年四月十三日

廣島縣士族

京都府御雇

原書版主相續人 賴 又次郎 團
增補著者並ニ出版人

内務卿 大久保利通 殿

書面願之趣聞届別紙免許狀下渡候事

明治九年四月二十八日

内務卿 大久保利通 匱

御府御雇廣島縣士族頼又次郎出版增補日本外史並ニ增補日本政記等壹名ニテ版權所有之處、其後納本ニ付検査候得バ出版上不都合之廉有之、且ツ從前之外史及ビ政記版權共有之者一同連印願書ヲ以テ引換可願出、尤モ從前之七名ニテ版權共有之出願ニ相改候得者、壹名之免許證返納更ニ共有之旨連印ニテ可願出、右願濟迄ハ發賣不相成旨本人へ御達可有之此段申入候也。

明治十年一月二十四日

内務大臣書記官

京都府知事 榎村正直 殿

府下寄留廣島縣士族頼又次郎藏板增補日本外史並ニ增補日本政記出版上不都合之義有之、發賣差止可申旨云々過般御達ニ付、即チ本人へ達置候處、今般同人ヨリ別紙嘆願書差出候間、一應致御廻候條、宜敷御指揮被下度候也。

明治十年四月四日

京都府知事 榎村正直

内務卿大久保利通殿代理

内務少輔 前 島 密 殿

書面願之趣難聞届候條、其旨本人へ可相達候事。

明治十年四月十三日

内務卿大久保利通代理

内務少輔 前 島 密 匱

增補日本外史並ニ政記發賣御禁止ニ付上願書

昨九年四月ヲ以テ版權御許容ヲ蒙リ發兌仕候增補日本外史並ニ增補日本政記之儀出版上不都合之廉有之、從前日本外史、日本政記版權共有ノ七名連印ニテ出願迄ハ發賣不相成旨內務省ヨリ御達ノ趣奉了承候、右ハ出版御條例第拾條他人ノ著譯書版權ヲ有スルモノヲ校訂或ハ節略云云原主ノ承諾ヲ得ザル可ラズノ條ニ照シ御禁止相成候御事歟ト窃ニ以テ奉恐察候、然ルニ全體私亡父賴久太郎著述スル所ノ日本外史並ニ日本政記共、當初上木以來書肆淺井吉兵衛外五名へ發賣方支配爲致來候處、明治八年出版條例御頒布被爲在候ヨリ、右六名之者共版權ノ名分ニ相加ヘ吳レ度頻リニ賴談ヲ受ケ發賣ノ都合ニモ可相成ト存ジ、內實ニ於テハ現在出版スル外史、政記ニ限リ版權ノ名分ニ相加ヘ候次第ニテ、固ヨリ賣渡等仕候事ニテハ曾テ無御座、殊ニ私儀ハ原書著述家賴久太郎ノ實子ニシテ、則チ相續人故亡父未了ノ宿志ヲ繼承シ、原書相續人自ラ出版仕候儀ニテ、他人ノ著譯書ヲ猥リニ出版仕候義ト一般ノ情實ニ無御座、且ツ既ニ昨年十月中華族松平直方へ分版ノ條約ヲ遂ゲ、版權ノ上願仕候節モ原書相續人私一名ノ捺印ヲ證シ版權御下付相成、續イテ重野安譯編年外史ノ版權ヲ上願仕候節モ、原著述者相續人連印更ニ可願出トノ御指令ニ依リ、是又相續人私一名ノ捺印ヲ證シ御許容相成候程ノ次第ニ有之、決シテ他人

ノ能力ヲ奪ヒ又ハ既ニ版權ヲ賣渡シ候末私擅ニ出版仕候様ノ如キ譯柄ニ無御座候間、前後ノ事實御照覽被下、出格ノ御詮議ヲ以テ速ニ發賣御許容被成下度此段伏テ奉悃願候以上。

明治十年三月三十一日

廣島縣士族

賴 又 次 郎 團

御府下上京廿二區新三本木
上之町四百五十七番地寄留

京都府知事 榎村正直 殿

賴又次郎嘆願書之儀ニ付伺

府下寄留廣島縣士族賴又次郎藏板增補日本外史並ニ增補日本政記出版上不都合之義有之發賣御差止之義ニ付、過般又次郎ヨリ嘆願書差出候ニ付及進達候處、願之趣御聞届難相成旨御指令有之候、右兩書之義者又次郎亡父久太郎積年勞力著述スル所ニシテ、當初又次郎致上木候以來書肆淺井吉兵衛外五名之者へ發賣方爲取扱居候處、明治八年出版條例御頒布之際不取敢版權願

新政施行ニ付上申

三九九

出候ニ付テハ、又次郎ニ於テモ其節板權之御旨趣深ク了解不致、右吉兵衛外五名之者共從來發賣爲取扱候手續ヲ以テ連名ニテ板權願出候儀ニテ、素ヨリ分板又ハ賣渡等致候譯ニハ無之、即今吉兵衛外五名之者板權共有之姿ニ相成候得共、是迄右類似之書他ヨリ出版致候節ハ必ラズ原著者相續人又次郎ト連印之上可願出旨御指令有之、況ンヤ又次郎一名ニテ板權願出既ニ御許可ニモ相成候義ニ有之候處、從前日本外史、日本政記板權共有之七名連印ニテ願出迄發賣不相成旨御達有之候ハ、殆ンド如何之御事哉ト相考候内、又次郎ヨリ嘆願申出候處、尙ホモ御聞届難相成旨御指令有之、右ハ如何ナル理由ニテ御聞届難相成候哉、當人へ達方ニモ差支候間此段伺出候條、至急詳細御指示被下度候也。

明治十年四月十九日

京都府知事 榎村 正直

内務卿大久保利通殿代理

内務少輔 前 島 密 殿

書面伺之趣ハ一旦版權共有候上ハ増補ノ勞力モ無之、翻刻同様ノ出板ヲ頼又次郎壹名ニテ板

權ヲ有シ候テハ、原板ヲ害シ不都合ニ付最前指令ノ通り可相心得事。

明治十年五月一日

内務卿大久保利通代理

内務少輔 前 島 密 殿

出版板權御願

頼又次郎校點標註
雲谷任齋標註圖記

一、標日 本 外 史

大本全部 二拾二冊

明治十年七月中出版

右者先人頼久太郎原著日本外史へ頼又次郎、雲谷任齋校點系譜標註ヲ加へ、且ツ卷末ニ異說ヲ付シ、處々古戰場等ノ圖ヲ挿シ、一切條例ニ背キ候儀無之候間、今度示談之上出板致度、草稿全部之内十四冊相添、猶ホ板權免許奉願候也。

明治十年六月十五日

新政施行ニ付上申

廣島縣士族

原著相續人校點
標註者並出版人

賴 又次郎 圃

京都府上京區廿二區三本木
上之町四百五十三番地寄留

岐阜縣士族

標註圖記者 雲 谷 任 齋 圃

內務卿大久保利通殿代理

內務少輔 前 島 密 殿

(附箋ノ寫)

板權共有之圖書へ註解、附錄、繪圖等ヲ加へ多少勞力ヲ費シ、特殊ニ出版スルハ原著者又ハ原著者相續人ニ限り候儀ニ付、願書並ニ草稿却下候事。

明治十年六月廿七日

地租改正條例ニ付上申

地租改正條例第二章ニ曰ク、豐熟ノ年ト雖モ増税不申付ハ勿論、違作ノ年柄有之候トモ減租ノ儀一切不相成ト此條例至當公平ナル如クニシテ、實際農家ノ苦樂ニ於テハ反對シタル論ナリ、如何トナレバ凶年ナレバ米價騰貴シ、豐年ナレバ下落スルガ故ニ、貢納金額ヲ獲ルニハ返テ豐年ニ苦シムノ形狀アリ(假ニ改正相場壹石五圓トナシ、千圓ノ地租ヲ納ムルニ此米貳百石、豐年ナレバ三圓、此米三ニ當リ平均相場ニ比較百三拾三石三斗三升三合ナリ、凶年ナレバ七圓トシテ此米四十二石八斗五升七合ナリ、豐年ニ當リ平均相場ニ比較百三拾三石三斗三升三合ニ餘) 豐凶ニ當リ如此内外ノ差ヲ生ズルガ故ニ、改租ノ公平ニシテ勞逸ナリ、舊租ヨリ若干ノ減租トナレドモ却テ貢納ノ金融ニ困苦シ、往々竹鎗ノ變ヲナス、抑モ改正ノ法タルヤ寛苛輕重ヲ均一ニシ、賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ勞逸ノ偏ナカラシメントノ 叡旨ニ反シテ民間苦情ヲ醸成ス、素ヨリ此良法ヲ貫徹セシメ實際民ノ歡喜スルトセザルトハ地方官注意ノ厚薄ニアル而已、大藏省達二期納ノ内三分ノ一抵當現米藏詰ノ方法、一時猶豫アルニ似タレドモ瓊少ニ過ギ、其實窮民ヲ救フニ便ナラズ、故ニ藏詰米ノ制限ヲ廢シ、年

地租改正條例ニ付上申

ノ豊凶、村落ノ難易ニ隨ヒ、地方官ヲシテ時機適宜ノ良策ヲ以テ金米納或ハ金額藏詰ノ方法等
執計畫、結局期限ヲ不過定額税金官納ノ儀地方へ委託相成候ハ、 叡旨貫徹、異變ノ難ヲ拂
ヒ、始メテ農民萬歳ヲ唱フル秋ニ至ルベク歟、此段愚意概略陳述仕候謹言。

明治十年二月

一等屬 吉 住 一 臣

改租金納ニ確定シテ農家困却ナスノ大意

舊來ノ租稅タルヤ封建ノ餘弊ニシテ寬ニ偏シ苛ニ流レ、素ヨリ其法齊一ナラズ、或ハ同一ノ
村落ニシテ甲村ハ六ケノ免ヲ賦シ、乙村ハ四ケノ免ヲ賦ス、加之甲ハ新檢、乙ハ古檢ナレバ殆
ンド一倍ノ差違アリ、甚シキハ一村ニ地頭數給アリテ、甲ノ地頭ハ五ケノ免、乙ハ三ケ、丙ハ
二ケノ免ヲ賦課スル等モ、積習ノ久シキニ慣レテ以テ常ト爲ス、曩ニ地租改正法御頒布以來、
各地方縷々改租ニ從事シ、土地ノ肥瘠、耕耘ノ難易、水旱ノ厚薄、運輸ノ便否ニ至ル迄、細密
精覈ヲ盡シ、適實均一ニ歸シ、毫モ不公平ナカラントス。故ニ或ハ一村ニ對シ増稅ニ及ブモア
リ、減稅ニ及ブモアリシモ、到底若干ノ減額ヲ生ズレバ則チ民間其租額ノ幾分ヲ減ゼンコトヲ

保ス、租額減ズレバ民益幾分ヲ増殖スベシ、苟クモ秋成ニ至リ、檢見蒞取ノ期日ヲ俟タズ免割
ノ勞費ナク、簡便以テ租稅一切ノ費用ヲ減ズルコト亦尠シトセズ、且ツ上下共ニ便益ヲ得ルノ
良法タル可キ乎、然リ而シテ窃カニ惟ミルニ農民ノ如キハ未ダ開明ノ域ニ至ラズ、仁恤ノ德澤
ニ浴スルヲ了知セズ、却而改租ヲ拒ミ、動モスレバ不平ヲ鳴シ、甚シキハ終ニ勢州ノ如キ暴動
ニ及ブモ一ノ村落改租ノ増額憂慮ヨリ起生スルモノト雖モ、亦一箇ノ哀情ナシト謂ハザルベ
カラズ、然ル所以ハ他ニアラズ、抑モ米穀ノ相場タル一歲ノ豊凶ニ隨ヒ昂低アリト雖モ、之ヲ
要スルニ米商人ノ籌策ニ出デ、平常安寧ノ時ト雖モ米價ヲ高下シ幾分ノ利ヲ計リ、日夜世間ニ
事アルヲ待ツテ格外ノ價值ヲ占ムルヲ業トス、就中秋成ノ後ハ四方農民收稅ヲ要シ、期限ニ切
迫シ相競テ米粟ヲ沽却ス、米商之ヲ糶スルニ低價ヲ以テシ、價低ケレバ糶ヨ多ク糶ガザルヲ得
ズ、糶ヨ糶ケバ糶ヨ低シ、農亦之ヲ推考シ、糶ヲ止メテ是ヲ抵當トシテ金ヲ借ラントスルニ、
金主亦此機ニ乗ジ高利ヲ以テス、甚シキハ金融ヲ擁閉シ、終ニ抵當ヲ沒了スルニ到ル、農家ノ
困難實ニ茲ニ極マル、地租計算上舊稅ヨリ若干ノ減額ニ至ルモ農民其益ナキニ均シ、爰ニ於テ
舊稅法ヲ慕望シ、改正ノ金納ナルヲ忌嫌ス、冀クバ今後人民ノ請願ニ依リ適宜米納ヲ允許シ、
各府縣ノ倉廩へ收入シ、而シテ各所鎮臺營所へ輸送シ(鎮臺へ輸送ノ賃金ハ鎮臺入費ニ云フテ可ナリ)兵隊ノ糧食ニ充テ、
殘米ハ各府縣ニ於テ糶賣シ、代金ハ大藏省へ收入セバ簡便ニシテ官其利ヲ得、農其業ヲ全フス

地租改正條例ニ付上申

ルヲ得、始メテ新法ノ公明ナル上意ノ仁愛ナルヲ感悅踊躍シ、改正ノ本旨ニ悖ラザルニ至ラン。

地租改正法ニ曰ク、豊凶年ト雖モ増減租之義一切無之云々成規ニ有之、然ルニ舊幕執政中ニ於テハ定免檢見取ノ法アリテ定免ノ村落ト雖モ天災ヲ受ケ損毛ノ時ニ會シテハ破免ノ法アリテ税額ヲ減ズ、亦檢見取ヲ以テ税額ヲ定ムルモ豊年ト雖モ凡ソ可増ノ度アリ、又凶年皆無ナレバ免税ノ法アルガ故ニ檢見ヲ以テスル所ト雖モ、豊年ニ當リ各別高税ヲ徵スルナシ、故ニ苦情ヲ鳴ラサズ、然ルニ改正ノ法タル豊凶ニ拘ラズ最初取極ノ税額五ケ年平均ヲ以テス、此五ケ年間ニ非常凶荒皆無等ノ年ナケレバ平均シ得テ平年ノ收穫タル理ナリ、以テ各地ノ地價ヲ得、此地價ヲ以テ凶年ニモ同價ノ二ケ半ノ税ヲ徵收スルハ聊カ不相當ナルベキ歟、是レ則チ凶年ト雖モ減租ナリガタキ云々成規ノ實際難行所以ナリ、因テ是ヲ救フノ良法御詮議被爲在度事。

定 免

反別六町壹反七畝九步

一、米三拾六石三斗九升九合

此粃七拾貳石七斗九升八合

反米五斗九升内

坪粃七合九勺

三分以上損毛ニ付

破 免

反 別 同

一、米貳拾三石六斗五升九合

此粃四拾七石三斗壹升八合

外米拾貳石七斗四升

此損毛步合三分四厘九毛

反米三斗八升三合

坪粃五合壹勺

破 免 減

檢 見

明 治 五 年

反別貳拾五町壹反九畝步

一、米百七拾五石九斗四升七合

此粃三百五拾壹石八斗九升四合

豐 作

反米七斗五升内

坪粃壹升

明治六年

反別同上

一、米八拾五石四斗壹升壹合

此粃百七拾石八斗貳升貳合

水 損

反米三斗三升

坪粃四合四勺

明治七年

反別同上

一、米百貳拾四石七斗四升六合

此粃貳百四拾九石四斗九升貳合

旱 損

反米四斗九升五合

坪粃六合六勺

五ヶ年平均

米百四拾石五斗壹升五合

豐作平均
水旱損

豐 作

五年ト差引

米三拾五石四斗三升貳合

增

水 損

六年ト差引

米五拾五石壹斗四合

減

旱 損

七年ト差引

米拾五石七斗六升九合

減

地租全額之五歩通り米納ヲ允許アル時平均相場ヲ用フル乎、時相場ヲ用フル乎、兩條ノ可否左之通り愚考仕候。

平均相場ヲ以テ米納ヲ許可ス

一、平均相場壹石ニ付金四圓八拾八錢

十一月、十二月平均時相場金四圓

如斯米價下落ナルトキ平均相場ヲ以テ米納ヲ許セバ人民他方へ賣却スル壹石ニ付金四圓ナルモ、官ニ上納スレバ八拾八錢ノ價ヲ増出シ、金四圓八拾八錢ニ納ムルヲ以テ金融ノ辨否ト米穀ノ多少ヲ不問、舉テ米納ヲ欲スベシ。

地租改正條例ニ付上申

時相場金五圓七拾錢

如斯キ米價騰貴ナルトキニ當テハ貢租米納ヲ許スモ人民他方へ販賣スレバ則チ代價金五圓七拾錢ナルモ、官へ納ムルニ至レバ則チ四圓八拾八錢ノ割ニテ受納スルヲ以テ、現ニ壹石ニ付八拾貳錢ノ損失ヲ生ズルノ姿ナレバ、實ニ無據金策ニ塞スルノ外ハ米納ハ不欲ベシ。右之如クナレバ五ヶ年平均相場ヨリ時相場騰貴スル時ハ確實ノ租金官庫ニ收スルト雖モ、之レニ反シテ相場下落スル時ハ平均相場ト時相場トノ差數ノ金額全ク減租ノ姿ニ相成候乎。十一月、十二月ノ時相場ヲ以テ米納ヲ許ス。

一、平均相場壹石ニ付金四圓八拾八錢

時相場金四圓

如斯米價下落ナルトキ米納ヲ許ス、人民平均相場ノ壹石ニ對シ壹石貳斗貳升ノ米ヲ納ムルト雖モ、現ニ外方へ販賣スルモ亦時ノ相場ヲ以テスレバ敢テ増租ヲナスニ非ラズ、而シテ避村金融不辨一時販賣ニ困却シ、百方不得止正米ヲ以テ抵當ニ入レ金策スルノ時ニ至リ、姦商機ニ乘シ相場ヲ動カシ類外下直ニ抵當ヲ約シ、加之高利ヲ出スノ憂ヒアリ、依テ前顯之如ク平均相場壹石ニ對シ貳斗貳升ノ増米ノ姿ナルモ甘ジテ米納ヲ欲スルナラン。

時相場金五圓七拾錢

如斯米價騰貴ナルトキ時相場ヲ以テ米納ヲ許ス、平均相場ノ壹石ニ對シ現米八斗五升六合ヲ以テ價ヲ同フシ、壹斗四升四合ノ減租ナルニ似タリト雖モ、官此收納米ヲ賣却スルトキ右ノ割合ヲ以テ金ニ替レバ其金額全ク減租ニ非ラザルナリ。

右ノ如ク米納ヲ許セバ人民一時金融ノ爲メ姦商ノ餌トナルヲ脱シ、不融通之僻村モ金策ノ勞ヲ免レ、人民ノ胸間幾分歎安カラシ、故ニ相場高下アルモ是レヲ販賣スレバ其金額ニ於テ増減ナケレバ金融不辨ノ村落米納ヲ得ル其便益幾分歎、亦官ニ於テモ是レヲ賣拂、則チ最初確定シタル地租ノ金額トナルヲ以テ豫算ニ比較シ格外ノ増減租モ有之間敷歎、左スレバ時相場ヲ以テ米納ヲ允許スル方官民ノ便利ナランカト相考候事。

地租金納期限左之通り成規アリ

- 一期 七月ヨリ 九月マデ
- 二期 翌年三月三十一日迄

右之如クニ付時相場ヲ以テ地租ノ米納允許アルモ一期納ニ米納ヲ示ストキハ、米實未ダ熟セザルノ時節ニテ十二月ニ至ラザレバ立毛全ク取入濟ノ機ニ不至、然レバ一期納ニハ米納ヲ示シ二期納ノ内翌年一月ヨリ三月迄ノ内へ米納ヲ示セバ、敢テ差支ハ有之間敷哉ニ相見込候。

地租改正條例ニ付上申

右上申候也。

十年七月

地券掛

神官僧侶之義ニ付上申

官國幣社神官並ニ諸寺院僧侶之輩ハ元來行政上ニ關係無之候處、當今官員ニ準ジ御取扱ニ相成候ヨリ、人民之方向一ナラズシテ神社寺院自然官府之體裁ヲ模擬シ候様成行、後來不可謂弊害ヲ醸成可致ニ付、右官員ニ準ジ候御取扱斷然御改正相成度候事。

一、府縣鄉村社祠官祠掌之義即今官廳ニ於テ任狀相渡是又官員ニ被準候制規ニ候處、右者元來民費ヲ以テ給料ヲ差遣シ、人民ヨリ撰舉致シ候者ニ付、官廳ニ於テ任狀相渡シ候義ニ及不申間敷、又官員ニ被準候事ニモ及不申間敷ニ付、以來ハ人民ヨリ何某ヲ祠官掌ニ人撰之義願出候節、其書面へ官廳聞届之指令ヲ付シ候事ニ御改正相成度候事。

教部省被廢候ニ付以後神官僧侶處分見込

- 一、教導職被廢度候事。
 - 一、神官ハ管轄地方廳ヨリ撰定スベシ。
 - 一、神官等級ハ社格ニ應ジ取定ムベシ。
 - 一、神官人員ハ地方之適宜ヲ以テ定ムベシ。
 - 一、僧侶其宗門内之等級ハ各本寺ニ於テ學力之優劣ヲ以テ定ムルコト妨ゲナシ。
 - 一、寺院住職ハ管轄地方廳ニ於テ取定ムベシ。
 - 一、同斷等級ハ其寺柄ニ應ジ取定ムベシ。
- 右之通り御改正相成候ハ、地方之事務ニ妨ゲナク、且ツ名勝舊跡保存方等ニ付テモ尤モ便益不尠儀ト奉存候也。

物ニ本末アリ、事ニ輕重アリ、事務ヲ執ル者尤モ注意セザル可ラズ、然ルニ其末ナル者ト輕キ者ニ汲々タルトキハ、本ナル者ト重キ事ニ遺漏ヲ生ズ、民政ニ關スルモノハ煩細ヲ厭フ可カ

ラズト雖モ、省ク可キヲ省キ、略ス可キヲ略セザル時ハ煩苛終ニ堪ヘ難ク、肝要理治ノ方ヲ失フニ至ル、將來大ニ民政ヲ擴張セント欲スレバ豫メ此弊ヲ除カザル可ラズ、其條多々ナル可シト雖モ、先ヅ目下一二ヲ舉グル左ノ如シ、希クバ他ニ準ジテ逐次除煩ノ御詮議アラシコトヲ。

一、出版届板權願共出版條例附則ニ據リ都テ地方官ノ奥書ヲ要スル事。
圖籍發行ニ關スル願届等ハ一枚摺ト雖モ、一切地方官ノ奥書ヲ要シ候儀ニ付、遊女藝者ノ名附俳優ノ評判記、女身振狂言ノ大寄杯鄙陋ノ書ニ至ル迄一々奥書致候ハ實ニ笑止ノ事ニ候、因テ右等ノ書ハ申スニ不及、都テ出版ニ係ハル願届書ハ每通ヲ一纏ニ合シ、添書一通ニテ進達致度候事。

一、社寺ヨリ申出候諸願届書類一々地方官ノ添書ヲ要スル事。

本文ノ如キハ是迄舊教部省ノ達ニ依リ數件ノ書類ヲ一纏ニナシ添書致來リ候處、同省被廢内務省内へ社寺局被置候後、又一々添書致候様ノ達有之、右ハ如何ナル譯歟ヲ知ラズト雖モ實ニ煩勞ニ不堪儀ニ付、此等ノ件モ前文同様每通ヲ合括シ、一通ノ添書ニテ進達致度候事。

一、區畫ニ種別ヲ要スル事。

區ニ大區アリ、小區アリ、學區アリ、裁判區アリ、警察區アリ、各種ノ區交互錯綜、實ニ不便不尠、因テ當府ニテ從來相定メ來リ候通り一郡中ニ區ヲ置キ、右各種ノ區ハ都テ廢シ、此郡中分區ニ從フ可キ事。

當府下人民建家之義ハ平常ニ其所有之權利ヲ明確ナラシメン爲メ先般伺濟之上、家券ヲ豫テ製シ置キ、讓與賣買又ハ金穀借預抵當之便宜ニ相備ヘ有之候處、一昨八年十二月諸建物書入質入ノ規則御發行ニ付、當府下之義ハ前書之通り家券所有候ニ依リ、則チ其券ヲ相用ヒ書入質入之規則ニ折衷シ並ビ行ハレ候様致度段其節伺出候處、一般之規則ニ牴觸シ候條御採用難相成旨御指令ニ付、爾來家券ハ廢止ト相成候、然ルニ追々書入質入之規則ヲ施行候處、不便利之廉モ有之、且ツ貳番三番之書入質入ニ際シ、奸智之者ハ不當之金融ヲ致シ、區戶長之ヲ推察仕候共、其順序ヲ經タル時ハ金額之多寡ヲ可否スベキ權利モ無之、其結果ニ及ンデ物議ヲ生ジ、困難ニ陥リ候者モ有之、或ハ至急金融ヲ致度モ證札之外ニ彼是多端之手數相懸リ、容易ニ取引出來難キニ依リ黙止スル者モ不尠、又ハ區戶長ノ役場ニ至リ所有ノ建家ト雖モ現在居住ノ家屋ヲ抵當ニス可キ旨申出ヅル等ハ、衆目ニ觸ル、ヲ厭ヒ金融ノ用ニ備ヘザル者モ儘有之、折角不動産所有候モ臨機急俄之用ニ難立候テハ其證無之、右等之件々ハ人民ノ心得方ニ依ル可キ義ニ候ヘ共又人情ノ然ラシムル處、推シテ察ス可ク、書入質入之規則判然相行ハレ有之候共、陰ニ右邊ノ

情態有之候而ハ、終ニ金穀流通之道ヲ遮隔スルニ至ル可クト相考候ニ付而ハ、前條家券之如キ
確證ヲ常ニ所有セバ縱令私ニ抵當ト爲スモ支障之筋無之ノミナラズ、死後ニ至ツテモ其所有明
確タリ、其方法ハ別紙之通りニ有之候、御參考ノ爲メ錄上ス。

券狀

上京第廿七區

御池通油小路西入森之木町北側

壹軒七步役

表口 五間 壹尺

東隣 古田 重兵衛

裏行 拾七間 貳尺

北隣 爲井 ぎく

建家 壹ヶ所

右之通り所持ニ相違無御座候處今般券狀御改正ニ付 御割印奉願上候 以上

何年 何月

持主 何 條 某團

戸長 何 條 某團

五人頭 何 條 某團

右之通り相違無御座候 御割印奉願上候 以上

京都市中
從來之沽
券狀ヲ御
一新後庚
午之歲御
改正ニ相
成候寫
但此券狀
ハ地券御
發行之節
御引換ニ
相成候事

書面之通申出候依而與印仕候 以上

區長 何 條 某團
副區長 何 條 某團
總區長 何 條 某團

永代賣渡券狀

上京第廿七區

西洞院通御池下ル三條坊門西洞院町西側

九 步 役

表口 貳間 五尺 七寸

北隣 大井 彌吉

裏行 拾三間 半五寸

南隣 勝島 孫兵衛

但シ建家壹ヶ所地尻ニ五尺溝池ハ券地外ニ御座候

右書面之通り我等所持致候得共、此度其方へ賣渡シ代金三百貳拾五圓慥ニ請取申候依而
御割印被下置此沽券狀相渡候上ハ親類其外地境故障毛頭無之候、萬一彼是申出候共屹度埒
明可申候、爲後日永代沽券狀如件

明治七年二月廿五日

賣主 杉山 吉兵衛 團

地租改正條例付ニ上申

四一七

御改正券
狀ヲ賣渡
候節之書
式寫
但此券狀
ハ地券御
發行之節
御引換ニ
相成候事

戶長 勝島孫兵衛團

伍人頭 中川萬助團

吹舉人 平松藤七團

下京第拾六區壹興町松原下ル町

賣請人 木村清七團

木村庄兵衛殿

右之通り相違無御座候 御割印奉願上候 以上

同月廿六日

區長 何 條 某團

副區長 何 條 某團

書面之通申出候依而與印仕候 已上

總區長 何 條 某團

家屋數ヲ讓リ渡候

讓 狀 之 事

一、當町我等所持之家屋敷何ヶ所此度長男某へ讓渡申處實正也尤モ親類縁者其外他所ヨリ違亂妨申者毛頭無御座候爲後日讓狀依而如件

明治何年何月

讓主 何 條 某團

上京第何區何々町

戶長 何 條 某 殿

町 中

所持之家屋敷ヲ死後ハ誰々へ相讓リ可申旨之證書之寫、之レヲ死後讓ト稱へ來候

讓 狀 之 事

一、當町我等所持家屋敷何ヶ所我等死後者長男某江相讓申候處實正也、尤モ親類縁者其外他所ヨリ違亂妨申者毛頭無御座候爲念讓狀依而如件

地租改正條例ニ付上申

家屋敷ノ親族ノ親類縁者其外他所ヨリ違亂妨申者毛頭無御座候爲後日讓狀依而如件

右長男而之讓某之

通可相之讓

無之或事

右地券之餘白ニ建モノ而已書載セ候券面調達爲致、是迄之通り於府廳割印之上、下ゲ渡置候ハバ可然ト相考候、右之通取計御差障リ無之哉。

前條一般之地券下ゲ渡候上ハ市中ニ限り建家ハ券面へ府廳ニ於テ割印等致シ候儀御趣意ニ相觸レ候ハ、各區長、戶長共ニ於テ等ト取締與印等イタシ候證書爲相渡置歟、何レニモ從來右券狀ヲ證據ニ取引融通致居候義ニ付、地券而已ニテハ差支出來可申、右ハ各區々長共ヨリモ兼テ心配之段申出、於當府モ彼是懸念イタシ候ニ付、兩條之通り相伺候、否ヤ至急可然御指揮被下度此段相伺候也。

明治七年三月二日

京都府知事 長谷信篤 匳

內務卿 木戶孝允 殿

書面家券調達之義ニ付伺出之趣ハ右施行方法及券面帳簿取扱方トモ渾而昨明治六年租稅寮改正局日報第十六號香川縣へ指令之趣ニ照準草案取調尙ホ可伺出事。

但シ地券之義ハ家券ト全別種之義ニ付右家券ニ不關別段下ゲ渡方取計可申事。

明治七年四月十八日

內務卿 木戶孝允

御伺濟之上家券發行兩度之御布告並ニ圖面賣買讓渡等之節家券之換書式之寫

管内各人民家屋所有之權利ヲ保護スルタメ家券發行候條左之書式ニ照準、夫々區戶長ニ於テ取調ベ、市中ハ來ル明治八年三月限り、郡村ハ同上五月限り證印可願出事。

一、證印願出候節ハ家券壹通ニ付左之割合ヲ以テ手数料可相納事。

一、家券代價百圓以下 金 五 錢

一、同百圓以上五百圓迄 同 七 錢 五 厘

一、同五百圓以上 同 拾 錢

一、向後新規家建並ニ模様替讓受買得等ニテ新規家券又ハ書替證印願出候節モ手数料前同斷之事。

一、建家原價之儀ハ夫々持主ニテ相當之代價取極メ書式之通り券面書載可致事。

一、家券ハ書式之通り相認メ本紙控貳通可差出事。

右之趣管内無洩相達者也。

明治七年十二月

京都府知事 長谷信篤

家券發行之儀當府昨年第四百九拾七號ヲ以テ及布告置候處、調方心得區々ニ相成候趣ニ付、今般市中區戶長會議申付、別紙之通り建議伺出候ニ付聞届爲心得相達候事。

地租改正條例ニ付上申

- 一、同斷市中ハ三月限り證印可願出旨布告之處、四月三十日迄延期申付候事。
 - 一、建家評價人各區貳人宛撰擧四月十日迄ニ姓名可届出事。
 - 一、建家原價之儀ハ夫々持主ニテ相當代價取極、書式之通り券面可書載旨及布告置候處、改之所有主ニ而先ヅ代價申出、戶長評價人其當否ヲ檢シ相當之價ヲ定メ、券面へ記載スベシ、若シ所有主之申出不相當ト考候時ハ、他之區之評價人五名ニ下ラザル員ニ入札セシメ、其下位ヲ以テ價ヲ定ム可シ、尙ホ疑敷調整有之ニ於テハ府廳ヨリ直ニ檢査評價セシムル儀モ可有之事。
 - 一、家券書式ハ別紙之通り改正候事。
- 右之通管内無洩相違者也

明治八年三月

京都府知事 長 谷 信 篤

本月廿七日勸業場ニ於テ家券會議ヲ起シ衆議ノ可トスル所ヲ採リ以テ本日ノ決議トスル條件左ノ如シ。

家代金ヲ定ムルコト

- 一、家代金ヲ定ムルニハ、先ヅ其家主ヨリ現場アル所ノ建家ヲ相當ノ價ヲ以テ書出サシメ、而

シテ評價人二員ヲ撰定シ戶長ト共ニ之ヲ檢査シ、若シ其價不當相ト見ルトキハ又他區ニ於テ評價人五名ニ下ラザル員ニ入札セシメ、其衆議公同ナルヲ採リ定價ヲ決スルコト。

家券ノ體ヲ定ムルコト

- 一、別紙ノ如シ。
- 一、家代金ヲ記載スルニハ何百何拾何圓何錢何厘何毛トアルモ四捨五入ノ法ヲ以テ錢ニ止メ厘毛ヲ除キ計算ス。
- 一、坪數モ亦何百何拾何坪何合何勺ヲ合ニ止メ四捨五入ノ法ヲ以テ記載ス、浴室並ニ廁ハ全坪數ヲ計算セズ。
- 但シ二階建、三階建ハ必ラズ敷板アルヲ以テ二階建、三階建幾坪ト稱スベシ。
- 一、券面ヲ改ムルニハ其所有主ノ事故アルヲ以テ改ムベシ、假令バ家ヲ建添取除キ或ハ子孫讓リ替賣買等ノ節ナリ。
- 但シ建添取除キノ節ハ現場代價ヲ評價人ニ見セ代價ヲ定ムベシ。
- 賣買ノ節ハ現場取引ノ代價ヲ券狀ノ裏面ニ記載シテ願出ヅベシ。

明治八年三月三十日

議長 市田 文次郎
幹事 遠藤 彌三郎

地租改正條例ニ付上申

年號月日

持主 何

某 團

第何區何町村何番地

證人 何

某 團

第何區

正副區戶長御中

第四 券狀書式

盜火難等ニテ家券紛失燒失致シ候ハ、速ニ其情實相届ケ左之書式之通り受書差出シ新割印受取ベシ。

上下京伏水
山城國何郡
丹波國何郡 第何區何町村何番地第何號家券盜火難ニテ紛燒失致候ニ付御調之上御渡被下請取申候、就而ハ最前紛燒失之家券ハ爾渡可爲不用旨承知仕リ依而御受書如件

年號月日

持主 何

某 團

第何區何町村

證人 何

某 團

第何區

正副區戶長御中

第何區何町村

證人 何

某 團

第五 券狀書式

諸建物書入質入規則御發行迄は此書式之證書ヲ以テ取引致居候事。

印紙 家屋質入證券

京都府管下 上下京伏水
山城國何郡
丹波國何郡 第何區何町村何番地建家

一、家 券 狀 壹 通

右爲引當金何百何拾圓借用申候處實正也、然ル上ハ壹ヶ月何歩ノ利息ヲ加ヘ明治何年何月ヨリ來ル何年何月限リ元利共皆濟可申候、萬一及違約ニ於テハ新券狀ニ仕替御渡可申候、爲後

地租改正條例ニ付上申

日因而如件。

年 號 月 日

上下京伏水
山城國何郡
第何區何町村何番屋敷

借主 何

某 團

同 所

證人 何

某 團

上下京伏水
山城國何郡
第何區何町村
何 某 殿

裏書ニシテ

表書之通り相違無之者也

年 號 月 日

正 副 區 戶 長 團

地租改正ニ付テハ年之豊凶ニ拘ラズ租稅増減ナシト雖モ、豫メ救窮之法ナクンバアルベカラズ、依テ從來府下施行ノ社會規則ヲ上申ス。

社 倉 規 則 書

此社會を稱するといへども、強ち古人社倉の法を襲ふにあらず、義倉社倉
 および當時諸會社の良法を折衷し、時に隨ひ處に應じて此規則を建るなり。蓋し凶荒火災水
 難疾疫 其外非常の災に罹り、自立する事能はざる民を助くる設けにして、平生遊惰放蕩
 自ら困窮に陥る徒の食料を給する爲に非ず、此事に關する官吏謹んで人民御保全の
 聖旨を奉戴し、濫出糜用の弊を警め、此社に從事するものは人間互に濟救
 するの道を辨へ、此社の救助を蒙る衆庶は人生自ら生を營むべきの理を解得し、共に持
 廣濟國に報ゆるの誠心を貫徹せむ事を冀ふのみ。

明治四年十月

大參事 榎村正直 誌

第一條

社倉キホンモミの基本もとは一郡ゴト毎に凡三千石と見積り、年數限りなく其員ツカサに満るミツを肝要カンユウとす。
だじじのところ

第二條

田畠デンハダ高壹斗以上を所持シヨチするものは、其高の五十分壹のモミを年々納むべし。

但し此計算ケイサンは斗トに満つる高をもつて算當サンダウし、升合セウスウの少數スセは捨トラザルて不取スセなり、譬タトへば壹斗九升九合の高ある田畠を所持するものにも壹斗の五十分一二合のアダを納めて、九升九合の高に當る分は納むるに不及オヨバザルなり。

第三條

雇人ヤトヒニン（一時の雇キヤトひにあらず、半季以上の奉公人を云ふ）あるもの壹人に付キヤト貳斗充を年々納むべし。

第四條

右ミキの二條は若し凶荒キヨウワウの年トシに逢アふ時は、其年オサの納めは差止サントむべし。

第五條

田畠山林家屋敷デンハダサンリンイヘヤシキを買得バイトクするものは其價アダイの百分一を其時限りに納むべし。
かひとする ねだん オサ

第六條

凶荒キヨウワウを慮オモンり窮民キウミンを救スグふに志コ、ロサシあるものは其意ソノコ、ロマカに任せて何程ナニホドの金穀キンコクにても納むべし。
りやうけん なんぎなるもの かねこめ

第七條

此社衆シユウリヨク力を以て基本キホンを積ツムといへども、其規則及び貯蓄チヨチクは府廳フテヨウの保護ホウゴに依れば、規則の改カイ正セイ、貯蓄チヨチクの出納シュツダツも亦都マダスベて府廳フテヨウの允准インツンを得て行ふべし。
だじじれ オコナ

第 八 條

社中の役員は取締役壹人、副取締役壹人、勘定役壹人と定むべし。

第 九 條

取締役は其郡大庄屋兼之、副取締役は郡中村庄屋の内より公撰入札をもつて兼之、毎年八月交
代すべし、勘定役は衆議の上其職に適ふものを雇入れ、取締役、副取締役の差圖を奉ず可きも
のなれば、社中に非ずとも可なり。

第 十 條

取締役、副取締役は大小庄屋より兼勤にて本給あるものなれば、社倉に従事するを以て別
に給料あるべからず。

第 十 一 條

社中の入費勘定役の給料等は社倉貯蓄の内を以て是に充つべし。

第 十 二 條

此社の積立穀は第二年より新舊轉換貸附の法を用ひて腐爛の害を避け、利息の富殖を計
るべし。

第 十 三 條

新舊轉換の法は第二年の秋熟を見定め、初年の積立穀を中分し、半方は其儘貯置、半方は貸
渡し、第三年の十月に至り新穀を以て返納を約すべし。

第 十 四 條

前章の法第三年に至れば第二年に半方貯へ置きたる初年の積穀と第二年の積穀と不殘貸渡し、

第四年の新穀を以て返納を約し、第三年の積穀は盡く貯へ置くべし。

但し第四年後は都て前年の積穀を貸渡し、其年の積穀を貯へ置く事追年順次皆斯の如くなるべし。

第十五條

積穀を貸渡すは毎年二百十日後其年の秋熟見定めの後貸出すべし。

返納は翌年十月限りたるべし。

第十六條

平常積穀貸渡の要旨とするは、荒地起し返し、田畠開墾、牛馬買入、水筋便利のため溝渠修繕の料肥し、代其外都て農業職業のために借用するものに貸渡し、其力を助くるに着眼すべし。

第十七條

貸渡穀は壹ヶ年壹割の利息たるべし。

第十八條

然れども凶年に窮民に貸渡し、或は臨時火災水難等に逢たるものに貸渡しには右の限りに非らず。薄利或は年賦貸等其時の評議をもつて定むべし。

但し薄利たりとも五歩を下るべからず、年賦たりとも七年を出べからず。

第十九條

此社の積穀は専ら當郡濟窮備荒の爲なれば、管外に貸す時は利足一割を越ることも勿論妨げなし、返納は必らず十月收藏の時を過ぐべからず。

第二十條

此社に金穀を納むるもの他年若し臨時非常の災難に逢ふて困窮におよぶときは、兼て納む

トコロ^キ金穀原數を差返し、且つ貸渡し穀の詮議に及ぶべし。
かねこめものかす

第二十一條

借穀を願ひ出るときは五人頭、庄屋奥印いたし、取締役、副取締役可否および利息の厚薄、返納期限、年賦の定め等見込を付け府廳え差出し指揮を受くべし。
カシコク、ネガ、イッ、シヤウヤクイン、ナラキゲン、ネンブ、サダ、トウミヨミ、ツ、フチヨウ、カヒ、サシゴ

第二十二條

積立穀と貸渡し穀との利子を合して兼て基本と目的とする處の三千石に滿れば、其年より石高納め雇人納めの二法を止むべし。
ツミダテマイ、マイ、リシ、カネ、キホン、モクテキ、イダ、ミシ、コクダカラサ、ヤトヒンラサ、ホウ、トメ

第二十三條

基本穀三千石に滿たる翌年よりは貸渡し穀の利子の内、社中諸入費を引去り残る利子をもつて社中原納の金穀を年々割り返すべし。
ゲンナフ、キンナフ、カヘ

第二十四條

社中原納金穀割返しは凡て納社の前後に隨ふべし、譬へば初年納社の割返し皆済して後、第二年納社の割返しに及ぶが如し。
スベ、ナラシヤ、ゼンゴ、シダガ、ダト、カイサイ、カイツ、ミナサマ

第二十五條

社中の議員は村々庄屋及び三十石以上を納社するもの、および石高納め雇人納めは一ケ年三十石以上を納むるものたるべし。
キケン、サウダンヤク

第二十六條

社中衆議と稱するは、取締役、副取締役、村々庄屋右議員たるべし。
シユウギ、シヨウ、サウヒヤウギ

第二十七條

公撰入札の人員も右に同じ。
ツンケン、ミキ、オチ、ヒトカサ

第二十八條

議事入札の多寡を計算するには三十石を納むる者を議員一員と定め、六十石を納むるものは一人にして二員の權を有す、九十石に滿るものは三員の權を有すべし。
但し高納め雇人收めのものは一ヶ年三石を壹人前の議員とす。

第二十九條

取締役は役前オケゼンのみにて議員三人の權を有す、副取締役は二人の權を有す、村庄屋は壹人の權を有す。

但し取締役にして三百石社納のものは議員十三人に當り、副取締役にして三百石社納のものは議員十二人に當り、村庄屋にて三百石社納のものは議員十一人に當ると知るべし。

第三十條

社會の鑰カキは常に出廳シユツテヨウに納め置き開鎖カイサの時に下げ渡すべし。

第三十一條

社會開鎖シヤウカイサ及び社中衆議會計等時々府廳より役人を遣はし監督カントクせしむるの理リあるべし。

第三十二條

毎年社會明細帳メイサイチヤウを調べ、寫相添へウツシアイツ（勘定役掌之）取締役、副取締役與印、翌年正月限り府廳へ差出し、檢印ケンインを請け、速に社中へ無洩公布モレナクコウフすべし。

第三十三條

如此規則を定むるといへども後年改正コウネンカイセイすべき箇條あるときは、衆議の上取締役、副取締役、郡中諸村庄屋總代、議員總代連署レンシヨを以て申出べし。

白石資風日記拔萃

安政五年戊午

正月十五日 廉作薩摩行發足 廉作實名資敏即正一 郎資風ノ實弟ナリ

二月十三日 在筑の工藤、沖中二氏さつまの井上彌八郎氏など上下四人來訪。 工藤、沖中ノ二氏元ト薩士、故アツテ此

時筑前ニ在リ

十八日 右の四士陸地岩國行。

廿六日 沖中氏岩國より歸關、工藤、舟上の兩士上阪、今日さつまの苦船新役 岡山縣令高崎五六ノ實父 高崎

善兵衛君來訪、是は工藤氏の親戚のよし兼て承る、今夜及深更廉作薩摩より歸り來る、在筑の北條右門氏同道にて歸關。

二十七日 北條、高崎、沖中一席にて談話、北條、沖中滞在。

苦船ハ諸港ヨリ繁キタルニシテ天下ノ形勢ヲ一見ノ開シテ報知スルニシテ云フ者ト云フ

三月三日 薩藩毛利強兵衛氏來訪。

四日 北條、沖中兩士歸筑。

廿日 工藤、井上の兩士上方より歸り入來、廿八日歸筑。

四月四日 工藤氏又入來、八日歸筑。

十八日 工藤氏又々入來、五月三日歸筑。

六月十二日 苦船の高崎翁入來、有談、薩州産物の藍玉の事承る。

二十三日 薩州藍玉の事にて正一郎出萩。

八月十日 正一郎歸宅、薩長藍玉交易御取組事相調ふ。

九月十四日 正一郎薩州行發足、十一月三十日歸宅。

十二月一日 薩の高崎喜兵衛氏 善兵衛ノ一家ナリ 來訪、江戸行也。

八日 竹崎目明仁作申來る、其譯は先達而薩行御留守中に京都の忍向と云ふ僧の事に付京都の

中野甚介 目明體ノモノ、由 御口書を乞に參候段申來候故、程能くをさまり候様相願置、追而品物など差遣す。

十二月九日 中野甚介、おのれへ相對の義申參候故及相對候、中坐勝之助と云ふもの及び馬關の目明松屋久吉、竹崎目明仁作など同道にて來る、中野甚介より土産持參に付、此方にも大に

是ヨリ先氏同僧の事に付京都の忍向と云ふ僧の事に付京都の追而品物など差遣す。

跡ヲ綱人
實ハ兩得
白石ヲ投
テ船ヲ航
若松ノ航
スルコト
ヲ得タル

馳走いたし、品物など遣し候處、凡て無事にをさまり□に相成致安心候。
十二日 筑前亡命の平野二郎入來、止宿す。
十三日 工藤氏入來、廿四日歸筑。
十五日 薩州板鼻俊藏と云ふ人江戸より歸りがけ立寄られ、直様歸薩。

安政六年己未

正月五日 夜に入り薩州堀仲左衛門氏來訪、止宿。舊七日出立、江戸行也。
七日 薩藩有馬新七、桂民之進、米良喜之介、石見半兵衛の四士高崎翁誘引にて入來、同八日堀氏船未出再び入來、止宿、同九日右五士發足。
二月二日 平野二郎氏上方より歸關、止宿、同八日歸筑。
十六日 平野氏又々入來、止宿。
同日 筑前大島玄海洋中ニアル一島嶼の大宮司河野若狹之助來訪、上京の由。
十九日 河野、平野同行、上方行。
三月二日 平野二郎變名宮崎司備中連島より來書。
三日 菅船新役濱田勇右衛門氏高崎翁誘引に而入來。

平野二郎
變名宮崎
司

十日 宮崎司備中より歸關。
十五日 宮崎と廉作と同道筑前行、同廿八日夜兩人とも歸關。
四月廿六日 薩州有村春齋氏より來書、内に宮崎屈の分も入組來る。
五月六日 薩州侯馬關御止宿に付、太夫島津豊後殿旅宿へ御尋申上候處、御逢有之同七日早曉より正一郎小倉へ渡海、御用人三原藤五郎氏相尋、御相對何角と及談話候。
十三日 舊藩與倉猶二郎氏へ常陸帶二冊かす。
七月十七日 宮崎備中より歸り來る。
二十一日 宮崎と廉作同道筑前行。
二十九日 益山東石と云ふ人入來、有村春齋氏の書翰持參。
八月九日 廉作筑前より歸る。
十五日 春風樓にて高崎翁と及談話、今夜宮崎筑前より歸關。
十九日 高崎翁來談、當夏の頃よりあるまがものゝために薩長交易大破に相成候而、矣故高崎翁も不首尾にて久敷來訪も無之疎遠之處、今日より之々游來。
二十七日 徳山藩本城江村彦之進來訪、止宿。同廿九日出立、九州行。

能クシ尊攘ノ大義ヲ辨知シ大事ヲ託スルニ足ルモノ也、故ニ資風ト交リ深シ

因ニ云フ春風樓ナルモノ醤油屋文造ト呼ブ一妓樓ノ主人ニシテ皇學ニ志シ厚ク和歌ヲ

十一月八日 本城、江村兩士九州よりかへり來り、止宿。
 十二月五日 筑前より工藤氏來駕、同廿九日歸筑。
 二十九日 夜半濱門を叩き薩藩堀仲左衛門氏、高崎猪太郎即ち高崎五六君也、原田彦右衛門兩士と同道、急御用にて歸薩のよし來訪、但し高崎翁此方へ滞在に付來駕なり、薩州の御交易一條先達て讒訴故に此方手を引き居候段氣の毒におもはれて其取成十に八九相調候様可致との懇切の談話承る、同晦日堀君、高崎猪太郎君、原田氏三人同道歸薩、高崎善兵衛君と宮崎司氏兩人は滞在、越年。

安政七年庚申 (後萬延と改元)

二月十二日 廉作さつま行。
 十七日 薩藩田中直之丞氏來訪、江戸の密策即ち櫻田一舉ノ事承る、路費不足の由にて之れを辨ず、大急歸國との事に付大里迄漁船にておくる。
 二十二日 高崎翁歸薩に付滞薩の廉作へ一書を托送す。
 廿六日 堀仲左衛門氏來駕、過る十九日出立のよし、廉作田中などいまだ着薩不致候内出國の由、今夜止宿、翌廿七日上阪。

景明竊ニ
 江戸ノ變
 動アルヲ
 聞キ時ヲ
 少キルヲ
 キ君候ノ
 東下ヲ駐

廿九日 宮崎司氏筑前行。

三月二日 筑前工藤氏より飛脚來る、製練所產物一條に付早々致出筑候様に申來る、同五日宮崎氏よりも此事にて態々飛脚來る。

五日 夜正一郎直様大里へわたり、今夜富野資風妻ノ家元小倉城外一里ニ在リへ一宿、同七日福岡着。

八日 工藤氏の周旋にて御用人吉永源八郎氏の宅へ罷越、談話の末馳走有之。

九日 宮崎氏の實父何某及び舍弟など旅宿へ尋來り、種々饗應有之。

十日 工藤氏誘引にて澤原與左衛門氏宅へ行、熊谷丈平、清水正平、入江勝四郎、大内左内等の諸氏へ逢、大に馳走有之、此宿は皆々製練所御產物邊りの役人也。

十一日 製練所御產物諸品一見に罷越す。

十五日 戸田六郎、小田部龍左衛門、平山宇八郎の三士旅宿へ來遇、夜に入り北條右門氏、姫島より渡海にておのれが旅宿へ入來。

十六日 高橋亭にて工藤、北條の兩氏より別盃のまうけ有之、同日晝後福岡出立、宮崎同道にて十七日歸關、今日新苦船役人岩城氏着關。

十七日 正一郎歸宅にて相承る、去る六日薩の田中直之丞氏來り、先日の金子返却手紙一通殘し有之、其内に高崎猪太郎氏よりの書翰、又大久保大久保利通公氏より宮崎へ當る書狀も有之、直

様宮崎氏へ相渡す、扱て田中は其翌日七日出帆上阪の由。

十八日 馬關風聞、江戸表先達て騒動有之由承り、直様宮崎氏あみたし状屋のたらひや迄罷越、實否聞合候處、井伊侯櫻田にて殺害に逢候由、水藩十七人事を擧げたと申事也、翌十九日右の風聞を薩州に爲知狀數通仕出す、宮崎分も入組苦船へ相頼。

二十四日 薩州侯江戸登り御延引のよし相承る。

二十七日 さつま田中直之丞氏昨日あみたしにて認置吳候書狀とて今日着、改名田邊三八と有之、宮崎直様小倉へ渡り田中へ逢取し。

閏三月七日 筑前福岡より廉作來書、薩摩御買入米の事申來る。

十日 備中の商人二人さつまより歸り來る、福岡にて廉作相認候書狀言傳り持來る。

十二日 僕嘉吉筑前よりかへる、宮崎の事同藩に而やかましき趣承りかへる。

十三日 高崎翁と廉作黒崎船にて歸關、宮崎事春風樓に僭伏頼遣す、夜に入り此方へ呼取候也、筑の鷹取養巴より來書、宮崎届入組有之。

十五日 筑前産物役人入江勝四郎入來、今夜宮崎氏を又々春風樓へ預ける、廉作連れ行、同廿日入江歸筑。

十六日 さつまの伊牟田尙平氏來訪、關山糺氏同船の由承るに付、翌十七日關山氏を迎へに遣

し候得共、無程出帆故に入來なし。

二十二日 宮崎氏春風樓よりかへる。

廿六日 高崎翁歸薩、今日苦船の新役中馬鹿四郎、宮城源七郎の兩氏入來、晝過目明仁作來り筑前盜賊方淺井大藏外一人筑前の目明付添にて平野二郎尋方として來る。

廿七日 朝仁作方へ滞留の筑前の目明綱屋勘右術門を手先の長二郎連來り、平野二郎の事猶又妻を相尋候故程克く申置く。

四月二日 廉作筑前行。

十一日 彦根家中少々馬關へ入込居候風聞。

十八日 正一郎新地會所乃美君の所にて一酌中、竹崎目明仁作其處に尋來り申様は、薩州の田中道之丞事、京師中坐甚介より尋方として馬關の目明松屋久吉並に私へも當て人相書を以て頼來候段、其書面を持參事柄を相改候故、此方には一切不存人と相答置申候。

十九日 竹崎の目明仁作はじめ博多の目明綱屋勘右術門其外手先きども來り、備中より歸り道のよし、平野二郎の事又々相尋候故程克く申述置き、今日薩の高崎翁へ出狀中に昨日人相書のこと事杯申遣す、今夜廉作筑前よりかへる。

二十五日 筑前より工藤氏入來、止宿。

二十八日 工藤氏歸筑。

五月八日 目明仁作と手先八百屋林三と又々來る、筑前よりの書狀を以て平野二郎一件を願來る。

十二日 宮崎薩行、路費金少許差繼ぐ。

十八日 肥後藩上松巳八、堤松右衛門の兩士來訪、川上彦齋氏の添書持參、翌日歸る。

二十八日 福岡より高橋屋勘六宮崎の妾召連れ來る。

六月二日 勘六歸筑。

七日 筑前の藤四郎來る。

十八日 薩摩高崎猪太郎氏より廉作へ來書。

二十五日 宮崎肥後よりの書翰二通、春風樓より持來る。

七月十二日 薩の高崎翁より過る四日出の狀着、此日此方よりも書狀數通入組、苦船岩城氏へ頼送り出す。

十三日 肥後熊本より宮崎氏の書翰二通着、山形與二郎方へ潜居の處、當時町宿に相成候由申來る。

十八日 肥後滞在の宮崎氏へ返書仕出す、藤井五兵衛と云ふ名前にして。

二十六日 さつま税所喜三左衛門氏來訪、翌日歸省。

八月九日 さつま高崎翁より來書、七月廿九日出也。

十一日 宮崎氏肥後よりかへり來る、翌十二日妾お秀へ宮崎の書面を以て歸筑の事申聞ける、同十三日同人歸筑す。

十六日 目明仁作、同松屋久吉、八百屋林三など來り、平野二郎の事相願候故、此五六日以前筑前相の島の漁船に乗り來り、直様又其船にて旅行の由申候て致出帆候、尤も當家へ凡て半時ばかり上り居り、食事など仕舞、旅費不足のよし申候に付、金子少許相渡、こりニツ預り居候段申聞ける。

十七日 廉作筑前工藤氏へ行、今日晝過筑前盜賊方宮國會助、山本駒太兩人來る、平野二郎入魂の由來相尋候故、丸三年前より懇意に相成候次第相咄候處、兩人申様當春同役のもの參上の節、此後二郎御宅へ參り候はゞ御留置、仁作方へ爲御知被下候様御頼申置候處、此度無其義は御圍被成候様相見へ候など怨言申述候故、御尤もに候得共、二郎先年來懇意に致來り候て、其人柄をみるに悪人とも相見へ不申、筑前様より貴君兼々御尋有之候ば何等の悪事を被犯候哉と二郎へ相尋候へども、犯したる罪の覺えも無之と申に付、當春御同役方へ仁作を以て二郎義いかなる罪人かと御尋申させ候得共、何と云ふ罪の御存も無之、只々御詮議被成候との

御事故、旁以強て罪人にても有之間敷、且つ此度二郎久敷振に參候處を態々留置き、仁作へ爲相知、仁作より御國へ注進して、其末御當家召捕らせ候ては、何とも不人情に相當、且つは薩州高崎氏より兼て被相頼候事柄も有之、旁以其通りには難仕に付、不筈に及申候と相答申し、然る所二郎荷物のこり二ツ相預の分は人を以て取に參り候とも御渡し不被下候様にと申候に付、心得候と返答いたし、無程兩人罷歸申候。

八月廿日 今夜宮崎氏を春風樓へ潜居爲致候。

清未藩渡
邊與三左
衛門義氣
アリ

廿一日 竹崎在番役渡邊與三左衛門氏より正一郎呼出し有之、宮崎一條の尋有之候故委敷申述候、此渡邊氏は勤王家也、今夜及深更宮崎氏此方へかへる。

二十二日 平野二郎より預置候こり二ツ筑前盜賊方へ引渡し請取一筆被置候様、在番より申來候間其通に取斗らふ。

二十三日 廉作筑前行。

廿八日 薩の高橋新八氏平野を尋ねて入來、高崎猪太郎氏よりの添書持參に付茶室に通し平野へ逢はする。

九月一日 薩の高崎猪太郎氏より廉作へ來書。

五日 宮崎氏を二階へ潜匿さする。

六日 高崎猪太郎より又々廉作へ來書。

廿一日 高橋新八氏下向にて來遣、今夜止宿、二十二日出立、同日肥後川上氏より來書、江戸より仁牟田尙平氏の來書有之。

廿八日 薩の税所喜三左衛門氏大阪より下り懸け入來、直様歸筑、廉作筑前にて相待並に高橋新八氏は南肥にて被相待居候等の事知らせ、宮崎の肥後書付も相渡し候事。

十一月五日 肥後木原楯太と云ふ人より平野二郎へ届の書狀送り來る。

九日 平野二郎一件此せつ又々尋方嚴敷困り入候故、急飛脚を筑前へ遣し廉作へ申遣す、夕方新地の目明源三來り、平野一條何爾とやかましく申候得共、此方其後の行衛不存故、筑前の盜賊方へ程克く申吳候様申聞せ置候。

同十三日 平野二郎一件に付竹崎町方役石田半三郎へ口書を差出す。

十六日 廉作歸宅。

十九日 夜俄に町方役所へ呼出し有之罷出候處、平野一件筑前盜賊方六ヶ敷申越承る、左候て深更に及目明仁作來る。

十二月十三日 筑前より池野永太と云ふもの平野二郎一條尋方に來る及相對程に申置候。

萬延二年辛酉 (後文久と改元)

正月六、五日 筑前盜賊方池野永太平野の事にて又々來る。

二月四日 薩州町田直五郎氏來遣。

五日 同藩橋口傳藏氏入來。

十四日 苦船の新役川上作左衛門氏入來。

二十六日 肥後堤松左衛門、宮崎の書翰持來る。

六月十二日 高崎猪太郎氏より來書。兼て懇願一條何とか可被仰付趣内意申來る。

七月五日 廉作筑前よりの來書中に薩の堀氏と高崎猪太郎氏との書狀入組有之候也。

十日 廉作筑前よりかへる。

八月十一日 さつの馬關出役苦船の川上氏より舊藩用達被申付候云々書付被相渡候。

二十八日 廉作出立さつま行。

九月十三日 高崎翁より來書、早々下薩候様厚く申來る。

十月十日 薩州井上彌八郎氏、井上右近氏と上下五人入來、止宿、同十二日上阪。

廿四日 夜に入堀仲左衛門氏入來、次郎と改名急御用にて出府のよし、薩摩の事何爾と咄し相承

る、今夜止宿。

十一月七日 薩の樺山三圓氏來駕、江戸下りし由、京都にて井上彌八郎氏へ逢、廉作さつま行の事も被存候て、當今の形勢何爾とお咄し承る、萩前田君へ一書被托候間、新地會所相頼送り出す。

二十七日 仁牟田尙平氏外二人來遣、翌日出立に付金少許と玉の眞柱二冊貸渡候。

十二月一日 夜に入、さつまより僕良吉かへる、御客有之段しらせの爲一步先きにかへる。

薩州米買人並金子拜借

二日 晝前大里船三艘にて廉作歸り來る、薩森山新藏氏及波江野休左衛門同道金貳萬四千五百兩持かへる、右の内三千金は當家へ拜借云々、二萬金は米御買入の御手當千五百兩は早船十艘御造り立の御手當なり。

五日 森山氏歸薩す、波江野は滞在、追て歸薩す。

文久二年壬戌

正月五日 薩州大久保一藏大久保利通君上下四人來駕、急に上京のよし也。

六日 波江野より急飛脚を以て買入の事申來る。

十一日 波江野來關。

三月二日 肥後藩松田十介と云ふ人來訪。
 二日 大久保君下向、波江野隨從して大里へ渡海す。
 四日 薩藩紫山愛二郎、橋口壯介の兩士來訪、同五日出帆上方行。
 十日 同藩町田直五郎氏江戸より下り懸け來訪、路費拂底の由に付金圓少々差繼。
 十六日 久留米牟田大介、川崎三郎兩人入來、兩士とも變名也、牟田本名淵上丹下、川崎本名角照三郎也。

十七日 牟田萩へ行、川崎小倉へ行、京崎より田中河内介の下向を相待居候故也。

同日 久藩大鳥居利兵衛と云ふ人、父子上方行として入來。

十八日 先達て目明仁作の世話にて當地に致開業候醫者池田何某と云ふもの今日來りて久藩より來客は無之哉と相尋候へば、全くまはしものと見ゆる。

廿日 久藩原道太、荒卷半三郎の兩士、平地よりの添書持參に付潜伏爲致置、昨十九日馬關にて久藩大鳥居父子被召捕候由、今日駕籠にて久留米へ警衛連歸候、途中黑崎驛にて大鳥居氏は致割腹候由相聞候、残念の次第也、此節久藩正義の士二十人餘出國いたし、俗論大沸騰の由承る、依之此間萩へ行候牟田と小倉へ行候川崎などの事無心元に付急飛脚を以て萩と小倉へ内應す、小倉へ五兵衛、萩へ嘉吉さし遣す、尤も此せつの事趣態々手紙は不遣、兩人とも

久留米兩士
潜匿

口上申含遣す也。

二月廿一日 久留米盜賊方清末へ願出候よしにて、竹崎在番渡邊氏より牟田、川崎の事尋方有之に付程々に申述置候、是れは目明仁作などの差圖にて、久留米の盜賊方清末へ願出し事と見ゆる。

廿三日 萩より松浦龜太郎と云ふ人入來る、變名松田利介と云ふ、久阪玄瑞君の書狀持參にて此節の一條聞合の爲也、段々咄しの上潜伏の久藩兩士へ引合せ、談示相濟、晝より歸萩。

廿六日 新地會町内廻り山本春平氏來り、牟田、川崎の事相尋候故、形行荒まし申聞ける。

二十九日 夜に入薩州より森山新藏君、波江野休左衛門、金子持參、買入米代の引當也、森山氏より町田直五郎氏の手紙並に返却金入組來候分受取。

三月一日 萩より松浦龜太郎君來る。

四日 萩より土屋矢之助君來る、山本春平行し、夜に入り山本又來り、御世帶方竹内庄兵衛君小生へ御逢被成度の旨申來る、早速御旅宿へ罷出候處、他藩人と御酒宴中にて、小子も二三杯傾け夫より別席にて此節の一件御尋有之候故、極密久藩士より承候事ども申述、縮る處御兩殿様御在江戸不宜、一日も早く御歸國被遊候様にと申上置候也。

五日 竹内君御滯關にて萩表前田君へ御報知に相成、其狀山本春平早駕籠にて萩へ持歸る。

御兩殿様
歸國ノ事
ヲ獻言ス

六日 竹内君來訪に付此節さつま一條委く申上候處、大に御喜び也、同日晝過土屋君來訪、薩の事情其外申聞置候、江戸にて内山万之介切腹の時の書置持參に付一見す、今日さつまの森山氏へ久藩の兩士引合す。

八日 夜に入り山本春平より來書、急々新地會所御殿へ參り吳候様との義に付、直様罷出候處久芳内記君、竹内君の御兩人より此度の一條御丁寧に御挨拶を傳聞、猶又今夜通し中村文左衛門君出關の筈に付、引合せ置度との御事、然る處今夜中村氏終に出關無之に付夜八時正一郎歸宅す。

九日 今夕竹内君歸萩。

十日 山本春平、時山清之進來り、此せつの事情相尋候故申聞せる。

十一日 中村文左衛門君、伊崎の小門に遊行として當家の濱門の下たに船を付られ、おのれを乗せ船中にて此度の様子委しく被相尋候故、諸事及談話候。

十二日 夕、土屋來關、近日周布君御出關可有之旨を承る、本藩大に奮起の由承る。

新地會所
御用達被申
付

三月十四日 新地會所御用達被申付候段、竹崎町方役所より達し有之、今日久阪君來訪、薩の森山氏へ引合す、談話中土屋氏來り一席にて各長談。

十五日 夕、久阪君來駕、土州の吉村虎太郎氏同道也、今夜吉村氏止宿。

十六日 夕、久阪君來駕、今夜止宿、然る處夜半頃萩栗原良藏君さつまより歸りかけ入來にて久阪君を連て他へ被行。

十七日 久阪君來駕、さつまの事情栗原より承候處も大體同様の由被申、久阪君晝夜通し歸萩。

十九日 薩の井上彌八郎君來駕、泉州様十六日御發駕相成候由、猶又大島君廿一二日頃着關との義承る。大島ハ西郷氏ノ事也

廿日 土屋氏入來、又山田又助君入來、さつ人へ逢度との事に付井上、森山の兩士へ引合す、又丙辰丸の船將松島君來駕、各一同一席にてゆる／＼談話、其末あみたしの大早船一艘かり切にて松島君上阪、其便にさつの井上彌八郎氏上下久藩人潜伏、三原荒卷も共に上阪。

廿一日 さつの蒸氣船馬關へ入津、曾山九兵衛氏、森山氏を尋て入來、曾山は蒸氣乗組のよし也、夜に入り豊後岡の藩士小川彌右衛門氏入來、筑の平野二郎同道也、座敷にて山田、森山、曾山、各一席にて大會也、岡藩赤野何某大里へわたる、明朝多人數迎へ取る手筈なり。

廿二日 曉薩の大島君西郷隆盛氏ナリ、村田新八氏同道入來、森山氏と閑談數刻、酒店の二階へ止宿也、今日平野二郎氏へ餞別として太刀一振、金少許を贈る、座敷にて岡藩へ別杯を出す、上下凡二十人斗り也。

二十三日 高崎猪太郎氏へ別杯を出す、今日山田又助君より來書、村田宇三郎君出關の處、御

目付役故に白石方へ難罷出、正一郎何卒新地旅宿迄來吳候様との事に付罷越、夜に入る迄談話及數刻。

二十四日 山田又助より急に上阪、土屋君急歸萩、同日肥後藩の轟武兵衛氏來訪、廉作逢對、彼の國も大に奮起のよし相承る。

廿五日 久阪君來駕、公然と上京のよしにて暇乞に被來候也。

二十六日 秋月藩海賀宮門氏來訪、廉作逢對。

廿七日 薩の小松帶刀君着關、夜に入り同藩奈良喜八郎、道島吾兵衛の兩氏來訪。

廿八日 早天廉作黒崎よりかへる、薩の有馬新七、田中謙介直名兩士來訪まで晝時分より正一郎、廉作並に波江野休左衛門同道にて出關、泉州様御迎の爲也、城の腰にて此方の旅宿大坂

屋勝兵衛方へ着、献上もの白木酒樽二つ、白木折に鮮鯛二尾、白木折に昆布三把用意し、麻上下着用、御本陣佐伊へ行、御用部屋の書役四木助之丞氏取次にて献上物相濟、夫より様々入り大久保君の旅宿へ罷越、此節の事情書差出す、是は黒崎へ廉作御出迎の時被申付候故、御本陣より急御用申來、早船の内一艘三日切り櫓増にして大阪迄仕出の事被申付候、あとの七艘も悉く三日切室上りの御沙汰相成候、夕方三雲東一郎氏、大脇祐九郎氏の兩士、此方出張所へ被相尋候間、一酌差出す、又夜に入り吉井仲介君、高崎猪太郎君の兩士御出に付同斷。

三十日 竹崎宿本より爲知來る、昨夜及深更有馬新七氏、高崎猪太郎氏御出にて森山新五衛門其外四士國元亡命の段、密に爲知に御出也と申來る、今日高崎猪太郎君より菊油一瓶、柘油一瓶被贈候、新地内廻り山本春平へ薩士亡命の五人潜伏の事談見候得共、六ヶ敷申候に付其段高崎猪太郎君へ返答す、然る處此上は右の五人着關次第密に上方へ參り候様申通しの義被托承諾す、今日金五百疋献上もの、御挨拶として頂戴被仰付候、今晝大久保君急御用にて御乗船上方行今様若船堀平太左衛門氏高山方へ出張居て呼に參り候間罷出候處、さつの脱走の五士を潜伏爲致居候様に疑はれ候故決して左様の義無之段及返答候、此若船などは俗吏とみゆる。

四月一日 四ツ半頃泉州様御乗船、御門前にて御供目付山口彦五郎氏より此方姓名等披露相成候、吉井仲介君より在筑の工藤、北條兩士へ書狀被托、正一郎夕方歸宅す。

二日 萩より土屋君來訪、今日在筑の工藤氏來關、天氣次第上阪との事也。
三日 福岡の高橋屋平左衛門來り、肥後藩白通行、三十八人浦賀行の由にて、人足百五十人馬四十八疋、先觸參候との義承る、早速新地の内廻り谷村へ爲知遣す、今日秋月候も船にて上阪の處、風あしく伊崎へ船廻る。

四日 秋月藩時枝作内と云ふ人來訪、廉作逢、此節の事情相尋候得共、何も不存と返答す、同日薩の御召船此方濱門の下に廻る。

今曉人ア
景明門ヲ
叩ク起リ
之レ平野
二レ郎氏
大藏今度
於テ舊主
戸參向江
然コト不
云々々々
時

六日 秋月船出帆上方へ登る、薩船出帆下たる。
七日 山本春平出關、京師より周布政之助君、長井雅樂の説など申來候趣にて、萩二派に相分れ混雜のよし、土屋氏より手紙持來る。

九日 工藤左門氏へ別盃す、今日出帆上阪也。
十三日 今夜岡藩後藤喜左衛門と云ふ人來り、廉作逢。

十四日 又々後藤入來、正一郎相對、何爾と被相尋候故、存居候丈け荒々申聞せる。
廿二日 徳山藩江村彦之進來訪、止宿、廿三日歸藩。

二十五日 大阪相場狀□來る、京師所司代屋敷へ浪士三十人許り亂入、東町奉行切腹云々、夜に入り萩土屋出關、京師の事爲知來る。

廿七日 筑前侯馬關御渡海御歸筑、今朝目明仁作來り、平野二郎事御道中御供の處、馬關にてウントウ船を一見せよとの仰にて、船に乗入る處を御召捕に相成候よし申來る。

五月一日 萩土屋君來訪、今日萩より飛脚來候由にて、内翰京師の様子爲知被吳候、又大阪より波江野僕藤助下り來る、工藤君の内翰 勅書寫し等入組有之。

八日 土屋氏より來書、江戸の様子爲知來る。
九日 工藤氏より來書、四月二十六日出也、伏水にて薩士奮發即死九人有之よし、猶爲鎮靜工

藤氏も留被置候由、筑前吉永源八郎氏へ爲知の狀入組來る、翌日菊三態々差出爲持遣す、伏水の一件萩土屋君へ爲相知る。

廿二日 大阪より波江野狀來る、泉州様近日江戸御下向云々、勅使大原三位殿御一同と申事至て御混雜の趣也と申來る。

廿四日 廉作筑前福岡行、さつの御買入米若松にて受取一件なり。
廿七日 大阪より波江野狀到着、御買入米積取方に付、林休左衛門氏其還り役に相成、近日一同下向との事申來る。

六月十三日 大阪より萩土屋君の狀到着、京橋の事情委しく申來る。
十五日 廉作、庫之進、藤助を召連、御米船にて上阪。

十六日 秋月藩神木小介と云ふ人春來滯京の由の處、此節歸省、京師の事情相承る。
廿六日 波江野着、林休左衛門氏其外付役等上下六人下向、滯在。

七月九日 薩の御買入米神宮司藏をはじめ請取方今日より始まる、本山の藤曲り船へ積入る、夜に入筑前より北條右門氏入來。

十日 北條氏より刀壹本受取る、是は廉作呼子や某よりもらひ候分也。
十九日 廉作、庫之進、上方よりかへる、井上彌八郎氏同道なり。

勢ヲ論ジ
猷所シタ
モ之シテ
善ミシレ
尊シレフ
地ヨリ引
返シテ國
モ決ス子
侍シ國ニ
歸ルヲ得
リテ是ヨ
大ニ幸ハ
止宿府幸
君得逢テ
因テ此石
末ヲ白リ
ヘ通知イ
タシテテ
門ヲ出タ
リテ其後
節如海ノ
狀ヲ聞ク
是至レク
出所ノ人
茲ニ到リ

懷舊ノ感
アリ故ニ
記シ置ク

廿七日 苦船堀平八郎氏と及議論候。
八月五日 今日も苦船堀氏より呼びに來り罷出爭論す。
十一日 北條、井上兩士、出帆上京。
十二日 清末渡邊氏より密書來る、其返答に上方の事情、島田左兵衛大尉殺害に逢候事杯爲知遣す。

閏八月三日 薩の林休左衛門氏、廉作其外付役等今日より筑前行。
十三日 萩松島剛三君來駕、上方の事情承る。

九月二日 大阪波江野より來書、三郎様兵庫より蒸氣船へ御乗込の由、又本間精一郎、宇郷玄蕃殺害梟首の由爲知來る、薩の蒸氣船今夕馬關通行下だる。

六日 徳山より遠藤貞一氏事情聞合に來り、今夜止宿。

十日 林休左衛門氏、廉作、波江野上阪。

十九日 長府より大庭事情聞合に來る。

廿一日 長府西左分次郎より又同斷に付、大庭へ申聞置候段返答す。

廿二日 さつまの田中新兵衛下り來る、十九日大阪出帆のよし廉作よりの書翰持來る、京師の事情田中より委しく承る、薩長土三藩より御願書の寫並に目明文吉誅戮の罪狀等を一見す。

今夜田中止宿、翌朝出立。

廿三日 京師の新聞二ヶ條新地の本々役並に長府大庭へも爲知遣す。

二十六日 土屋矢之介君より大阪廿日出の廉作書翰送り來る、萩の直横目と御用所の手付と兩人來る、明日より薩行の由、談話及數刻、土屋小七郎、吉田治右衛門の兩氏也。

二十八日 薩の小松君上京、馬關へ繫船、今曉出帆、京師より北條右門君來書、村山齋助と改名也同日 萩土屋君入來、大阪にて宍戸、前田の兩君白石事米にて損亡致難澁居候由、御親切なる何爾と御相談有之候由承る、彌差つまり候はゞ扱ひ可遣の旨、内分にて新地都合役林奎君へ御傳言有之候との義、土屋氏より承る。

十月十日 さつの工藤氏下向、急御用にて歸薩の由、此方の爲に 長州様より拜借金之事取持被吳候由承る。

十四日 徳山遠藤貞一氏より來書、長井雅樂建白書並に論書等の寫入組來る。

十六日 林休左衛門氏、廉作等大阪より下り來る。

十九日 土州藩谷守部と云ふ人^{十六歳} 樋口真吉と云ふ人^{四十歳} 兩士來訪、九州より歸途のよし、

此度肥後へ轉法輪三條様の御書持行、君側の藪作左衛門へ相渡置候由、肥後をはじめ九州諸侯の様子承る。

二十日 萩土屋君の門人竹下孝吉と云ふ人肥後より上り來る、其譯は岡藩の小河彌左衛門の徒不殘嚴譴の由夫にては第一違 勅の罪に當り、且つ岡侯出府のつもりにて過る十四日發駕のよしに付、廿五六日頃伏水着の筈に付、其節薩長土三藩より同所において喰ひ留め申度、小河など残らず赦免相成候様周旋の義申來り候、土屋よりは在京の長藩宍戸、前田、北條の三君へ申參候に付、白石よりも在京のさつま村山氏などへ申込吳候様申來る、右に付直様一筆相認仕出す尤も上封を林休左衛門氏へ相頼、薩の御用狀にして三日切にして仕出す、同日さつもの町田助十郎氏其外來關。

二十一日 町田助十郎氏より大久保君の書翰請取る、御米積下し一件也。

廿五日 さつまの田中新兵衛氏登り來る、森山新三氏のかたみとして硯一面新六郎氏より送り來る。

二十六日 林休左衛門氏手付ども上阪出帆、今日さつまより藤井良節氏上り來る工藤左門改名此節白石の難澁の次第荒まし大久保君へも申述置、且つ内々御聽にも入置候との事也。

二十七日 京師萩の御役人前田君へ二千金拜借願書相認め、藤井良節氏へ相頼、勝井無間出帆。

十一月九日 久藩半田門吉、田島清九郎の兩士來訪、土屋矢之助君同道なり、大思より渡海、原道太よりの添書持來る、右兩人上京。

十二日 久藩園田、三津二氏來り止宿す。

十三日 萩より山縣小介山縣參議公時山直八の兩君來訪、九州行の由、土屋の事被相尋候故、一兩日以前歸萩の次第返答す。

十四日 又々山縣、時山の兩君入來、晝より小倉へ渡海の由、此せつ小倉藩内輪二派に割れ混雜のよし照二郎主と島村と説不合、夫より不和云々のよし相聞へる。

十八日 薩の井上彌八郎氏小倉より來書、岡藩小河一列御救方 宮様御憤激被爲在、岡侯不首尾との義申來候。

廿二日 萩小田村君縣令擢取素彦若より來書、近日來訪のつもり、差合は無之哉との意味合なり。

廿四日 萩土屋より來書。

二十五日 さつま町田助十郎其外一同歸薩。

二十七日 萩より野村和作君野村驛遞惣簡來訪、直様上京、今夜おのれも近日上京に決す。

廿八日 小田村君長府より御越、大庭陪隨す、無程長府藩粟屋族、井上丹下、磯谷謙三、井上藤三、重光愛之助諸氏入來、兼役有之との事也、座敷にて酒宴中薩の加藤十兵衛氏來訪、各一席。

二十九日 山縣小介、九州より歸路入來、豊後岡迄被罷越候へども一應歸萩、直様上京と被申

居候、夜に入り長府より有川恒槌、金子四郎亡命上京の由にて入來。

十二月一日 有川、金子の兩士を船にて三田尻迄送り遣す。

四日 大庭より申來、長府有志輩十餘人上京に付明朝出立にて御宅へ參り候間、早船壹艘十六丁立の分かり入置吳候様頼來、用意致し置く。

五日 朝一ノ宮より林群平來り、又晝過井上、金子、大庭、其外諸氏入來、別盃を出し無程出帆。

十日 正一郎乗船出帆、僕豊助召連候、同十五日大阪着宿尼太へ上る薩の林休左衛門氏及び波江野も一昨日蒸氣船にて下向の由に付不逢、尤も小松帶刀君同船の由也、扱長州御邸へ罷越竹内君を相尋候處、兵庫へ出張中にて不逢。

十六日 薩邸御役人方を相訪ひ、夜に入三十石へ乗込、高田喜兵衛伏水迄おくり來る。

十七日 曉伏水着、さつま用達小野屋甚吉方へ止る、高田より馳走有之、夫より大黒寺へ參詣す。是れは薩の義士當四月廿三日死亡の墓所へ香花を手向けの爲也、大黒寺へ香典料金少許さし出す、扱伏水にて牛一疋を雇ひ荷物京へ差登す、下男豊助宰領す、おのれは直様竹田街道より上京、御所を拜し東洞院四條上ル處藤井良節氏の宅へ着く、扱藤井氏にて小河彌左衛門氏其外三人へ逢、久藩園田氏へも逢、長州様へ出願し事金千五百兩拜借出來の由藤井にて相承る。

十八日 前田君を相訪ひ懇願の次第申上候處、兵庫より竹内歸京の上御詮議可被仰付との御事承る、夫より歸途長府方の出張所へ罷越大庭其外へ逢。

十九日 小田村君より御案内として大庭申來る四條ぼんど町にて種々御馳走有之、合客長府三吉、原田徳山、江村、大庭等也、

廿日 さつまの田中新兵衛氏上京、藤井氏へ同居。

廿二日 藤井氏へ備中の三宅定太郎尋來る、今日兵庫より召仕ひ久兵衛上り來る、米の上銀として金九十兩受取。

廿三日 御勅使御歸京、姉小路様の御供土州人武市半平太氏へ逢申度、田中新兵衛同道蹴上迄罷越し、弓屋にて田中用意の辨當を開く、折柄佐久間佐兵衛君へ逢、一席にて酒宴、夕方藤井氏へかへる。

廿四日 野村和作、吉田榮太郎兩君來訪、一酌す。

廿五日 さつの大久保、吉井の二君東行に付暇乞にゆく、歸途前田、佐久間、村田の三君を相訪。

二十六日 中村九郎君を相訪ふ。

廿七日 田中新兵衛氏同道にて結城筑後間氏を訪ふ、其新宅にて馳走有之。

廿八日 藤井氏宅にて土州人平井收二郎氏へ逢。

廿九日 今日も諸家へ廻訪、夜に入り祇園社へ參詣す。

文久三年癸亥

正月元日 辰刻麻上下着用近衛殿へ罷出、兼て藤井氏を以て願上置候、御參内の御供也、さつ十一人おのれと都合十二人なり、御殿にて裝束を着し、巳の刻御供して 御所へ行、參内殿と申御殿の階下迄行、其處の土間にうすべり圓座など有之、其處に居れり、暫くして雜掌衆五人御階の下より二段目にて 御土器頂戴有之、夫より各供の休足所にて晝飯わり子を喰ひ、又元の如く階下に行いて相待候事凡一時、未の下刻御下り被遊まへの如く御供してかへる、御歸途准后御殿へ御上有之、無程御歸殿被遊候、其外一條様、二條様、鷹司様、是レハ近衛様ノ若殿ナリ月卿雲客御多人數御參内被遊候を奉拜見候、扱おのれが今日の御役名は隨身と云ふ役のよし也、下にかば色の絹の袍を着し、萌黃の布のさしぬきを着、うへに萌黃の袍を着し、風折帽子を冠し、太刀を佩いて殿下の御跡雜掌其次に供奉する也、御殿にかへりて御薄茶御吸物御酒銘に引盃御肴數の子ゆば臺にのせ、松と柳と二本立てり、臺は白木也、御吸物膳は白木の角切をしき也、御飯も頂戴、茶碗は平たき碗、蓋はかはらけなり、申の刻藤井氏へかへる。

六日 前田君へ罷出、折柄竹内君、中村君、佐久間君など御談話中の由にて、座敷へ通り候様との事に付罷出、種々御馳走有之候。

七日 大庭來り小田村君正一郎の轉居の事にて御心配被成候由承る、同日吉田榮太君來訪、談話、夫より吉田、田中、おのれ三人にて祇園社へ參詣、歸路長府の出張所へ立寄候處、僕豊助國元よりの書狀持來、去月廿六日出也、廉作も目明の仁作と及爭論、其末御答に相成候との事申來る、實に仰天也、今日清末候御上京の由前田君より承る。

八日 朝大庭來り廉作一條小田村君と前田君と御談示有之、清末方へ御申遣しに相成候様に承り、今夜木屋町三條小橋上ル路次龜屋林三方へ轉宅す。

十日 久阪君へ逢。

十一日 田中新兵衛氏同道、豊後屋友七へ行、久阪君を相訪候處他行のよしにて不逢、夕方久阪君おのれが宿へ來駕、田中諸共一酌中猶崎、由村兩君入來。

十二日 宇和島侯不評判の張紙有之由承る。

十七日 萩太守様より金千五百兩御かし渡被仰候段御書付頂戴。

廿日 夜に入り久阪君青門様より頂戴の御重箱の内御配分御惠送。

廿一日 鹽鶴一羽、銘酒一斗献上、村田二郎三郎君被取斗、猶御見送の事明朝五ツ半御供揃に

付、其前に御留主居番屋へ參居候との御達。

廿二日 四ツ半頃 大殿様御發駕の處御延引の由に付、一應下宿致候様時山直八君申聞候に付引取候、然るに夕方俄に御發輿被遊候に付上下着用瓦町御屋敷境向の側に平伏候處名札を以て御用人河内首令君御披露被成候御見送相濟宿へかへる。

廿四日 在京の清末御役人方を相訪ふ。

廿七日 夕薩の山田孫一郎氏來訪、青蓮院宮様今日仰 朝廷御還俗被仰付候由、一橋侯の取持と申事承る。

二十八日 清末侯京師に發駕御歸國。

二月三日 久阪君來訪、田中へ傳言御申置也、關白鷹司殿下へ三藩より入込の事議奏よりの御氣付にて入込は相止め、諸藩の有志輩誰にても申上度有之候はゞ毎日にて殿下御逢被遊候間、入込事は止めに決着の段田中氏へ通じ吳候様、土州の平井收二郎氏も入込事は止められこの事被申置候。

七日 土州屋敷へきり首を擲込候よし評判承る。

長府侯ヨ
リ御料理
御袴地等
頂戴

八日 大庭同道大徳寺長府侯の御旅館へ罷出、兼て御案内有之に付て也、種々御馳走被仰付御袴地二反頂戴す、國元より今日便り有之、廉作是迄親類預けの處先月廿八日歸宅被差免候云

云申來る。

九日 野村和作、吉田榮太郎、澄川の三君來訪、旅宿にて一酌。

十三日 承る久阪君の建白致徹底 御朝議に相成一昨夜議奏傳奏はじめ公卿方六七名夜に入り一橋侯の旅館へ御出に相成、終夜御談合攘夷彌よ四月廿日期限御評決相成候よし。

廿二日 木屋町の旅宿引拂、荷物不殘藤井氏へ預け置き明日より出立、伊勢參宮のつもり也、今日村山齋介氏の誘引にて梅の宮へ參る、大宴會。

廿三日 京師立出伊勢參り、薩の井上信濃氏同行、僕豊助召連。

二十六日 八ツ時いせ御師孫福氏へ着。

二十七日 大御神樂奉獻す、金七兩二分献す。

廿八日 内宮様へ參る、夫より孫福氏へかへり昨日奉獻相頼みたる大御神樂奏行、樂人男女九人也、相濟候て 外宮様へまゐる。

廿九日 伊勢出立、晦日月本より伊賀越にかへる、此節幕府上洛、道中人留等有之故也。

三月三日 歸京藤井氏へ着、御所御鬪鶏拜見に參候得共、當年は京師へ入込人多くて御廢止相成候よし。

四日 將軍上洛、行列一見に三條高倉邊へ行、大原三位卿先月廿五日御刺髮のよし承る。

七日 將軍參内、至つて質朴の體也。

十一日 加茂 行幸拜見に罷出る、雨天なり。

十五日 藝州藩三人尋來る、渡邊三哲、賴東三郎、三樹三郎 明ト云フ佐藤勘二郎等也。

十六日 京都出立、五條へ出、高瀬舟へ乗込下る。

十七日 大阪着。

十八日 さつま人一同黒崎船へ乗込。

二十六日 未明馬關着、歸宅。

四月一日 毛利能州太夫惣奉行として出關、旅宿新地の林方なり、名札差出相伺、但しおのれ

地下の役目相對候故也、其外出沒衆宿々へも同斷、今日晝過猶崎八十槌君入來、京師より中

山公子御下向に付弊屋御旅館に相成候由被申聞候間、座敷掃除等すませたり、夜に入り山田

卯左衛門君入來。

二日 中山侍從様御入被遊候、宮城彦介君外二人御供、長府より大庭御付添來る、今夜八ツ丑時

公子俄に長府へ被遊御出候、御太刀は御座の間に御置にて、正一郎刀廉作短刀、御用被遊候。

八日 夕方公子再び御來興、宮城君、小山、山田、田中の三氏も付添直様いせ小方滞在の猶崎

君を呼に遣す。

中山侍從
公御入リ

九日 中山様始め御供方一同スヂガ濱御遊覽、正一郎御案内、辨當用意す、夜に入り公子御激

論有之、鶏鳴頃漸く當家へ被遊御歸候。

十日 公子御晚食。

十一日 御機嫌漸く直る。

十三日 萩より土君屋入來。

十四日 夜に入り公子御立腹、御かけ出し被遊候跡より、宮城、猶崎、土屋の三君追て行、夜

明け頃又當家へ被遊御歸候。

十五日 公子長府へ御出。

十七日 又公子清末へ御出、夜に入り被遊御歸候。

廿一日 新地出張の惣奉行能登殿手元役工藤半左衛門君より正一郎呼に來り候間罷越候處、此

度賣船御打拂御手掌千五百人出張の筈に付、陣屋御建築に可相成の處、急速に間に合不申、

尤も新地人家明ヶ渡の御内命も蒙り來候得共、現場下方において其義甚致迷惑候趣、然る處

寺院新地へ一ヶ所の外無之、大坪了圓寺伊崎利慶寺、海晏寺御かり入可相成、役人見分も有

之候處、兵糧焚出しの義新地より餘り遠方の寺院にては持運び不便理に付、い崎の二ヶ寺御か

り上相成度の處、利慶寺は異論無之候得共、海晏寺不折合の様子也、此事清末へ申遣候ても

隙入可申に付、貴様可及其取計旨被申聞候故、早速致其取計、清末より二ヶ寺へ御達に相成候。

廿五日 山口より吉留音之助と云ふ人來り、常榮寺一件承る。

廿七日 晝本ベ手子藤村入來、俄に三十人程出張に付、竹崎長泉寺をかり入吳候様との事に付及其取計、久阪君はじめ三十人斗り着關相成候、宿竹崎長泉寺。

二十八日 長泉寺において久阪君へゆるく談話、夜に入り久阪君七八名同行にて御出に付一酌す、長府より原田、粟屋、大庭など來り、久阪君と一席、今夜止宿。

廿九日 俄に中山公子は來興被遊候處、長泉寺へ出張の久阪君其外追々入來、公子と談話。

五月一日 中山公子始久阪君其外四五人引島臺場御見分として御渡海、此日萩より檜崎君出關。

二日 中山公子御氣分合のよし、晝時能登殿手元役工藤君入來、廉作萩より歸る、宮城君出關。

三日 竹内君來駕、中山公子へ御伺の由也。

四日 中山公子七八人御供にて孤獨に御出被遊候、晝過御歸館、例の御激論出る、廉作と小山氏御不興を蒙る、夕方より御酒宴、有志輩二十人斗り來る、水戸藩土州藩も交はる。

五日 長泉寺の連中先達て卯江光明寺へ轉陣の處、今日公子へ御伺として光明寺より三十人許り入來、大酒宴と相成。

六日 中山公子今日もまた孤獨に御出被遊、長府より御獵方來る、獲物狐一疋、光明寺へ御持

八日 新地會所本所より呼に來候間罷出候處、御貸金千五百兩の事昨夜御達に相成候故、證文認受取に參候様との事也、歸途竹内君の御旅宿へ罷出、御禮申上置候、今八ツ時中山公子俄に久留米へ御出、御供共上下八人。

九日 竹内君御歸萩とて御立寄に付一献差出す、肴澤山被相惠候間、折柄國司太夫杉森駿河殿宮城山田鶴太郎君など來駕、各一席也。

十日 晝過異船田ノ浦沖に繫船、いよく異船に無相違段夕方相知れ、直様正一郎、廉作支度して出る、正一郎は先づ役頭の竹崎在番へ參り候處、届向自分に不罷出、目明共をさし遣し、且つ目明ごのみ心配いたし、大年寄以下かゝる時役目をおろそかにいたし、畢竟予を新役と

悔り全體地下の者迄大年寄を大切におもひ、殿様を馬鹿にするなど、大立腹也、何の故かわからねども察するに清末に註進不都合のみを案じ、且は竹崎御殿へ町役のもの皆々相結御殿を可守筈ごのみ思ひ居候事と被察、實におかしき男也、其言葉にかゝる時役目をさし置、内にて用向斗するならば退役願書差出し、只今にても取次と、あまり大馬鹿ものにて實にあき

れ果候、おのれ直様其席にて退役可願出かと相考候得共、既に去年上京の留主中廉作が一件も有之、兄弟共に上を蔑如するなど悪評を請候も面倒と致堪忍候、其前に廉作は獨立攘夷な

始テ異船
打拂

ど云ひて一步先に行、おのれにかゝる馬鹿役頭に被引留候事残念千萬也、さて暫く在て在番少し心andraぎ候様子に付、小生只今より馬關へ聞合に可參かと相尋候處、案外大に喜び、乍大義聞合吳候様、尤も異船には幕府の添翰持參の様子也、さすれば新地出張の能登殿決して打拂は有之間敷、但し光明寺へ出張の銘々は申さば浪人體のものに付、定めて打拂と決定可致に付、光明寺へは尋ねぬ方よろしと差圖也、實に大因循時勢をも不辨して只々己が小役目を大切におもひ、人を見る事に甚だくらき男也、さて手先きの者兩人召連れ、飛が如く龜山の砲臺に上り見れば、大砲をかけ並べ凡そ十四五人静まり居候故、御打拂被成候哉と相尋候處、長府方惣奉行迫田伊勢之助差圖次第打拂可申と相答候、是はおもしろしと相喜び、夫より道崎の渡し場へ出て向の方を見やれば、暗夜にて船は見えず、其時道崎より凡そ三四十人の乗組船一艘沖の方へ出しかけたり、是れ即ち光明寺滞在の銘々なり、庚申丸へ行候様子、夫より長府方の本陣引接寺へ行て玄關にて相尋候處、迫田へ伺の上返答可仕との事に付暫く相待居候處、財満小太郎と云ふ人出來り申様、向地へ居候夷船上り下りさへ致候へば彌よ打拂候、しかし玉がゝり遠く候へばむだ事故打出し不致と申に付、此方より又尋て曰く、承候得ば幕の書翰を持居候由、夫にても御打被成候哉と相尋候處、財満氏又々奥に入り伺ひ來り申様、たとへ幕の書翰を持居候とも五月十日期限の御沙汰に相成候故、其御觸辰無之においては

打拂に相決候段返參承り勇み進んで又飛が如く歸竹し、在番飯田へ其旨申聞候處、大に相喜び暫くして在番申様龜山下より久阪など蒸氣船へ乗込候始末分り様は有之間敷と申に付、おのれ今一度行見可致と申候處、夫れは毎度大義也と云ふ、直様下役三四人召連罷越、途中よりの様子は此もの共へ一々申聞せ歸らせ可申、おのれは行詰迄見届候故今夜はかへり申間敷と申して、又々飛が如く壇ノ浦へ罷越、道にて大砲二三發聞ゆ、陪從の下役は恐怖して遁失せ、おのれ一人手提灯にて壇ノ浦上への臺場へ行候處長府方各大砲打出支度最中也、さて庚申丸より凡そ十四五發も打出し又沖の方よりも十二發打出し候、是れは異船よりの砲と思ひ居候處、後に承り候へば癸亥丸より打出し候砲也、異船よりは一發も不打出よし、庚辰、癸亥の兩船よりはさみ打に致候趣、扱程なく久阪君など壇ノ浦へ揚陸に付様子を承り候へば、夷船へ三發當り、豊後地をさして遁れ行候由承はる、扱壇ノ浦より引取翌朝在番へ申出候也。

十一日 夜久阪君宮城翁と共に新地會所へ被行、能登太夫へ被及議論候由承る。

十二日 國司太夫松島、來島、久阪、宮城君など來會、大酒宴。

十四日 本所にて拜借金千五百兩受取候、扱宮城君被托、今夜能州太夫招請に付、一盃差出し吳候様との義に付其用意す、夕方より來駕、四ツ時御かへり、久阪、來島、松島、福原清助、兒玉少輔、宮城正太郎、長沼千熊等の諸君十一人來遊。

拜借金千
五百兩受
取

十六日 今晝竹崎目明仁作方へ招請に付、正一郎、廉作共に行、是れは去冬廉作と喧嘩、其末當時の形勢に相成、仁作無心元おもひ候處より段々と扱人有之候、今日仁作改心を表する爲に大に馳走致候、然る處宿本より下人罷越急におのれへ逢申度赴にて逢候處、光明寺滞在の有志輩、今夜目明仁作を誅戮するとの事土屋君傳聞にて申來候、然るに母をはじめ家内のもの大に驚き、もし左様の事有之候ては此方より相企候様に相聞不宜に付、先きに手を廻し救取の義申來候也、おのれ大酔の處忽ち酔さめ大に心配いたし、其末竹崎在番、入江直人へ飯田彈藏同役 及内談仁作事清末より御召捕入牢の手段可然と及談示、其夜仁作直様繩付にして清末へやられ無事に致助命候。

十七日 宮城翁土屋の内意を聞、仁作一件被相尋候故、昨夜清末より御聞迄の筋を以て被召捕候段申述候處、夫れにて先づ無事也、實に同人事積年筑前盜賊方に手引をして平野二郎を始め義士の徒を苦しめたる奸悪者なれど、さすがに改心したるとておのれを招請中、右等の事に及候ては世間にも不相濟故無事に仁作が首を繼しは聊陰徳也、今日夕方中山公子久留米より御歸り、久藩より五六人付添來る、今夜凡二十人餘りにて一席大酒宴、又深更久阪君と久藩山田辰三郎、淵上郁太郎三人山口行、今夜豊前田町に居候京駒と云ふ惡もの殺害に逢ふ。十八日 山本左兵衛今日此方へ致出入候、井石取持也。

報讐以一
美事

廿一日 別家白石良左衛門を凡そ十ヶ年約不通の處、今日致和睦候て、別家一家内當家へ來る、及酒宴。

廿三日 フランス船一艘通行、合圖打出し候に付皆々出陣す、扱彼の船のトモを打破り、又バツテ一艘流れよる、其外船の木屑數々流れよる也、彼よりも三四發打出し候也。

二十四日 國司太夫杉徳助宮内大輔瀧、土屋の三君久留米行、夜に入り久藩檳泉州入來。

二十五日 楠公祭執行、中正公子始め久阪君並に前田陣屋詰の人に太勢來會。

廿六日 オランダ船壹艘入津、永福寺臺場より打出及庚辰丸、癸亥丸、其他諸臺場より打出し、夷船よりも三十餘發打出す、其玉庚辰丸を打貫佐伊の門内へ飛び來る、又ボンヘン繫船の商船に當り米俵燒亡又龜山の臺場へも前田の砲臺へも打込候、されど此方に怪我少しもなし、此方の玉異船へ六七發當り破裂、丸夷船へ打込夫故船足遅く相成、四時豊前部崎の岬をかわり遁去候、今夕中山公子前田の砲臺へ御轉居被遊候。

二十七日 明日若殿様御出關被遊候に付、座敷掃除致し置候様來島君より被申付、大まぜくり、下宿など夫々手當に相及候。

二十九日 若殿様御着被遊候、無程長府侯御乗切にて御出、夫より夕御膳も不被召上候て御會議有之、御家來申被爲召夜四時相濟み、御膳被召上候。

御褒詞

晦日 曉御目覺、引島臺場御巡覽の御支度、其内に清末侯御出に相成、中山公子も被成御出、旁にて漸く九ツ時バツテイラにて弟子松へ御上り被遊候、今朝正一郎、廉作、御目見被仰付、御奥番頭香川君御披露の時、兼々勤 王の志有之候段御満足に被思召候、猶此上盡力候様にこの御義被仰聞候、今日御家來中へ御酒被下、其外御進物用旁上酒二十一挺御買上、布洒し二疋中山公子へ進物、又かつを等澤山御買上相成候。

六月一日 晝過若殿様裏門よりバツテイラへ御乗込被遊凡そ五六丁御出船の處、東沖より異船入津にて相圖打出し候處、無程御引返し被遊濱門より御入被遊候、扱て頻に大砲の音聞え、廉作、庫之進は疾に出陣、おのれは御本陣故に在宿、夷船よりもおもに壬戌丸を的に打出候由也、是れは若殿様御乗組と云ふ事を知りての事歟、壬戌丸に玉當り多く、又庚辰丸、癸亥丸にも玉當り、終に壬戌丸蒸氣釜を打破られ、熱湯にて即死四人、い崎の利吉と云ふもの水先相勤候處、玉當り即死す、さて若殿様御引返し、直様御步行にて、い崎日寄山へ御上り、異船の様子御覽被遊候、夕方御歸館被遊候、中山公子御出にて俄に御上京の御議論有之、前田御茶屋滞在の銘々五六十人御供にて御上京被遊候、中山公子よりも若殿様よりも正一郎へ色々頂戴物被仰付候。

廉作卒先
此事ニ盡
カス

二日 若殿様御發駕、今日より前田御臺場築造の御加勢として、廉作、庫之進發頭に相成、竹崎の者三四十人召れ行、報國盡忠と云ふ小幟を押立て太鼓を打、毎日々々出勤す、扱て追々新地イ崎ヶ浦よりも人數相加へ候、今日晝過宮城翁被申聞、長府へ大庭を呼に遣す、是れは昨日の輩壬戌丸を目がけ打出候は、幕吏彼の船へ乗込居候間馬關に幕吏滞在中も難斗、狀屋みたらひ屋等を取調るの相談也。

三日 晝過久藩榎木外記、原道太、荒卷羊三郎、坂井傳二郎の四氏、瀧彌太郎君、東根幹之丞兩君同道にて來る、久藩四人と瀧と夜白通行上京、今日大庭より爲知來る、明日長府侯より少子御用召この事也。

長府侯ヨ
リ三人扶
持賜ル

四日 長府へ罷出候處、御城に於て生涯三人扶持被下候御書原田氏より被相渡候。
五日 夷船二艘上方より入津、フランスの由也、先づ八軒やの臺場へ行、向をみれば、アメガクボへ繫船にて長府及前田の臺場へ向けて大砲打出し、追々大戰に相成、前田の臺場大砲損じ、夷人バツテイラにて上陸、人家焼亡等騒動大方ならず、七時正一郎一寸歸宅、尊大人御夫婦と峰太郎を一ノ宮へ潜居の及取斗、要用の荷物少々送り置候て又々出陣。

六日 宮城君出關の途中何者か切懸候よし、定めてこれは幕吏輩ならんと申事、久留米より土屋君歸關、同藩二十人斗上京、今夜及深更高杉晋作君出關、此方へ止宿。

八日 高杉君當家にて奇兵隊取立に相成、正一郎、廉作並に井石綱左衛門、山本左兵衛など入

奇兵隊始
テ起ル

隊す、晝高杉君其外船にて臺場見分、今日中山公子御滞在の御挨拶として金六十圓頂戴被仰付候、今日薩州より聞合として重野厚之丞、川治正之進の兩氏入來、酒店の二階にて高杉君相對、兩士今夜大里に渡り歸國相成候。

九日 晝馬關田中町にて山田志摩と云ふものを奇隊へ召捕來る、當家にてしらべ有之並に長府領に居候虛無僧一人、又新地大塚柳齋高尾崎禎助なども同斷、但し此三人は無難にて被免候、山田は縛せらるゝ、又崎易のもの一人みたらひやへ居候を召捕來る、此者今夜目明へ預けらる、今晝藝州藩穂神輝門と云ふもの來り、赤根君相對にて其末奇隊へ入隊す、久藩淵上、池尻茂四郎、山本實、松浦八郎、木原貞亮五士來り直様上京す、山田志摩今夜斬らるべき處を漸く申被救遣す、

山田志摩
救取

十日 今日迄にて奇隊六十人餘に相成る。

十一日 長府へ先日の御禮に可參と支度申相圖打出し、夷船入津也、直様奇隊出張所、長府の手前濱の方百町と云ふ處へ伏兵す、夷船長府沖の深淺を試候のみにて直様出帆上方へ行、戰爭なし、イギリスと云ふ。

十二日 長府へ御禮として罷越、御役人方へ廻對す。

十三日 奇兵隊今日當家を引拂ひ、不殘馬關へ陣取に相成候、宮城翁其外小倉へ渡海、昨夜長

府興膳尙藏暗殺に逢候由也。

十四日 夕方宮城、赤根兩君小倉より歸關。

十五日 久阪君京師より歸關來訪、又々今夜より上京のよし、先達て京師にて姉小路様を切り候者は薩の田中新兵衛と申事久阪君より承る、波多野君も今夕來駕。

十六日 大村の人渡邊昇、千葉茂、手木兩氏來過高杉君相對、奇隊より又五人小倉へ行、小倉よりも三人歸關、談示の上又々小倉へ被差立候、田ノ浦用の一件也。

十七日 大村人兩士出立歸國。

十八日 萩より坂上忠介、秋良敦之介兩君九州へ御使の由にて來訪。

廿日 高杉君、おのれ、穂神同道、前田臺場へ行。

廿一日 長藩三十人斗り大阪より下向。

廿三日 竹崎在番より正一郎奇兵隊御採用の達有之に付、地下役目の義當分小林熊二郎へ取斗被仰付候事。

廿四日 國司大夫、高杉波多野、山縣の三君正一郎、廉作、前田臺場へ行、加勢人どもへ御酒被下、前田村焼亡の百姓共へ米衛被下、奇兵隊の世話方井石綱左衛門へ帶刀被差免候、ならや源兵衛、徳本や彌吉、山本左兵衛などへ金二百疋宛被下候、今夜より高杉君山口行、赤根

君田ノ浦より歸り來る。

二十五日 夜に入り惣奉行國司殿より御招請申來る、正一郎、廉作共々御旅宿へ罷出御馳走被仰付候、波多野、宮城、山縣の三君御相伴にて其末段に御尋事有之に付氣付筋申上候、尤も富興行の事當分不宜段申上置候。

二十八日 宮城翁入來、富興行の事に付正一郎と善惡を議論す。

二十九日 高橋君山口により歸關、來月四日 勅使山口へ御着この事相承る、今晝徳山藩四人來訪、坂伴之丞、松岡修作、山田小太郎、邊新三郎四氏也。

七月二日 清末侯御出張、惣奉行國司殿始め高杉君、宮城翁、竹崎御殿へ出られ、長府よりも、西藏人、太夫熊野清左衛門、原田準二の三氏被罷越、其時正一郎も被召御酒被下御手酌被仰付候杯恐入候事也。

清末侯御

三日 竹崎御殿へ罷出る、左之通御達被仰付候。

達書

白石正一郎

右萩表より御所望被成致段御連に付則御連の通申付候事

七月三日

別紙の赴に付早々山口表へ罷出候様この事

清末侯御
褒詞

右竹崎御殿において在番飯田彈藏申渡、直様引取高杉君へ相伺候處、明日より出山川様この事に付其用意す、晝過竹崎御殿より急に清末侯被爲召候段申參、正一郎、廉作とも罷出候處、御直の御言葉にて勤

王の義兼々神妙との御褒詞被仰聞候、猶又近日山口へ大殿様被爲召候に付罷出候はゞ、忠義相勵候様被仰聞候、難有引取申、夕方久藩池尻茂右衛門、山本實、佐田素太郎、加藤常吉の四士也、今夜久藩の四人、國司太夫より酒差出吳候様申來候間及其取斗。

四日 大年宮へ參詣、夫より支度して母君此間より御歸宅の處、今日又々一ノ宮の潜居へ御歸りに付送り行、尊大人へ山口へ被爲召候段申上候處、大に御喜び被遊、夫より出立、五日山口着、夜五ツ時俄に御用申來、假の御用所三文字やへ罷出候處、中村誠一君より御談後左之通。但し黄紙御用紙に認有之。

覺

一、御扶持方二人 高にして十七名。

一、米三石

白石正一郎

右兼て等尊 王攘夷の正義を辨知し、心得宜敷に付、去春御用達被仰付段々御用に相立候趣も有之、猶又此度夷船打拂方に付ては晝夜心配遂苦勞候に付、格別の筋を以て別書の通り御

御恩扶持
被下御譜
代々被召
抱

白石資風日記拔萃

四八七

恩扶持被下、三十人通りに被召抱、御譜代に被仰付候事。

六日 朝月代をして政御務座へ御禮に出る、三文字 屋ナリ吉田榮太も昇進に付一同と罷出候、夫より

飯田八郎左衛門氏手引致し名札を以て廻勤す。

七日 氷上山において、御勅使正親町様拜謁被仰付候、佐久間佐兵衛君手引被成下候。

九日 御役人方へ廻勤證文鬼武久兵衛氏差圖にて廻勤先き書付被吳候事。

十一日 正一郎歸宅。

十二日 馬關出張の御役人方へ廻勤、猶又阿彌陀寺、極樂寺へ詰合の奇兵隊へも同斷、昨今 御勅使様御旅館の御用意の爲め頻に造作相成る、留主中に付廉作萬事取斗候。

十三日 今夜田ノ浦の奇隊の由原田熊二郎、松尾甲之進兩人來り、急に長崎行の機密相談有之に付金百兩かし渡す。

十五日 御 勅使様御着、今日は御不例にて臺場等御見分の事なし、長府清末より諸太夫を始め役人方入來、勝手方大に混雜。

十六日 萩前田君出關、酒店へ御着、今日御本陣亭主白石廉作より 勅使様へかつを箱入にして献上、四ツ時分尊大人、母君、正一郎、廉作等へ拜謁被仰付候、扱て晝過より御船にて壇ノ浦、杉谷、前田、處々臺場御巡覽、御本船へ正一郎、廉作乗込被仰付、あみたしより御

上り、夫より御馬上也、又御船にて田の浦臺場御覽、廉作御船にて御供す、正一郎は前田より歸宅、夜四時御船田の浦より御着館。

十七日 酒店の二階にて波多野、高松、小田村、宮城、糸賀、佐久間六君御打寄、小倉五罪の書付出來る。

十八日 御勅使様引島の臺場御覽、又大里、久留米屋敷の臺場御覽、正一郎、廉作御供す、夜五ツ時御歸館。

十九日 今夜御親兵の内水戸人二人御前に出て議論す、小倉一條也、其末奇兵隊より三十人ばかり來り、可及一擧の處今夜は止めに相成、各退散、高杉君止宿、小田村君夜に入り歸山。

二十日 正親町様より先日献上かつをの御返禮として扇子五本、御盃二、八景の式紙、其外山口より御進物に相成候御菓子等頂戴被仰付候、○今夜原田熊二郎先日取替の金子の内へ五十兩三分返し來る。

廿一日 御勅使様御發輿被遊候。

廿三日 正一郎此度結構の被仰付候祝として御役人方へ御案内申上、料理相調候處、上方より夷船入港相圖打出し候故、何れも相止め、前田臺場へ出張候處、異船にては無之、幕船のよし、豊前鹽飽田へ繫船、依之斥候としておのれと藤井庄五郎、尾崎貞助、今一人田ノ浦へ渡

る、大東風にて部崎の方へ船廻し、かたく岩の岬より山へ登り、燈籠堂の所へ出て白野江村へ着、此時田の浦陣屋より陸行の小隊二十人へ出逢、白野江の庄屋某幕船より上る處を見付け、段々と尋方候得共白狀不致故、田の浦へ連れ歸り、瀧彌太郎君へ調方托し置き、四人とも前田の陣屋へ及深更歸る、暗夜にておのれ土手より川へ落込足を怪我する。

廿四日 朝足の療治最中幕船馬關へ乗込、打拂注進有之に付、直様支度して出張候處、打拂はなくして幕船馬關へ泊す。

廿六日 高杉君山口表より歸關、而して急御用にて廉作、高橋貫介兩人筑前行被申渡候。

廿七日 筑の平野二郎、小田部某、中村圓太三氏高松の寓居へ罷越す。

廿八日 幕船の事先日來色々議論有之候處、今日彌よはかり入に相調候。

晦日 廉作筑前よりかへり、又直様宮市へ行、是れは筑前の返答 御勅使様へ申上候爲也。

八月一日 波多野廣澤參議公宮城の兩君より魚及び野菜等迄澤山御いはひ被下候間、國司太夫を始め、諸君を招待す、生憎高杉君は山口行留主中也。

九日 幕船の俗吏三人を廉作、吉田年麻呂、穗神輝人の二氏と誘引、藝妓十人許連來りて大酒筵の末、吉田、廉作杯抜刀にて燭臺疊襖などを切破る、幕吏殊の外恐怖して早々かへる。

十二日 近日若殿様御出關被遊候に付、御本陣の事申來る。

同日 午時幕船一見に罷越、竹崎在番入江互一人同道の義頼來候間、町方役笹尾なども打連れ罷越す、吉田年麻呂君大に響應す。

十三日 若殿様御出關被遊、夜四ツ時御入被遊候、今日殊の外大降雨。

十四日 波多野、高杉、宮城等の諸君及び奇兵隊の伍長二十人斗り入來にて御前會議有之。

十六日 若殿様御船にて諸所御臺場御覽可被遊筈の處、風雨にて御延引。

同日 夜四ツ時奇兵隊より急飛脚來り、大變出來の趣にて高杉君より御奥衆へ來狀有之候得共、其意味能々不相分候に付、正一郎、廉作御奥へ被召、奇兵隊へ行き篤と様子聞合せ、一左右報知候様にと毛利登、大和彌八郎の兩君より御申付にて、直様馳參り候途中、豊前田町にて先鋒隊三四十人と出逢、各抜刀、鎗の鞘をはづし御本陣へ來候様子なり、然れどもおのれ等を奇隊の者と不存か無難に行過ぐ、後ちに承り候へば、奇隊の小使なりや源兵衛と申者、おのれの跡よりあみたしへ參候途中、先鋒隊の者鎗を以て突殺したる由、扱あみたし迄の路上、奇隊の者甲冑に身をかため、其所彼所にをれり、おのれ隊中へ行、高杉君へ逢候て御奥より御使の仔細を申述、様子相尋候處、今夜宮城君へ先鋒隊より失禮致候て、夫より事起り、奇隊の者教法寺先鋒隊陣屋也へ詰かけ、抜刀手負等も有之趣云々相承る、而して其末先鋒隊凡そ百人御本陣へ訴出候事ならんと高杉被申聞候故、正一郎、廉作罷歸り、其趣御奥へ申上候、

扱て歸宅して見れば先鋒隊凡そ百人斗り詰懸、酒店の處へ拔身の鎗數十本立ならべ有之候、
鶏鳴頃稍や鎮靜に相成、先鋒隊不殘引取、さて波野君よりおのれへ被申付、あみたしへ罷越、
奇兵隊へ右の次第爲相知、隊中靜り居候様取斗候様との事に付、又々奇兵隊へ行、其旨申
述、高杉君などの四人舟にて誘引しかへる。

十八日 早朝正一郎大里の久留米屋敷へ罷越す、是れは今日若殿様、長府侯御一同、臺場御見
分の事を知らする爲也、四時前大里御着、大砲等御覽被遊、夫より正一郎御先きに田ノ浦へ
行、其用意相調御待申上候處、追々御覽被進、夜五ツ時頃御歸館被遊、此夜正一郎、廉作ど
も御目見廻頂戴もの數々被仰付候事。

十九日 若殿様御發輿、山口へ被遊御歸候。

廿五日 宮城君の噂さに京師大變の様子、山口へ申來候由、右に付直様高杉君へ行相尋候處、
奇兵隊不殘上京と被申聞候に付、其用意を爲す。

廿七日 宮城氏割腹の御沙汰有之、恐入候事也。

廿八日 此夜遅く寺内外記君高杉君へ若殿様よりの御書御持參也、御文意誠に難有御事也、依
之奇兵隊上京の論止む。

同日 秋月藩戸原卯橋亡命して來り、長州へ依頼す。

九月二日 奇兵隊不殘小郡迄引取被仰出、翌三日より罷越す。

四日 久藩楨外記、筑前中村圓太の兩氏京師より歸りがけ來訪、中山公子大和にて軍勢御催
促、五條邊御打きため首十七、梟首二千程也、勢相加り候との義承る、○御勅使正親町様
三田尻より御乗船、紀筑へ御下向の由相承る、此日晝過徳田隼人來訪、今夜正一郎宿本出立
奇兵隊へ行。

五日 あみたし船へ乗組高杉君、入江九一君、片野十郎君小生と一同出帆。

六日 秋穂本陣萬徳院へ着。

八日 正一郎會計方大見かしめ被申付候。

十一日 神保の弓の稽古初めへ臨む、此日京師より寺島君歸國、上方の様子相承る。

十五日 高杉君惣督、式代瀧彌太郎 川上彌一の兩君に被仰付候事。

廿日 陣中不殘山狩に罷越す。

廿二日 奇兵隊不殘三田尻へ引越の御沙汰昨日被仰出。

廿五日 奇隊行軍にて三田尻へ轉陣、本陣正福寺境内へ相揃ひ、直様御茶屋へ相赴き、御七卿
様へ拜謁す、銘々得武具持笠を冠りながら塀重門より御庭へ入り、拜謁の期に至り笠を取
り、鎗の穂を後えに向け平伏す、十七の伍長病氣に付おのれ假に相勤め、伍長各御前へ進む。

廿八日 平野二郎氏陣屋へ來過し、但州邊の様子大和にて中山公子御勢凡そ六七千人に相成候云々相承る。

十月二日 今夜澤様御脱走、惣督川上君はじめ廉作、其外七八名脱走御供す、夜に入り伍長會議、夫より東久世様、四條様御警衛として弓隊其外三十人斗り御供す、問屋口より御乗船の筈の處、干汐にて御乗船難相成、再び御茶屋へ御歸り被遊候。

三日 曉御二卿様御乗船被遊候由承る、○廉作昨夜相認候一筆問屋口より到來、脱走の趣意書綴り有之、○今夜四時御二卿様御歸館。

十二日 三田尻濱向ケ島の此方にて練兵。

十三日 土州土方楠右衛門、松山源三の兩氏來訪、相對の義被申込候間、惣督へ伺候處不苦との事に付、致相對候處、御六卿様の思召も有之、薩の大島三左衛門君へ添書致し吳候様被申聞候、然るにおのれ返答に大島氏の性質、君命を奉ずるの外迎も動く間敷、且つ亡命などは決して致間敷と相考申候故、書翰差遣候てもむだ事にて有之と相斷申候、此薩の御使には久藩原道太氏など參候趣也、横泉州より大島氏へあてる書狀遣し候由に承る。

十五日 夕方御茶屋へ行、御二卿様の御前へ出て御慰申上候、今夜砲聲有之候に付、皆々本陣へ詰懸る、富永有隣譯有つて縛せらる。

廿二日 木原龜之進葬式桑ノ山へ埋む、隊中不殘會葬。

廿五日 長府内海石太郎入隊の處、吳服屋にてかたり事致候段露顯、其罪にて割腹被申付、役人等銘々光明寺へ出張。

廿六日 行軍にて山口へ行、公卿様方氷上山へ御轉居被遊候に付、御警衛の爲に罷趣す。

二十七日 四ツ半時各軍裝に出立、外序屋にて大殿様拜謁被仰付候。

晦日 隊中不殘御茶屋へ引移る。

十一月八日 今夜兩惣督瀧と一酌、廉作が事杯及談話、此日久阪君より來書有之による。

十日 久藩淵上郁太郎來陣、但州にて廉作など一同割腹と承る。

十一日 三田尻社人荒瀬河内へ相頼み廉作杯の神靈をまつる。

十三日 中山公子御法體に成御被遊候て過る十一日竹崎宿本へ御出被遊候由、然るに馬關御潛居物騒に有之候段、宿本より有馬管道春風樓を以て申來る、早速惣督へ申出候處、差圖あり、同十四日三田尻よりおのれと藤村英熊と兩人早駕籠にて馬關へ歸る、公子奇隊へ御迎可申上爲也、夜半着。

十五日 長府へ大庭呼に遣す、中山公子の御事過十二日長府より井上丹下御迎に來候由、家老三吉氏の領分月山のふもと庭田と申處へ御潜伏に付氣遣無之、且つ長府方において確に御引

廉作但州
生野銀山
ニ於テ割
腹

請仕候との事に相承り、大安心致候。

十八日 藤村君一同乗船十九日八ツ時過三田尻へ歸陣す。

十二月十四日 三條様三田尻へ被遊御出、十五日岸津濱にて越烈機御覽被遊候事。

十九日 三田尻出立馬關へ歸る、片野十郎、伊藤三省の兩君同道、奇隊馬關へ轉陣に付、假陣屋寺院見合の爲也、同廿日着。

二十三日 奇隊不殘馬關へ到着。

二十四日 林奎君來陣、瀧惣管、前田、壇ノ浦兩所陣屋受取、片野來谷の兩氏同道也、今夜酒肴用意有之候處、合圖砲聲有之、異船上方より入津の模様に付、夜五ツ時各出陣、四ツ過時異船田ノ浦へ入來る、前田上下の臺場より打出候處、異船沖の方へ漕出候様相見へ候、然るに九ツ時過船中一面火に相成り、火焰盛に燃え出し、望遠鏡を以て望めば、二本柱、外車の次第等歷々たり、翌朝及沈沒候、後にて相承れば全く薩の蒸氣船のよし也、今夜寒氣殊に強し。

文久四年甲子 (後元治と改元)

正月四日 幕の長崎丸通行、但し船より前以使者兩人馬關御用所へ來候に付無事に通行。

十一日 前田、壇ノ浦とも、大砲ためし打有之、惣奉行出張相成候。

二十三日 馬關へ遠乘、久芳君、中村君、其外多人數にて新地岡ノ原山招魂場地面見分に罷越、拙宅にて大酒宴、上州人田所氏取持の爲め中村、赤根の兩君止宿。

二月一日 母君七十の賀筵に付、暇を乞ひ歸宅す。

二日 母の賀をいはひて奇兵隊より多人數來客有之候事。

五日 正一郎歸陣。

八日 晝前馬にて招魂場地開き見分に行、同道八人也。

十六日 不快にて歸宿す。

三月二日 證人阿武九兵衛君より來書、廉作追祭料として金貳圓被下置候御書付到來。

十五日 久敷ぶり陣屋へかへる、晝過時惣管御用所より歸陣にて、公卿様方急に御出關相成候に付、御旅館の事相承る。

十六日 歸宅御旅館御仕構尋て御役人衆見分有之。

廿七日 御六卿様夜に入り御入被遊候、誠に大混雜也、暫くして拜謁被仰付、水野、丹後氏取合被吳候。

廿八日 晝過より壇ノ浦砲臺御覽、龜山社へも御參詣被遊候、正一郎、峯太郎、軍裝にて三條様御備の内へ御供す、而して發砲御覽相濟、御歸路阿彌陀寺へ御入被遊、安德帝御陵御拜禮、

夕方御歸館被遊候、今夜錦小路様御不例、茶室へ御休被遊候。

二十九日 錦小路様御不例に付引島砲臺御覽御延引、五卿様招魂場へ御出被遊、御歸路大砲鑄造場へ御立寄被遊、夕七時半御歸館。

三十日 三條様より御菓子頂戴被仰付候、長府侯より被猷候分也。

四月一日 御五卿様引島砲臺御覽、正一郎、庫之進、峯太郎とも御本船へ御供す、先づ破れ新田より御上り、福浦取付の臺場にて砲發、夫より金毘羅社へ御上り、御晝飯被召上、其時長府井上氏よりおのれへ申來候中飯の立宿へ波多野、佐々木、赤根の三君致同行吳候様との事に付同道參候處、馳走有之、夫より御立に相成、田ノ首へ御出、又弟子松臺場にて大砲數十發打試御覽、七ツ時御乗船、夕方御歸館被遊に付、正一郎、庫之進、峯太郎初めの如く御本船へ御供す、○今日より錦小路様御看病の爲め中谷萬藏の妻お千枝入込のよし。

三條公ヨ
リ家殿へ
拜領物

二日 三條様より御召古し云々あつて白綾御小袖一枚父君へ頂戴被仰付候外、御方様より鯛二尾、酒一斗頂戴被仰付、夜に入り正一郎、庫之進、御五卿様御酒頂戴被仰付、御次へ罷出、御短冊等種々頂戴被仰付候事。

三日 御五卿様御發輿、正一郎、庫之進、峯太郎共角石の御陣屋迄御見送申上候、是より前駕立の臺場にて長府方より白砲、コッ砲、破裂玉打試御覽、夫より前田上ノ臺場の上にて御休

足、此所にては小辨當被召上、暫くして上下の臺場砲發御覽、又狙撃隊の臺場及び彈藥藏など御覽、角石陣屋へ御入被遊候、此所にて正一郎御暇乞、馬にて歸宅、庫之進、峯太郎、其儘陣屋へ相滞る。

同日 三條様の御使にて山縣小介、林半七の二君と土方楠右衛門、淵上郁太郎の二氏、其外二十人斗り小倉へ渡海夜に入り波多野君上下三人御出、酒店の二階へ御止宿、又土州田所壯介氏來駕、是れは錦様御警衛人數の招賢閣會議人なり。

五日 錦様より御菓子頂戴、渡邊左衛門殿取次。

十七日 波多野君の御誘引にて正一郎馬關へ行、王司にて長府方の御馳走有之。

二十四日 錦様より縮緬の御小袖、御扇子、金員等頂戴被仰付、其外召仕のもの及び用達通ひの子井供石綱左衛門等迄頂戴もの被仰付候、同日波多野君の御取斗にて御上より金三十兩頂戴被仰付候。

同日 錦様御容體俄に御大切、御吐血被遊候に付、益田太夫はじめ御役人方不殘御本陣へ御詰切り。

錦小路様
逝去

廿五日 錦様御逝去被遊候に付、早速山口表へ早飛脚として田所壯介氏發足。

廿七日 山口表より田所壯介早駕籠にて歸關。

廿八日 東久世様御入被遊候、錦様の御棺等御覽也、同卿御旅館新地林方也。

五月四日 東久世様御發輿、山口へ御歸被遊候。

五日 今日も亦御上より金十五兩頂戴被仰付候、此度の御事に付て也。

六日 錦様御棺山口表へ御引越相成候。

十一日 正一郎陣屋へ罷越。

十七日 宅より早飛脚陣屋へ來る、孫剛太郎急病のよし、暇を乞ひ早馬にて歸宅。

十九日 晝時濱門の脇納屋より出火、無程鎮火。

晦日 山口證人阿武九兵衛君より白石廉作、楠公祭に従祀被仰付候由にて御供物二包送り來る。

六月九日 宇佐八幡宮奉幣使梅谷中將様岩國新湊より御乗船、今日豊前大里へ御着の由承る。

十二日 澤主水正様御入被遊候、原道太、穗神輝人、其他小松藩四人御供、今夜御止宿被遊候。

十三日 御別盃差上、夫より御船にて前田の砲臺迄正一郎御送申上、御船にて御辨當御酒等差上候。

七月十五日 角石陣屋へ備前より使者臺場拜見として來る、水野、盛本、何柴三人也、萩山田重作君同道也。

二十四日 筑前戸田六郎氏入來、京師過十九日變動の様子相承る。

二十七日 福原、國司兩太夫、本山より御上陸の由承る。

八月四日 性生沖本山邊に當り異船十七八艘碇泊す、臺場より凡二里程隔る、隊中の者各持場を守り夜に入、各々臺場にて一睡候處、山口より山縣彌八郎君出關、又前田君出關、惣管赤根武人、山縣狂介の兩君馬關惣奉行の處へ被行、其外七八人同行、片野十郎氏夜半過赤根山縣の使として陣屋へかへらる、其言に異船通行のみならば無事に相通し候様、彼より及砲擊候はゞ打拂候様との義御兩殿様より御直命、前田君被仰蒙被來候由承之、因て隊中俄に會議し君命を奉ずるに決す。

八月五日 朝馬關惣奉行所より夷船へ應接有之候處、彼より致砲擊との返答に付、隊中夫々受持の砲へ取かゝり相待居候處、八ツ時分七艘程中ノ浦沖へ碇泊す、暫くして彼より及砲發候故、此方にも諸筒打出し、各凡そ三十發宛打放し見合候處、彼は止みなくかはるゝ打出殊の外烈敷砲戰に相成、各七ツ半時陣屋へ引取候處、今夜夷人臺場へ上り、大砲の火門に釘を打諸所火をかけ焼立る。

六日 朝砲聲相聞候へども、隊中ではもはや陸戰の用意にて各甲冑に身をかため、銘々得武具を携へ待かけたり、壇ノ浦の臺場今朝より頻に及砲擊、即死手負等も有之、終に陣屋焼拂掠野迄引上候段注進有之、夫より未刻壇ノ浦の勢山縣君はじめ不殘長府路を廻り角石に來り一手

に相成候、夷人追々上陸六度迄追退ける、七度目に至り昨日よりの苦戦にて銘々大に疲勞、惣奉行の援兵も不來、僅に小銃二小队、長府方より加勢來り手がはりを成す、隊中休足なしに戦ひ候へども終に引口相立、一と先づ十町程引退く、惣管赤根ふみ止り、清水茶屋の所へ五六十人殘居候得共、もはや夷人も不追來、其内此方より陣屋へ火をかけ置候より炎々と燃え上り、黒烟立昇り日も晩景に相成戦を止め、隊中長府二ノ宮迄引揚、然れ共境内手狭にて一ノ宮へ陣取して夜半しばらく足を休む。

七日 過る四日よりの疲にて今日は一日休足して軍議をなす、夕方に相成明朝出陣の手配をなす、此日夷人少々宛上陸と見え、時々砲聲きこゆ。

八日 朝六ツ時一ノ宮出立、行軍にて棕野近邊迄出張の處、大谷越の方に當り夷人上陸の趣に付、赤根君はじめ多人數罷越、おのれ晝頃迄中軍に居候得共氣懸に付、棕野道を経馬關へ出かけ候處、阿彌陀寺道にて穗神など七八人兵糧つかひ居候に出逢、山根善右衛門杯と一手に相成、同行して奥小路より馬關南部の築出しに出て見受候處、夷人引シマ弟子松の臺場を燒亡の様子也、阿彌陀寺沖へも夷船二艘かゝり紅紫山ベニシに向て砲撃す、馬關人家悉く戸を閉し荷物をカハン人跡無之、誠に寂寥なり、夫より又王司より入込、棕野へ歸路、田中の川端に酒店一軒商致居候故、各立寄り一酌す、扱奥小路より棕野へ行き本陣を相尋候得共、免爾不分、

其内夜に入候間、百姓家へ止宿す、此歸途私戦に相成候云々長府人より承る。

九日 朝棕野出立一ノ宮へ行候處、隊中秋根村へ引越候由に付、秋根へ罷越私議一條相承る。各議論も有之候得共今更致方無之、今夜秋根村へ止宿。

十日 今朝秋根にて各會議有之候へ共廟堂已に私議論に相決候上は致方無之、先は長府へ陣取のつもりにて各秋根村出立、長府二ノ宮へ集會、然る内奇兵隊は宮市へ引取候様被仰付候間、小月迄行き止宿す。

十一日 若殿様船木迄御出馬被遊候由承る、隊中の者今夜船木驛へ宿す、然るにおのれ考合するに和睦に相成候上は最早戦争なし、一應馬關へ立歸り宿本見繕申度旨相願候處、被差免候間今夜半迄宿本へかへる、尊大人、母君はじめ一家のもの不殘大坪村へ遂行居候由に付、直様迎のものさし上呼返し申候。

同日 小松田君長崎より歸途入來、宍戸太夫の家士族鈴木二郎左衛門氏同道し、今夜早船にて性生迄御引取。

十二日 朝より大坪村へ荷物取に遣し、其他百般の事夫々取片付、猶當月一ヶ月分家賃用捨して取不申段、貸家の者共へ申聞せん。

十四日 今夜宿本出立船にて宮市奇隊へ罷越す。

十六日 奇隊宮市本陣神部方へ着。

十七日 奇兵隊より山口表へ建白の草稿出來。

十八日 赤根、山縣、時山、福田、松山の五君建白書持參山口表へ罷越、隊中跡のもの今日不

殘三田尻御茶屋へ轉陣被仰付候、此節御兩殿様御愼中に付金鼓は不相用靜に行軍。

廿一日 會議有之、昨日山口表より赤根惣管被取歸候、御兩殿様御畫書寫拜見被仰付候。

晦日 山口より被仰出赤根惣管事御政務役御聞せ被成候て、赤馬關邊軍政御用取斗被仰付候、

山縣狂介君事間缺の節奇兵隊惣督被仰付候との御事也、右に付赤根氏より被申渡松岡修作、

長太郎の兩君、おのれ三人一同船にて馬關行。

九月二日 風並惡敷龍泊りより上陸、翌三日馬關着。

四日 赤根飯田行藏二君出關。

五日 飯田、松岡、長の三君、おのれと四人、伊崎の日和山より大坪、武久、赤田、安岡迄地

形巡見として罷越、秋根通り一ノ宮へ出、夜に入歸宅。

六日 夜竹田庄兵衛君入來、又對州多田莊三氏京師の婦人兩人同道にて入來、即ち桂君の妻と

多田氏の妾兩人也。

十三日 今日三田尻へ罷越、飯田、松岡同道也、十五日着陣。

十七日 午前より遠乗、中ノ關より中ノ浦迄罷越、夕方歸陣、杉山、南野、世木、中村の四君
同行。

二十一日 馬上、眞田、市太郎君同道氷上山へ赴く、山縣君はじめ山口表へ被罷出候様子に付、

直様罷越、宿片岡へ着、此節俗論沸騰の由相承る。

二十四日 眞田君と同行、三田尻へ歸陣。

十月四日 山口表へ滞在の奇兵隊の人數三田尻へ引取候様御沙汰、尤も御兩殿様萩へ御出被遊
候由。

十三日 大道より長澤の堤迄遠乗を試む、大道上田方にて晝飯を仕舞、夕方歸陣、福田、南野、
世木、中尾の四君同行也。

十四日 陣屋にて昨年但州戦死の九士の靈を祭る、一周年に當ればなり、隊の銘々より供物被
相贈候間夕方一酌す。

十九日 庫之進隊中一同と徳地へ行、正一郎馬關へかへる。

二十九日 晝萩より高杉東行君ひそかに來訪、座敷奥の間へ潜伏、萩俗論大沸騰の由承る、今
夜半久留米より淵上郁太郎登り來る、夜八時野唯人氏の宿長太方へおのれ同道罷越、鶏鳴頃
淵上氏を尋ねて佐世君來訪。

景明此時
藩命以
テ福岡一
赴ク其船
ニ東行先
生中村圓
太ヲ伴フ

十一月一日 大庭と野唯人中村圓太氏改名入來有談、高杉君改名谷梅之助と云ふ、書前別盃を出し、七ツ時乗船、高杉君、野氏、大庭と三人筑前行。

同日 御用所より山田七兵衛君、田所太仲君入來、淵上と有談。

五日 夜に入り庫之進徳地よりかへり來る、隊中不殘出山に付おのれを迎に來る。

九日 宿本出立、庫之進を召連れ出山。

十日 揚井田關門にて水野、丹後氏へ逢、三條様より長府侯へ御使のよし、夜四ツ時山日本陣

永福寺へ着。

十一日 毛利上野殿鎮靜として山口へ出張、隊中より八九人行、俗論黨と議論す、此節一七日

大神宮へ祈願、隊中より軍籠、廟堂正議の人に無難を祈るため也。

十四日 評議諸隊手分して出萩嘆願に相決候處、夜に入り俄に長府へ引越の評議決定。

十五日 四ツ時山口永福寺出立、中軍今夜嘉川驛へ止宿。

十七日 晝時長府着本陣覺苑寺。

廿三日 念入の重に内相調、上酒五升相添、功山寺御滞在の公卿様方へ献上す、野村君へ取斗頼遣す。

十二月十三日 今夜八ツ時高杉君一舉兵隊引卒し馬關へ出る。

十六日 今晝諸隊不殘伊佐へ轉陣す、然るに人足間にて此の夜も覺苑寺へ止宿す。

十七日 隊中出立、小月迄行、人足間也、山縣、長、穗神三君おのれ四人、今宵小月菊永方へ止宿す。

十八日 小月出立、吉田へ止宿、伊佐本陣未相分故也。

十九日 伊佐着、本陣池田方、然るに三條西様、四條様の御二方同家表座敷御旅館に相成候故

隊中は裏の部屋へ止宿す。

二十四日 今夕よりおのれ翠丸太ダはれ、步行難澁に付暇を乞ひ、二十五日朝伊佐出立、駕籠にて歸宅。

二十六日 夜に入り伊佐より岡千吉君來訪、諸隊へ追討かゝり候由承り仰天。

二十八日 晝野村、太田、岡千吉三君來り一酌す、又高杉君も入來、聞く赤根武人行衛不相知よし、是亦仰天。

二十九日 岡千吉君歸陣に付庫之進も同行す。

元治二年乙丑

正月元日 夜半岬之町にて斬姦有之よし、三田尻の小吏松原八郎と云ふ者に聞く。

二日 夕方山縣九左衛門君、處幾太郎君、對州の莊三氏來す、有談、小酌す、谷君より鯉一懸かりに來り候故、白皮の新らしき分貸す、野唯人氏より來書、金子の相談有之候へども、不廻りに付相斷る、伊佐より岡千吉君來訪、夜に入り大庭も來る。

三日 昨夜半遊撃軍新地會所の俗吏へ夜襲をかけ候處、俗吏輩大に恐怖、大小刀をも取捨散亂の由承る。

六日 粟飯原君來訪、直様歸省。

八日 晝過伊佐より矢野登一君來る、又大庭も來る、伊佐の諸隊より繪堂出張の賊軍へ一昨六日八九十人にて夜襲をかけ候處、賊軍大狼狽、器械など多く打捨散亂し、賊死人二十人餘有之よし、隊中は藤村太郎、大宮慎太郎の兩君討死、手負三人有之由承る、右に付早速遊撃軍へ爲相知候處、高杉君と久保無二三氏兩人入來、矢野、大庭、おのれ打寄談合、夜に各退散、其跡に土人細川左馬之助氏、高杉君を尋て入來、戸口にて立ながら申様は、只今八幡隊より報知有之、財滿新三郎を討取候段相聞え云々。

九日 矢野登一氏船にて小郡迄かへる。

十日 遊撃軍馬關發足、不殘船にて吉田迄押出。

十三日 伊佐表にて今以て引つゞき戰爭有之由承る。

十四日 公卿様方筑前へ御渡海被遊候、長府役人夜に入り來訪、一宿す。

二十八日 厚東次之助君來訪、一酌す、小笠原仁左衛門氏直様かへる、晝過長府井上少輔、江見小平太の二氏と大庭など來る。

二月二日 夜に入り奇隊より藤村庄七氏來る。

十日 奇隊より長岡與三右衛門氏來訪、勝手にて小酌、隊中の様子萩の様子など承る。

十二日 今曉今浦町のマンチウヤ某斬首せらる、對州人をかくまひ候由と云ふ、晝過野村靖之助君來る、庚申丸山田熊之助氏同道、夕方迄小酌、夜に入り各歸省。

十五日 昨夜藪の内町にて眞木菊四郎暗殺せられ候よし。

廿日 福原三藏、野村靖之助兩君、細川左馬之助氏と庚申丸の某同道入來、一ノ宮の客と座敷にて一酌、夕方かへる。

三月十日 晝過隊中より庫之進並に井石綱左衛門出狀の分到來す。

二十六日 木谷周藏君來訪、山口の様子相承る。○今日城の腰町虎屋吉藏と云ふもの來り、土州の利岡平吉と云ふ人より正一郎、庫之進へ宛る書翰持來る、開封の處同人二男利岡甚兵衛と云ふ人一昨年京師變動の砌より、三條公へ付添長州へ下向、右甚兵衛への届狀一封在中並に金子一包、尤も是れは別封にして虎吉持居候也。右金子書狀とも甚兵衛へ届け吳候様との

頼狀也、然るに去年來土州人へも多く逢候得共、利岡甚兵衛と云ふ人一切存じ不申、尙又三條様には當府筑前へ御滞在被遊候御事故、届先不相分、右に付其儘返事可致乎と相考候得共、折角遠路態々頼來候事故、せめて去冬暫時長府へ御滞在被爲在候故、長府人存じ居可申も難斗、因て明日有無長府へ聞合の上所置可致候旨虎屋へ申聞け、夫迄の間書狀は此方へ預り置可申に付、金子は吉藏所持可然と申聞せ、一ト先づさし返候、扱て翌廿七日大庭へ聞合せ候處、御守衛中に利岡と云ふ人聞及不申段返答申越候、然る處其後四月一日筑前より三條様御使長府へ來り、右仁相分り候故、右金子書狀とも石川誠之助君へ托し送る。

四月一日 筑前より三條様御内森寺君と土州石川誠之助君と來訪、此度條公様より山口へ御使へ參り候由被申候に付、一酌さし出す、左候て彼の利岡の事相尋候處、今日御守衛罷在候段承候故、利岡平吉よりの書狀金子届方頼來候段相咄し候處、歸路立寄可持歸との事故相頼置候、○夕方井石より隊中の様子並に庫之進無在對等の事相承る。

十一日 奇兵隊山口詰の處、不殘明十二日吉田へ出張の由にて近藤政助氏より申來、就て井石綱右衛門早々罷越候様通達頼越候故、及其取斗候處、井石、千本兩人吉田へ行、○石川君山口より歸關の由にて入來に付、虎屋吉三呼に遣し、金子受取手紙とも同氏へ相渡相頼申。
十二日 醬油屋武右衛門來り、萩の様子又々俗論黨起り候由承る。

十三日 庫之進、吉田陣屋よりかへる。

十五日 林半七君來駕、無程歸省。

十六日 伊馬春齋と云ふ人來訪、筑前産にて當時長府領内へ在任醫業の由、此人申には去夏御逝去被遊候錦様御一件に付御殿より御禮の品去秋御惠送遊被候由、右の品已に相届候哉と相尋候故、未届段返答す。

同日 晝過吉田より奇兵隊の惣管山田梅之進殿、林半七、片野十郎、三好軍太郎、服部良輔の五君馬上にて入來、今夜止宿。

十九日 右五君朝招魂場へ參詣、五ツ時過出立歸陣。

二十二日 庫之進、峰太郎、吉田へ歸陣、日本政記十六冊奇兵隊書記座へ貸す。

五月一日 土人細川左馬之助氏來訪小酌す、夕方奇隊惣管山田殿、時山、服部の兩君同道馬上にて來訪、今夜止宿。

二日 右三人馬關行、夕方かへり來り止宿。

三日 山田殿、時山、服部の三君吉田へ歸陣。

四日 庫之進、峰太郎、吉田より歸省。

八日 隊中より松岡修作、中村百太郎、石田鼎、大枝八郎の四君來訪、招魂場へ參詣、夕方此

方へ歸宿。

十六日 井石綱右衛門氏來訪、小倉へ今津兵三千人程下向の趣を話す。

廿三日 小倉の間者一人馬關にて縛す、櫛屋正右衛門方へ當三月より居候由、くし屋諸とも長府より嚴敷取糺有之候風聞。

廿四日 平戸藩柏原四郎と云ふ人來訪、是は平戸侯より中山様へ被爲入候、御奥付の人のよし、此節交代して下り懸け立寄、中山侍從様御身上の事相尋候故、一昨年御旅館に相成候事より、一昨冬長府役人周旋にて遠東へ御潜居爲致候義杯申聞候、御逝去の事相尋候故、小生は隊中に罷在候て去冬押詰病氣の爲に致歸宅候位の事に付、委くは不存候得共、御逝去相成候事は相承り居候、自然委敷事御聞被成度候はゞ長府へ御越にて御尋に候はゞ相知れ可申と及返答候、扱て京師の近狀を相尋候處、左の事柄物話し相成候。

○會は幕府より嫌疑を受居候由、いまだ周旋不十分との事共ならん乎。

○酒井雅樂並に今一人旗本の内何某老中が多く事を執候由。

○尾州至てよろし、長州の周旋被致候由、當春幕府尾老公をニクミ、江戸へ呼下しの沙汰申付候へ共、老公其意をさとり、朝廷御用多と申して不被罷下、其代りに淀侯を被差下候處、幕にて淀侯を押込にいたし、今に其儘のよし。

○尾老公當時尾張へ歸居、同藩擧て正義のよし。

○尾老歸國後は、會黒谷へ引籠り候由、諸藩を恐れたる氣味歟。

○關白二條殿下へ正義黨投げ文を致候由、いかなる事書候歟不存。

○下加茂の社へも張紙いたし有之由の噂。

○朝議當春は至て宜敷、二月廿四日紀州を被爲召候て紀州參内致候處、幕早々上洛いたし、速に攘夷致候様にと被仰出候處、紀州返答に上洛の義は私御受合可申上候へ共、攘夷の義は御受合難申上と申上候處、もし幕府にて攘夷不致候はゞ諸侯へ申付攘夷可爲致との事勅命有之候處、其夜^{二十五日ナリ}より直様紀は江戸へ罷下候由。

○朝邊此節にては又少々御ゆるみの趣與被相伺候、しかし此せつ連も去年長州より御登りの砌よりは、急度御よろしき方也と申す。

五月廿七日 小田村君と長府井上少輔氏と筑前より歸途來訪、長府より泉十郎氏來訪、小田村、井上兩君と談話、奇隊より安部宗兵衛氏來る、各一席一酌、小田村君より九州の様子承る。

○薩よろしき評判、○肥後わるし、○筑前未半途、○肥前も對州の一件にて不手際のよし、此節條公様へ俄にゴビル様子、○久留米少々目覺の形など承る。

閏五月二日 野村靖之助君來訪、招魂場祭りの事にて相談有之、直様歸省。

三日 晝過土方楠右衛門氏上下京都より歸り道入來、直様屯兵場へ申遣候處、福原利勝君入來、同道にて長府へ被罷越、京師の様子、幕の事情など承る、土方氏家來光藏は此方へ滞在。

四日 土方氏長府よりかへり來る、今夜直様馬關へ出、明日山口行の由、光藏も奇隊迄供す。

六日 土州利岡甚兵衛より先日差送候金子の請取書並に返答など土方氏より送り來る、利岡變名小藤又兵衛と云ふ。

七日 土方氏と黒岩某入來、夕方かへる。

八日 上酒五升三條様へ献上の分土方君へ相頼置候に付、今日馬關の旅宿東南部町綿屋彌兵衛方へ爲持遣す、猶又一昨亥十月秋月戸原卯橋氏より國元届被相頼候、百將傳一冊是迄便宜無之延引の處、掬屋勘三郎迄届方の義土方氏へ相頼さし送る、土州利岡平吉へ當春の返答並に甚兵衛より十五兩の受取書入組、虎屋吉三より仕出す。

廿八日 報國隊より井上治兵衛、江本高吉來訪、小田村君へ先日相頼候知行米の事、書付に御付札相成候分御差越。

六月五日 谷梅之助高杉君一名君より來書、菓子箱送り來る。

十日 高杉、野村の兩君來訪、小酌、夕方歸省。

十五日 奇隊菅六郎、平岡太郎兩君來訪、今夜止宿、十七日歸陣。

十六日 安邊無藏より菓子箱送り來る。

二十日 大塚正藏氏來訪、白根太助君より送り來る由にて、昨子二月御沙汰相成候廉作祭祀料の金二圓持參に付受取候。

二十七日 長府正木屋筑前より歸り懸け藤四郎同道にて罷越、在筑前大庭より添書有之、藤氏此方止宿。

二十九日 奇隊より服部良輔君入來、止宿。

七月二日 今日招魂場棟上に付奇隊より福田良輔君、御摺隊より川北有地の兩君入來、又佐々木男也君も來訪。

三日 高杉、野村の兩君入來、今日一同大會、藝妓等も來る。

六日 福田、佐々木、野村、川北、有地の諸君入來、一酌の上無程船にてかへる。

八日 大庭、遠藤常太郎氏同道にて筑前よりかへり懸立寄、土方、森寺兩氏の書狀持かへり、猶土方氏より扇子貳本おくり來る、三條西様、壬生様の御染筆也。

九日 岩城山木谷修藏君より來書。

十二日 夜深更福田良輔君來訪、止宿。

十三日 藤四郎馬關行の處、晝過長府遠藤常太郎氏同道にてかへり來る。

十四日 隊中より庫之進、峰太郎かへり來る。

二十八日 夜に入り土州石川誠之助氏來訪、上方より下り懸の由、今夕止宿。

八月二日 筑前石藏屋卯兵衛來訪、尤も大庭より添書有之。

三日 夕方山縣、三好兩君來訪、近日招魂場祭禮執行に付、其用意等に出關の由、直様新地の旅宿へ被行。

四日 晝過高杉君來訪にて、同道して山縣、三好兩君の旅宿へ行、招魂祭一件及び示談、又萩椿の大宮司青山上總出關、祭事關係のよし也。

五日 朝より新地仙崎屋方へ行、青山氏と神事用談爾におよふ、おのれ神事奉行上申付相對る、夜に入り青山君同道歸宅。

六日 奇兵隊出張に付山縣、三好兩君あみたしへ被行、青山君此方にて祝詞を書調へる、大賀郁助君來る、晝飯を早くして招魂場へ行、無程奇隊出張、一應五軒屋の所にて休足、夫より大隊訓練、青山とおのれ、大賀、長野與右衛門並に社人兩人招魂臺の宮へ詣る、鎧下垂着用惣奉行にかはりて献供す、是れ神事奉行の役也、大賀、長野は献供官青山に祝詞師也、扱て相濟奇隊残らすあみたし町へ引取候故、小生、青山、大賀、夕方歸宅、服部良輔、山下七三郎氏來訪、各一酌す。

七日 服部歸陣す、青山、大賀、山下滞在。

八日 青山其外滞在、夜に入り高杉君入來。

九日 於當家我藩の諸有志の神靈、また諸藩義士皆國事に相斃候もの、亡靈を祭る、諸靈を上壇の間に祭り、青山君祝詞を唱へ、大賀、山下献供物等取調、晝より神供を下し、高杉君を招請し、銘々頂戴す、おのれ實名奥の字さし合候に付、今日御神籠にて資風と改む、夜に入各大飲、四時高杉君歸省。

十日 今朝青山、大賀、山下の三君歸省に付、別盃を傾く。

十五日 晝過奇隊より大枝八郎、山本平槌、神田作二郎、中村新八など來る、夕方福原三藏氏も入來。

十九日 奇隊山縣、片野の兩君より井石綱左衛門の奉書送り來る、綱右衛門留主中に付預り置候、奇隊より原半武弘九一、杉山十吉三氏招魂場參詣として入來、長府伊佐太郎、遠藤六郎兩氏來訪。

廿一日 夕方林半七、中村百太、堀市二郎、長嶺清之進、三隅權三五君入來、林、長嶺、三隅の三君は止宿。

廿二日 林半七君新地出張の桂君へ被行、長嶺、三隅の三兩氏かへる。

廿八日 おのれ、桂君を訪らひ候へども、馬關行御留主にて不逢かへる。

九月三日 福原良輔君來訪、庫之進歸宅、神保治輔氏へ弓の代料拂ふ。

六日 奇隊より杉山の森岡千吉君來り一酌す。

十四日 木谷修藏君來り招魂場へ同道す。

十八日 紀州人里見次郎氏改名瀧英之助より來書シナドの風三冊貸渡す。

廿二日 厚東次之助君來訪。

二十四日 尾川彌一郎來訪、又奇隊より渡邊義助、阿武市之進、曾我部無二藏、二階登四氏來訪。

二十五日 里見二郎今日より此處へ止宿。

十月七日 筑前の石藏屋と藤四郎二氏來り、上國の事情抔相承る夕方瀧英之助歸宿、土州阪本良馬君上國よりかへりて山口へ被罷越、又直に出關云々相承る。

十月九日 藤四郎來訪、長州追討の事相決し、幕 勅許を請罷下候云々の風聞。

十一日 瀧英之助備前行發足、贖として金圓を贈る。

十二日 南奇兵隊木谷修藏君より古學神祭略式八冊送り來る、寫本也。

十九日 藤四郎來話、交易の事幕へ 勅許有之由。

廿日 青山上總、田邊嘉三郎の二君來訪、一宿。

廿一日 京都錦小路様御内人渡邊左衛門殿より來書、昨子七月仕出の分也、並に左の品々今日山口より到來、錦様御滞館中の御挨拶として十品箱入にして御差越頂戴被仰付候、是れは昨年渡邊氏山口迄持下り、山口へ被托置候分、内侍所御久米 其猪餅二包、御短冊三葉、たばこ入一組、楊枝さし二つ、御箸三膳、ふしの粉五袋、糸入七つ、御茶碗一組、紅猪口二つ等也。

廿三日 今朝青山君歸省に付馬關迄送り行、途中北條瀨兵衛君を訪ひ、林壽之助、白根太助、大塚正藏の三氏へ逢、高杉君の旅宿を訪ひ、同君を同道して曙亭へ行、夜に入迄酒宴、北條君の馳走也。

二十五日 今日晝過より招魂場に於て松陰先生の御祭執行、高杉、山縣、福田、伊藤、青山の五君と小子也、歸路伊藤君にて馳走有之。

二十六日 青山君同道にて長府へ罷越、途中石藏屋へ逢ふ、夫より大庭へ滞留、二十八日歸宅。十一月一日 高杉、伊藤の兩君を招請す、土州田中謙介君同道入來、夜に入り退散、田中君止宿。

三日 奇隊の山本平槌氏來る、弓二丁、さし矢五十本買得す。

四日 石藏や來話す、筑前の有志月形伊丹はじめ廿一人先月末斬首に逢候云々。
九日 瀧英之助氏來、今夜止宿、林壽之助、佐々木權四郎兩氏來訪、一酌、奇隊より瀧原勉氏來り、書記座より招魂場の圖面委く相調させ吳候様頼來候故、直様有馬管道へ申付る、夜に入り報國隊より來書、瀧英之助事申來る。

十九日 奇隊より湯淺祥之助、尾川彌一郎の兩君來訪、止宿、夕方瀧英來り對州の異變相承る。

讀到泉十郎割腹處
血涙交下

廿七日 新地村屋房吉長府より歸り懸け立寄、大庭大變の事承る、昨廿六日夜御咎に逢候由、三十人斗持筒にて入り來り、御上意と申て繩をかけ候由、然る處今朝に相成同格の者五六人來り、繩を解き張番致居候由也、報國隊長泉十郎氏は召捕、修禪寺にて割腹爲致候云々、左候て無間長府より藤四郎、藤村六郎罷越、右の次第申聞候内、又々瀧英之助、大藤太郎等も來り、同説に候得共、巨細の處不分明に付、直様おのれ石藏屋を召連、高杉君の旅宿へ相伺候處、入江角二郎も高杉君の處に來り居、同人も無心元趣にて、今夜如此高杉君へ止宿の由申居候、右に付高杉君、桂小五郎君へ被相談、明日篤と聞合の上所置可致との事に付、おのれと石藏は引取候、夜に入り筑前の銘々を外方へ潜伏爲致、瀧大藤は旅宿へかへる。

廿八日 藤四郎、藤村六郎兩人入來、無程して石藏やも來る、夕方瀧、大藤など來る、對州人原啓三郎、安田鐵之助等も入來、此節段々異變事有之由申居候。

二十九日 有馬管道招魂場の圖面差出に付、井石へ渡し、奇兵隊陣屋へ送る、今日村房長府へ差遣し、大庭の様子聞合として村田彌左衛門へ一書差遣す、村田返書なし、先づ格別も無之趣承りかへる、其旨高杉君へ報知す。

三十日 對州人新地滞在の内、兩人安田鐵之助本名佐野金十郎、原啓三郎本名吉野楨兵衛兩人來談、一酌、新論二冊、國史略五冊貸渡、晝過かへる、夜に入り瀧英之助來り、長府より馬關立退候様申參り、當惑の次第申居候。

十二月二日 筑の大藤太郎來り、瀧英之助事長府より毎々せり立候由に付、旅費の事申來候故、先づ長府へ被願出候様、もし其上にて長府より不出來の時は、乍聊心配可致段申聞候、○今日伊崎竹崎萩御領に相成被引渡候。

十二日 入江角三郎へ行、岡崎一條及相談候處、内田孫次郎より辯解爲致可申と申候に付相頼置候、夫より入江同道高橋君を相訪、折柄福田良輔、白根太助の兩君も參り合せ、酒宴中馳走に相成、長府一件先夜大庭の一條禮謝申述候處、跡々の事迄被申聞候て安心致候、猶ほ當節借財鼻に責來候段噂致候處、折柄林半七君も來り居、高杉君より同氏へ山口政府にて白石方の事周旋致し、遣候様にと被相頼、其末懇切の咄しも有之候。

十三日 林半七君來訪、直様新地へ被相赴候間不逢。

十四日 林半七君新地より歸途來訪、無程福田長輔君も來訪、午前より一酌、夜に入り又々小酌、今夜止宿、林君曰く、當家借財四五百金にて當分間をわたし不申哉と被申聞候得共、夫にては所詮間に合不申、然るに當節又々幕情相迫候由に承る、おのれ勘考するに、君公有つての事に付、先に當分かり主より責來り不申様被仰付度、此度追討の一舉平穩に相成候上、此家屋敷御買上相成候様御周旋被成下度、夫迄は先づ見合可申と返答におよび置申、其折柄岡崎より又々皆責申來候故、委細入江角二郎へ相頼置候間、宜敷御承引被成下度候様、使に申渡し差返候。

十五日 福田、林兩君と一酌、晝過歸陣。

十二月十七日 石藏屋入來、高杉君の處にて相承候得ば、赤根武人長府へ罷下候由、干城隊より召捕に相成候との噂申居候。

二十六日 内田孫四郎へ岡崎一條の挨拶として有功卿御影横物一軸さし贈る。

二十八日 晝大庭より人來り、昨日御裁許蟄居のよし、先づ安心仕候。

慶應二年丙寅

正月十二日 氏神祭禮に付高杉君を招請す。

十六日 新地農兵昨年戦死の一周祭執行有之。

廿二日 肥後藩入江八十兵衛氏來杉、初めて面會、正義の者ときく、至て質朴也、對州の多田莊三氏を被相尋候故、新地滞在の對州人原啓三郎氏を遣候處、直様來り面談す、尙ほ又都合役内藤清兵衛君へ添書致し遣候處、夜に入り本々手子入江を連れて此方へ止宿の義相頼來る、廿三日内藤君馬關へ出かけ立寄られ、入江は十兵衛義山口より返答有之迄滞留爲致吳候様との義に付、承知の旨返答す。

廿六日 大村藩渡邊昇、北條新三郎、深澤行藏の三氏來訪、入江八十兵衛と一席にて一酌、夕方新地本々山田彌藏氏來り、入江八十兵衛山口行不相叶、早々出立候様との義申參る、夕方大村藩歸省。

廿七日 大村藩長府大庭へ逢申度の旨申に付、大庭呼に遣す、入江八十兵衛出立す、夜に入り對州多田莊三、原啓三郎、前田内藏之助三氏來訪、又奇隊より大枝八郎、中村新二郎の兩氏來り止宿す。

廿九日 林半七君來り知行米の事山下へ申聞せ吳候由、猶ほ又清末の扶持米の事も深切に取斗いたし被吳候。

二月一日 奇隊より惣管始め山縣君其外遠乘して入來、井上聞太、伊藤春介、野村靖之助の三

君も入來、大酒宴。

二日 片山貫一郎君來訪、外二人同行也、夜に入り神保君來り、片山、神保二君止宿。

三日 片山、神保招魂場行、今夜片山妻君の有談。

五日 東白來る、片山配偶の爲談相整。

六日 奇隊より木村文五郎氏來る。

九日 奇隊より國司若太夫はじめ片野、時山二君など來る。

十九日 奇隊より堀潜太郎、滋野謙太郎、元森、山田鵬助の四君入來。

十三日 堀、滋野兩君來り、招魂場圖面を持って彼所へ行、石藏や有馬管道來る。

十四日 高杉君より來書、林有聲來訪。

廿三日 高杉君の御家内出關、此方へ當分滞在也。

三月廿一日 高杉君薩摩行發足にて別盃出す。

廿二日 片野十郎君晝出立、川棚へ湯治に行、奇隊より五人來客有之、石田、中村其外等なり。

廿五日 山縣狂介君川棚より入來、湯淺祥之助、本森熊二郎二君來る、今夜各片山へ招領に付同行す、井上聞多、桂小五郎の兩君も入來、一席也。

四月一日 高杉君の御家内不殘歸萩。

五日 青山上總君來る。

八日 青山翁片山へ招領に付おのれ同行して行。

十一日 招魂場祭奇隊行軍にて出張、青山、片山、おのれ、社殿へ出張、例の通相對る。

十三日 井石綱右衛門奇隊より歸り來り、幕情愈相迫り候よし承る。

十五日 瀧彌太郎、重見多仲、木梨某の三君其外手付役等も來り、止宿す、○今日大坪村藤吉を呼申聞るは、もし戰爭にも相成候はば藤吉幸左衛門と二軒借用申度と相談し候處、承諾す。

十六日 瀧、重見の二君其外歸省、○今日より荷物少々取片付置く。

廿三日 井上聞太井上參議公君馬關へ行かけ被立寄、京師少々變事有之由相承る。

廿四日 太宰府土方君より來書、南大一郎と改名、九州の事情爲知來る。

五月三日 福田良輔、南野一郎、近藤政介三君來る。

五日 高杉君より兩眼鏡被惠候。

廿九日 高杉君土州石川誠之助君同道にて入來。

六月四日 目明升屋市藏申來る、小瀬川より一里先きにて手始の戰爭有之候由相聞え申候段爲知來る。

七日 自是先き奇隊不殘一ノ宮へ出張、今日一ノ宮より山縣、片野兩君入來。

十三日 晝傳聞、大島郡にて戦争始め候由。

十四日 今夜高杉君大島郡より歸關。

十五日 奇隊大石南陽氏、桂權吾氏立寄候、今日薩の足輕壹人石藏屋の佐々木寛造との書狀持來る、對州人橋安内急に崎隅迄下り候様、對州の回復策略出來との義申參る、直様サツ人を新地對州人の處へ遣す。

十六日 高杉君より戦争の内意承る、片野十郎君來る、今夜の支度用意して石藏、佐々木への通書認置、家内へ托す、晝過長府より大庭等三人來る、是れも出戰の爲也、相圖砲兼て正八ツ半と承り候處遅く相成候、及深更奇隊より會田春助氏出關、無程夜も明け奇隊も惣出張の時船より相圖砲打出す。

十七日 早朝あみたし藏の所に勢揃候處、渡海船無之及遅刻、門司、田ノ浦兩所の海岸に軍艦二艘宛四艘を以て未明より大砲打かけおびやかしかし候、初めの程は豊前より大砲も不出出、四ツ時分より少々打出し候、此方よりは長府方壇ノ浦古臺場の所よりも打出し、兎角する内に奇隊先鋒田ノ浦へ渡り、田ノ浦人家焼立、小倉の斥候馬上のもの一人打落し首を切り馬を分捕す、其内に晝頃中軍不殘門司へ渡り放火致し、彈藥五十餘箱、大砲野砲の類、其外蠟燭等澤山分取す、夕方各歸關、夜に入り片山同道歸宅す。

景明此時 譴責全ク 此ケマダ 此舉ヲ解 到ノ石開 君陪高杉 君余ガセリ 解キ上ガリ 原開老笠 寄スル詩ニ 一ノ大題ニ 酒興ヲ添 今小幡ト 門シ珍ト 矣不藏ト

十八日 朝大學外五ツ過時山縣君入來、高杉君を被尋候得共、此方に被居不申に付直様引取、

奇隊中軍晝時分一ノ宮へ引取る。

十九日 三田尻海軍局の本へ脇卯兵衛氏、片山同道にて入來、夕方高橋君歸省、止宿、夜に長府より印藤辨助氏來る。

二十日 朝土州坂本眞馬君入來、高杉君と談話、其末高杉君同道にて出關、薩人右田傳兵衛今朝太宰府迄可遣管の處、薩人山田孫一郎氏來關に付止め相成、是れは兩筑久留米柳川へ書翰届方頼むの策也、右に付高杉、坂本二君同道馬關へ行かれ候、夜おそく諸方へ歸省。

廿一日 政事堂より高杉君へ諸口勝利の報知有之、晝過大庭始め報告隊より四人來、又福田眞輔君了嚴僧、遠藤三君入來、徳山遠藤貞一氏より來翰、小倉一戰の事態々尋ね來る、何の宅右衛門と云ふ人也、夜に入り山口より御使、井上某高杉君へ御書持來る。

廿二日 朝高杉と井上兩君馬關へ出張、其跡に對州多田莊三氏來る、内藤清兵衛君高杉を尋て來る、直にかへる、山本熊太郎氏も來る、又防州大樂源太郎氏よりとて三人來る、伊藤權助、伊藤讓吉、土屋源吉の三人也、今夜止宿も願出候間望に任す。

廿三日 高杉君馬關よりかへる、及深更山縣君來る、直様かへる。

廿四日 朝山縣、福田兩君入來、高杉君を同道して馬關へ被行。

廿六日 今朝大砲しばく小倉沖へなる、高杉君かへり来る。

廿七日 薩摩人右田傳兵衛歸省、木戸君も來訪、又福原三藏君來る、夜に入り幕船通行、一發打出候故、直様庚辰丸より打出す、高杉君直様出關、夜に入りおそく此方へ歸られ候。

廿八日 晝庚辰丸船將佐藤君入來、又福原三藏君來る、扱て高杉、佐藤、福原三君出關。

七月二日 夜に入り高杉君かへり來る、明早曉小倉襲ひの事被申聞候故、其支度して夜八時出張す。

三日 曉七ツ時奇兵隊報國隊門司田ノ浦へ渡る。夫より山の道海邊と二手に分れ攻行候處、朝六ツ時大里へ出戰ふ、先鋒凡そ六百人斗り小銃打合、砲聲馬關へ手にとる如く聞ゆ、五ツ時分大里人家焼立、夫より中軍渡海、門司より海邊の道を行候處、小森江邊にて先鋒人數不殘引上歸候に逢ふ、夫故大里へはゆかすして其所より各歸關、晝八時過也、此度の策略は長府方の濱崎北槌など外國人水練達者なるもの高杉君より兼て被申付、昨夜半前早船に乗組小瀬戸より小倉沖へ廻り、幕の富士艦へ近寄、蒸氣釜の廻りをねらひ大砲三發を以て蒸氣釜を打碎き、直様水練して六人とも海をおよぎ福原へ歸り候也、右蒸氣釜を打碎き候大砲三發の音を相圖として、引島弟子松の臺場より長府川崎虎吉大里へ大砲打懸候より始めとして、此方の軍艦馬關沖より打すくめ、陸よりは奇隊報國隊の先鋒打入候等にて、大里を容易く打平げ

たる也、但し今日分捕の品は甚だ少し、大里は彼より左まで用意もせざる様子見ゆる、おのれ八ツ時過歸宅す。

七月五日 福田良輔、了巖和尚兩君長府川崎虎吉氏同道にて入來、又片山君正文招魂場祭りの事にて入來。

六日 長府福原、品川、川崎三氏、又奇隊の福田君と入來、高杉君一同引島へ砲臺見合に行、其跡に土屋平四郎君、丙辰丸石田鼎氏、田中謙助君等來り、又寺田外記君、松平伯州よりの意味書持來候に付寫し置く、然る所高杉、福田、福原、品川の四君歸り來り、暫く休息、各歸省、高杉、了巖、片山の三君止宿、夜に入り小荷駄方中村氏來り、明日祭事の談話におよび直様かへる。

七日 招魂場にて過る六月十七日、七月三日小倉攻に戦死の銘々七人の神靈を祭るに付、隊中より凡そ百五十人出張、本陣の銘々惣管始め山縣、福田、片野、時山五君入來、暫く休息、夕方より各歸省、丙寅丸より船將河野並に石田鼎兩君入來、夜に入高杉君馬關より歸竹、招魂場今日の献供は略式にして正文へ頼む。

八日 朝寺内君入來、高杉君同道にて馬關へ行かれ、佐々木祥一君も行、晝過丙寅丸河野、石田鼎、田中謙介の三君も入來、夜に入り高杉、寺内の二君かへり來り、今夜三絃にて大さわ

ぎ也、今日サツマ本田九郎氏より菓子到來す。

九日 四時國司太夫寺内並に佐々木祥一君同道入來、夫より高杉君、片山、おのれ同道にて伊崎繫船の丙寅丸へ行、毛利登君養子太田寅之助君も一同に行、岡何某へ逢、暫くして歸宅す、寺内君より酒肴及び素めんなど持參有之候、夕方國司太夫を供して佐々木一ノ宮奇隊陣屋へかへる、國司殿今日より奇隊へ入込なり、夜に入山口より遠藤君來る。

十日 晝前奇隊より久我、中村、元森、三浦、堀、原の諸君來る、原尺八の名人に付今夜一笛承る、夕方寺内君曙亭の娘誘引、大酒宴になる。

十一日 高杉、寺内の兩君を同道にて馬關へ行、夕方寺内君より白壽と云ふ酒一挺惠候、丙寅丸より四人來り、夜にかへる。

十二日 福田貞輔、山本平八、寺内諸君入來、萩町人鹿島正左衛門氏も來る、長府家家老細川、三吉、三澤の三君も入來、高杉君と談話、濱崎北槌も來る、夕方歸省、夜に入り久保松太郎君入來、又丙寅丸石田君來る。

十三日 朝寺内君入來、高杉、了巖二君と一同出關、其跡に奇隊滋野太、山田鵬助、安部宗兵衛の三君來る。

十四日 晝過大庭と藤四郎と來る、夕方かへる、夜に入り高杉君歸竹、後^{ウシロ}コヤに居候醫者何某

小倉の圖面持來たる。

十五日 佐世八十郎君、湯川何某來訪、高杉君と有談、又寺内君入來、各一席にて夕方歸省。

十六日 朝遠藤謙助君入來、高杉君と有談、夕方山縣君入來、今夜高杉君と濱門にて一酌す。

十七日 高杉君出關、寺内君、了巖氏同行、今夜各滯關。

十八日 朝佐世君、高杉君を尋て入來、直様紅喜へ取行。

二十日 徳山藤井孝太郎、田中秋之丞、遠藤貞一の三氏より書翰を持來、米二千石買入の事申來候に付、高杉君より越前方へ申入に相成候。

廿一日 朝軍艦、船將佐藤君入來、谷君不快、長府より濱崎來り、又花山君入來、昨夜崎隅よりかへられ候由。

高杉君へ有談、五ツ過時奇隊より神西彦太郎氏來り、向地探索の爲め筑前金ヶ崎迄罷越度に付、渡海船の事中屋權兵衛へ申付吳候様、山縣君より添書有之に付、直様權兵衛へ申付候、今夜出帆の由申居候、大村藩渡邊昇、和田藤三郎の兩氏來る、其前に船將河野、佐藤の兩氏高杉君へ談話有之相濟、大村士一同一献出し、夕方渡邊、和田の二氏は馬關へ行、明日より山口に行の由也。

夕方四艘の船將財滿百合熊、福原三藏、佐藤、河野の四君、其外とも二十六人來り、高杉君

と有談、夜に入り寺内、佐々木二君馬關より歸途來訪、寺内君止宿。

廿二日 高杉君不快、永野昌英氏見舞に來り、直様かへる、對州人安田鐵之助長崎よりの書狀到來、橋爲一郎、原啓三郎届の書狀入組來る、直様爲持遣す。

二十三日 福田狹平君入來、晝時久保松太郎、福原三藏の二君來り、高杉君へ有談、神保治助、羽島泰藏二氏來り、夜に入り奇隊より高杉君へ鯉魚を送り來る。

廿四日 福田狹平君、入江和作氏、高杉君見舞に來る、又佐世君入來、高杉君へ有談、又寺内、佐々木、了巖の三君引島よりかへり懸入來、各一酌す。

廿五日 朝財滿百合熊、藤井正之進兩君高杉君へ來談、四時大庭來り、夕方一ノ宮陣屋出張の庫之進より鮒七十喉程送り來る、片山來り、夜寺内君と一酌す、對州多田莊三氏より小倉事情承る。

二十七日 曉七時より漁船にて手本同道、龜山下迄行、今日小倉攻伐也、夫より本陣伊藤へ行、惣管其外へ逢ふ、暫くして大里へ渡る、尤も白木崎より上陸、大里のうへ柳村と云ふ處の百姓家を假に本陣として相詰る、然るに今曉より渡海の先鋒各砲撃し、朝六ツ時より晝七ツ時迄無間合及砲戰、大里より先き新町と云ふ處迄臺場四ヶ所を落し、新町を燒拂ひ、先鋒の内或は山ノ手より大谷の方へ廻りなどして兵糧持運び等も不行届、また本道の方は赤阪の臺場

延命寺の臺より頻りに攻登り行き候處、小倉要衝の地にて賊軍も大事と能く守り、加之船手より大砲を打かけ、進退不自由、應援の道をたゞれ、先鋒の銘々大に苦戰を致し、且つ賊臺場より大砲打出し、旁難戰の處、山田鵬助君の手臺場へ登りかゝり候處、佐々木祥一君致加勢候得共、何分要衝の地、堅固に守り居候故、不得止引退候處、賊兵却て恐怖致候歎追討も得せず、双方相引止戰に相成候、扱て今夜大里へ滯陣候にも無覺束に付、船手を以て守らせ、各馬關へ歸候也。

廿八日 高杉君、おのれ、了巖氏三人漁船にて馬關へ行、高杉君は越前へ上られ、おのれ等は本陣伊藤へ行、無程高杉君も入來、福田君其外同船にて大里の濱久留米屋敷の入江より上陸す、今日船木の勢湯川平馬君の手貳百人許り大里へ渡る、其外小隊十隊皆々大里の本道、また山ノ手諸所へ臺場を築き防禦し用意す、夜に入り大概出來に付大里町中へ大篝を焚き終夜廻番す、報國隊も同斷、さて本陣を久留米屋敷鎮守社の拜殿に取る。

二十九日 處々手配り嚴重也、問者一人召捕、小倉の様子承る、晝越前方の頭人新地本々など來候間、本陣を引島に立候様談示相成候。

晦日 今日も諸隊馬關と交代す、大里村、小森、江村、其外百姓人別取調ぶ、米百五十俵御惠被遣候にキマル、晝過高杉君と一同馬關へ引取、夕方歸宅す、奇隊の惣管本陣竹崎屋敷へ轉

陣也。

八月一日 今日は仕戦也、高杉君朝より馬關へ出張、八ツ時分毛利左衛門、寺内、佐々木、片山、厚東の諸君入來、一酌す、扱て晝過より小倉大火なり、自ら城に火をかけ逃去候由にて高杉、山縣二君と大里へ渡り、夕方かへる。

二日 朝惣管山田君始め高杉、寺内、片野、時山諸君、おのれ、了嚴氏と大里へ渡る、直様小倉へ行、市中悉くアキ家也、盜賊甚だし、橋本の大阪屋と云ふを本陣として晝飯相仕舞、夫より小笠原壹岐守の旅宿丹賀の宗源寺へ行、其外諸處見分、むろ町人家焼亡、夕方より客屋と云ふに火もえ付、火の手はげし、今夜長濱へ本陣をかまへ、各休足、分捕の武器大砲、野戰砲、小銃彈藥、兵糧米等諸品甚だ多し。

三日 朝より城内見分、今日も盜賊多し、制候得共不行届に付、刀を抜き一人ムネ打致候、又一人は城内へ縛り置候也、扱て城中諸品見分、武器役所、家老屋敷なども見分候處、澁田見新と云ふ家に女一人小銃にて腰を打たれ死す、此方隊の者へ又向ひ候由にて無據打殺し候由也、夫より八ツ時富野臺の臺場見分有之、其間におのれ、高杉君に願ひ、妻の里富野の林宅へ行見候處、勿論皆々逃去り、盜賊ども昨今亂入の體也、雜具坏段々取散し有之、どの手のもの歟四五人カラ濱を澤山持逃候處、おのれ見咎め制し候に付、其儘にして退散す。然る内

富野下男ども兩三人出來り候故、幾之助、岩平、早々致歸宅候様小庄屋に沙汰して百姓を鎮撫候様にと一筆認め下男どもに托す、其内に高杉君始め各林宅に入來にて、各一同に引取、夜五ツ時大里乗船四ツ時歸宅。

四日 新地都合役遠藤君入來、高杉君と有談、晝過より高杉、寺内二君馬關行也。

七日 朝前原君入來、高杉君と有談、長府より村上衛士、熊野清右衛門、原田準一の三氏入來、又萩より諸士多人數來る、高杉君へ有談、侍御史林主税君高杉君へ有談入來、無程歸省、さつの本田九郎間者らしき様子承るに付、正ゆや武右衛門呼に遣し相尋候處、未だ新地へ滯留のよしに付、尙ほ又明朝内より聞合候様申付る。

八日 早朝武右衛門來り、薩人いまだ菅野方へ滯在の由申出候間、高杉君へ申上候處、早速さつ伊集院直右衛門、土州の石川誠之助の二氏へ書狀被出候處、晝時分出口き、直様菅野へ被行及談判候處、少々おかしき様子に相見え、中にも過二日小倉にて書物二十箱、軸もの五幅を致分捕候由申候に付、旁以てあやしく、右に付伊集院、石川の兩氏罷歸候上にて、奇隊三好聞太郎君呼に遣し候折柄、本田出帆の趣相聞候に付、三好君直様新地會所へ被行、都合役遠藤君へ乞合、本田出帆被差留候、扱て伊集院、石川の兩氏へ酒を出し、過日小倉攻の時肥後人戰爭の様子其外の事等委敷相承る。

九日 昨夜より高杉君馬關行、今朝寺内君來り、又侍口史林君、高杉君を尋ねて入來、都合役遠藤君も來、各待合せられ候故、晝前一酌す、無程高杉君歸る。

十日 侍口史林君入來、高杉君へ有談、無程歸山、大村藩渡邊昇、後藤某兩氏來訪、西島青浦氏も入來、各一酌、夜に入り奇隊より杉山君來る。

十一日 薩の伊集院、土州の石川兩氏入來、さて小倉よりの報知曾根邊へ殘兵出來り、少々戦候よし相聞候間、晝前より高杉君渡海に付、おのれも行き、赤阪より上り、富野へ立寄り候得共、誰も居り不申、あき家也、夫より廣壽山の本陣へ行、佛舟庵と云ふ也、今日渡海の節遠藤謙之助君より三枝久二郎と云ふものを被相頼同行して行き、寺内君に相托し置く、今夜小笠原出雲家來村上彌三郎と云ふものを縛し來候故、取調方相勤むる。

十二日 高杉君一同に歸關、土州の石川氏、了嚴氏、幸助など同船なり、高杉君夫より馬關へ被行、薩人、肥後人へ相對の由也、高杉君今夜滯關。

十三日 大村渡邊氏來り、金子の相談有之候故、高杉君へ被申候様相頼、高杉君馬關へ止宿。

十五日 晝前湯平、遠藤二君と一酌、高杉君歸竹。

十七日 晝より高杉君、おのれ、其外小倉行、長濱より上り、夕方廣壽山の本陣へ着、今日長府世子君本陣へ被行、酒肴御出みやげ被下候由、其殘肴にて一酌す、御出の御船中に魚飛入り

候由吉瑞也、山縣君徳力よりかへり來る、今日徳力の百姓ども賊軍へ荷擔いたし相妨候よしに付、穢多村二三ヶ村及放火候由承る、猶ほ狸山と云ふ處にも賊兵出て及合戦、大枝八郎君死亡、手負十人ばかり有之よし相承る。

十八日 朝高杉君葛原行、寺内君今日より筑前行。

十九日 おのれ廣壽山へ滞在、寺内君筑前の境目にて彼藩の三苦傳三郎と云ふもの逢取城下迄通行の事達て相斷候赴にて、口上覺書を渡し置被歸候由、筑前大に恐怖のよし承る。

廿日 夕方寺内君同道歸關す、歸途小倉の本陣廣島屋甚助方へ行、湯川君を相尋候得共留守にて不逢、對州多田莊三、安田鐵之助の二氏へ逢、一同舟にて歸關す、今日長崎より佐々木寛造の家來岩吉と云ふもの留守へ來り、荷物など預け置候由。

廿一日 片山君來談、晝過高杉君小倉よりかへり來る、佐々木寛三の家來岩吉と云ふもの上方へ行候由に付、逢取へ、今夜福田君止宿。

廿二日 今夜寺内、佐世二君入來、高杉君へ有談、夜に入り寺内君へふとんなど貸す、明日より中津行船中用也。

廿五日 高杉君おうのどもに過る廿二日より出關、未歸候、寺内君中津よりかへる、長府井上氏大庭と來る、今夜遅く高杉君歸り來る。

廿六日 木戸君、高杉君を尋て入來、又惣管山内、寺内君、一同入來、又長府より三吉氏來る、各晝過浪散。

二十九日 井上富之助、岡部築二氏來訪、又福田俠平君入來、長府三吉君も入來、高杉君へ有談、花山君伊藤參議公も高杉君へ見舞に來候、青浦氏雲仙なども來る。

晦日 三吉君入來、伊佐太郎氏同道、伊佐氏今日より海軍へ入込度相願ひ、高杉君より佐藤の船へ參候様被相授候、先日奇隊より被頼米候三十俵は當家へ被下候由福田君より申來る。

九月一日 片野十郎君來り、直にかへる、山内惣管入山、高杉君へ有談、又長府より三吉君來り、高杉君先日來病氣にて其見舞也。

九日 今曉豊前にて一戰有之由報知有之。

十二日 晝豊前より寺内君歸る、高杉君今日晝過駕籠にて馬關入、江方へ被行、夕方木谷修藏君來り止宿。

十七日 晝前會田春助、南野一郎、杉山、片山、李家諸君來る、夜に入り筑前より望東老婦迎取の船かへる、藤四郎、藤林六郎、多田莊三其外也、皆一酌、各退散、望東滞在。

十八日 世良修藏君來谷と改名。

二十日 山縣狂介君立寄、直様かへる、此節滯關の由也、晝鴻城軍より肥後入川上彦齋氏來

訪、寺内君入來、穗神輝門氏も來る、夜に入り吉田陣屋より峰太郎歸り來る、平岡太郎君同道也、今夜穗神、平岡二君止宿。

廿一日 今夜豊前より庫之進交代にて歸る。

廿二日 高杉君より來書、寺内君入來。

廿六日 夜に入り多田莊三氏と但州の八木龍藏と來る、八木氏小倉陣屋へ入隊の義高杉君へ聞合吳候様申に付、高杉君へ申遣候處、返答來候故八木氏へ渡す。

廿七日 朝はやく庫之進、峰太郎ども豊前陣屋へ行、夕方寺内君入來。

廿八日 本居先生の御祭に付片山へ行、寺内、了嚴、木谷三君と母君、望東、西島、青浦、大木某の諸氏也、山内惣管も入來、夜に入り木谷、西島二氏同道にてかへる。

十月二日 新地都合役遠藤君本々山田彌三、藤田作左衛門氏など入來、明日若殿様御出關被遊候に付、御本陣の義頼み來る、直様御用達とも呼寄掃除にとりかゝる、然る内御詮議有之當家は止めに相成、新地林方に相成る、今日豊前足立陣屋より長太郎君來書到來、九月廿七日出也、夜に入り豊後より長南梁夫婦娘等來る、彼の地住居六ヶ敷趣にて脱走なり。

三日 若殿様御馬上御出關被遊候、御供馬三疋、至て御小人數也、時勢に付御儉約と相見え恐入候御事也

長南梁一
家來寓

五日 今朝片山へ朝の茶會席に被相招客五人、寺内君、おのれ、片野、南野、矢野の三君也、夫より寺内君其外は足立陣屋へ行、夜に入り藤四郎來り、望東へ有談。
七日 夕方若殿様俄に濱門より被爲在御入、桂君と柏村君と六七名御供也、御茶一服被召上、夜に入り直様御歸館被遊候。

八日 朝五ッ過時桂君馬上にて御先き立、門口にて老人夫婦、おのれ、望東杯、よみ歌タンサクに相認、新地都合役より山口へ送出入御覽候様との義被仰聞候。

十日 木戸君より被申置候御覽に入る、短冊等大人二首、母君二首、おのれ三首、望東三首、以上十葉遠藤君へ相頼山口表へ差出す、今夜薩州より山中成之助、大村、渡邊昇兩人來る。

十四日 但州忠死銘々の神靈祭執行、來客片山南梁夫婦、望東白石良右衛門其外也。
廿四日 今朝藤四郎、藤村六郎一酌して足立陣屋へかへる、夕方豊前より寺内君かへり來る、小倉降和の咄し承る。

廿七日 招魂場祭有之、例の通神事奉行相勤る。

十一月四日 別家良右衛門來り、本々より小倉宿の事頼に來る、承諾す、然る處夜に入り趣有之に付相斷申遣す。

六日 又良右衛門來り、宿の事萬事私御引受可仕に付、只今家を私へかし呉れ候様、本々所の

義は何も私談判可仕と達て相頼來り、既に小倉人來着、今夕も難斗、明日は障子張替等御用の者參候様可仕と申候に付、任其意申候。

十六日 夕方小倉の使節到着、萬事白石良右衛門引受なり。

十七日 船より長府行、長南梁一家長府侯へ被召候故連行也。

二十九日 今夕又小倉より上下四人來る、宿例の通良右衛門引受也。

晦日 今早朝小倉使者四人漁船から切り若松迄歸る。

十二月十日 小倉使命昨日より應接有之、今晝時かへる。

十五日 今夜遅く木戸君立ながら門口より聲を懸けられ、薩州よりかへり懸けの由也。

十六日 朝木戸君の旅宿へ罷越、薩の尊承る。今夜又々小くら使者四十ばかり來る。

十八日 朝大村藩渡邊昇氏來書、和田藤助、藤田小八郎兩人來、上方よりの書翰四通持來候故かり置き高杉君へ見せてかへす。

十九日 山縣、福田兩君入來、小倉の使當家へいまだ滞在と聞いて新地會所へ乞合に被行候處、無程會所より書狀來り、小倉人夜に入出立かへる。

慶應三年丁卯

正月十六日 小倉藩上下九人來る、例の通り引受る。
十九日 同藩士乗船にて山口表へ罷越す。

二十日 長太郎君かへり來り書墨認吳候野村望東尼も來り、止宿す。

二十五日 早朝小倉藩小郡よりかへり來る、午前正一郎逢ふ、夕方政府役人國貞直人、野村右仲の兩君並に給仕役林某三人小倉使節の取持に入來、夕方より正一郎にも罷出吳候様との事に付出席取持、今夜大飲、主客とも大酔及深更各退散、小倉藩止宿。

二十六日 小倉藩へ別盃可致つもの處、汐時宜敷直様發船致云々に付、酒肴船中へおくる。
五月八日 清末より頂戴の御扶持方米七十俵小泉竹屋徳三郎積來り受取る。

十一日 晝過錦小路様御内渡邊右衛門入來、即時宰府の公卿様方御付に相成候よし、此度山口表迄御使に參り候行懸の由也、短冊三葉三條西様、東久世様、壬生様、御染筆の分被相贈候也。

十二月十八日 井石より上國の様子爲知來る、三條公始め五卿様昨日太宰府より博多へ御出被遊、薩の氣船にて御上京、今日馬關御通船のよし、長府世子様御逢の爲御出馬相成候云々。
二十日 今朝馬關大庭より來書、急に長府世子様御馬上にて伊崎小門迄御遊行、御歸り此方へ御立寄との義申來、直様そうじいたし、片山東白も加勢に來る、凡四ツ時御馬にて御入、先

づ御茶菓子、夫より御酒等差上、御次へも御酒差出、九ツ時御歸り被遊候、御次衆三好慎藏、椋梨幸介、關在番、福原徳彌氏等也。

二十一日 晝前漁船にて馬關へ行、三條様始め御五卿様へ献上の酒一斗五升入 かけながし樽用意して罷出、商會へ上り御待受仕候へ共、いまだ御着無之に付、御用所へ參り昨日長府世子様御入の御禮を申上、手打そばきり少々世子様へ献上、御次へも差出置、夫より大庭同道にてあみたし町御手洗やへ行、又一酌、夜に入り商會より三條様へ献上の酒樽二つ御手洗やへ取よせ預け置候、今夜木戸君を訪ふ、王司の妙亭也、菓子一箱さし出す、夜、御手洗やへかへり又々一酌、夜四ツ時大庭同道商會へ歸候、途中福原徳彌君並に奇隊の福田君へ逢ふ、竹崎宿本より急に人來り、片山よりの書狀にて明朝五ツ半時竹崎陣屋敷へ罷出候様久保君より來書にて、今夜俄に引かへし駕にて歸宅、其書に曰く、

御兩殿様並に御末家様方御復位、其外の義從 朝廷被仰出候 諸士中へ御沙汰書、尙ほ御兩殿様御書拜見被仰付候條、明朝五ツ半時竹崎御屋敷へ可被來御出候、以上。

十二月廿一日

久保松太郎

三戸 甚右衛門様

森重友之助様
 片山貫一郎様
 古屋新作様
 松浦治輔様
 河内市郎様
 白石正一郎様

二十二日 右の次第に付早朝月代仕り、支度して五ッ頃片山同道、竹崎御屋敷へ罷出待合候處追々外人も來り、凡十二三人、扱て御小姓井上市之進君出席にて、三方の上に御書並に御沙汰書等兩通載せて御床へ被置候より、上の間へ入り拜見仕候。

今度大樹奉納政權 朝廷一新の折柄、彌以天下の人心居合不相附においては、追々復古の典も難行、深被惱 宸襟、且つ來春 御元服並に立太后、追々御大禮被爲行、且つ又 先帝御一同に相成申候、猶ほ又人心一和專要に被思召候間、先年來防長の事件彼是混雜有之候得共寛大の御所置被爲在 御名 御父子末家等被復候旨被仰付候事、今朝從 朝廷の御沙汰奉拜戴、誠以難有儀不奉堪感激、積年の誠忠素より不愧天地神明の事に候へども、近來の國難奉對御先靈様候ても深く奉恐入候處、今日に至徹上候も畢竟國內士民一統父子の素

志を體とし、乞維持候よりと祝着の至に候、然る處方今京師の形勢不容易、此往如何様の事變出來候も難測に付、彌よ勵精藩屏の任不相勤ては不相濟事に候條、厚相心得於遂奉公は可爲本懷もの也。

丁卯十二月十七日

右の通り拜見被仰付、直様片山同道歸宅、夫より馬關へ罷出候、今朝公卿様方御着船、また御上り不相分候得共、献上の酒は大庭取斗吳可申候得共、此方相濟次第出關候様大庭よりも申越し候に付、漁船にて直様馬關へ罷越、先づ商會へ行候處、大庭本陣へ罷出候由に付、早速あみだし御手洗やへ罷越候處、丁度大庭居合、先喜、献上もの取斗置候故、御本陣にて拜謁被成候様申に付、早速御本陣伊藤へ罷出、福原往彌君へ相頼申入候處、公卿方御付の衆兩人被出、無程拜謁被仰付候、夜に入り歸宅、然る處、今夜御本陣より使來り、封箱持參、上書白石正一郎様、三宅左近と有之、金千疋御一統様より今朝献上物の御返報として被下候段、三宅より手紙差添來り申、依て受書一筆入組封箱、直様其使へ返す。今夕御船御出帆の由相承る。

慶應四年戊辰 (明治元年と改元)

二月二日 新屋喜兵衛、太田堅二の使として来る、近日清末侯御出張に相成候間、御旅館の事渡邊より頼來段候申來る。

七日 清末侯御着、早速御船にて網代御覽、夕方御歸り、御酒差上、御次中へも差出、正一郎東一、片山も拜謁被仰付、夜に入御止宿に相成、御盃等頂戴及深更數盃被召上、片山も御取持申上候、御紋付御羽織一領頂戴す。

清末侯より御紋付羽織一組頂戴す

今夜時山清之進より來書、澤様去冬御歸京被遊候に付、先年但州義舉討死の九人へ夫々香花料御惠送被仰付候段、時山より申來、御書付寫しと金百疋送り來る。

八日 今朝清末様より御酒頂戴、晝過御船にて御歸御禮御挨拶として御用方より金六千疋被下候事。

十二日 晝過久留米榎外記氏來訪、一酌仕度、澤様長崎へ被遊御出、九州鎮撫惣督被仰蒙候由、其御供にて參候よし、尙又今日澤様より其義申通じ候様被仰候故、參候段承り候に付、早速支度いたしあみたし伊藤御本陣迄參候て、酒五升献上、廉太郎を召連候、直様拜謁被仰付、御短冊二葉頂戴、然る處留守中越前方よりも御伺に罷出候様申來る。

八月十三日 久我大納言殿北越へ御出かけ、馬關へ御上り、伊藤本陣へ御滞館の内馬關御遊行、兩招魂場へ御出、俄に當家へ被爲入、御茶御辨當等被召上候に付、先年來三條様はじめ公卿

方の御筆もの入御覽、正一郎、母君とも拜謁被仰付候、馬關出役佐々木男也君御付に相成、青山、品川君も參り、そうじ等加勢す、招魂場へ御備へ相成候金五千疋遠田氏より送り來候間預り置、追て近藤政助氏へ渡す。

十四日 今朝久我様御旅館へ昨日御入の御禮に罷出、上酒五升献上す、拜謁の上絹地一、引物一枚並に母へ短冊一葉被下候。

十六日 久我様より頂戴の扇子五本、片山持來る。

二十日 書鷹司様の諸太夫青木右京介來訪、佐々木男也君、青木氏、青木氏の家來ども以上五人入來。

二十四日 朝青山歸萩、別盃す、北越より福田俠平君の手紙到來、八月八日出也、北越戰爭上都合の由申來る。

明治二年己巳

二月五日 澤様御内藤川澄雄と云ふ人より手紙來る。昨夜澤公馬關へ御着、小松屋へ御上りの由にて、懷紙一葉被下候由、此度御内に御上京の由、正一郎病中故御伺に不罷出段藤川氏迄返書差出す。

五月六日 京師錦小路様より被下もの山口町奉行所より新地本々役所へ送り來り候よし、頂戴もの五品左の通。

天皇御著一包 御土器一枚

色目扇 一箱 人形 一

タバコ入、キセル筒、細工もの等以上五品箱入。

明治三年庚午

豊浦知事
様より數
品頂戴

三月廿九日 豊浦知事様被爲入、晝前より終日御遊宴、家内中拜謁、御盃被下候、御土産とし
て正一郎へ白縮緬一疋、家内へ縞チリメン一反、母へ席畫三幅對、御懸け物被下候、夕方御
船にて歸省、三吉氏滞在、時田三太愼三兩氏御供にて歸省、御取持青山翁、長三州君、大庭
なご也。

四月廿四日 山口着、御前様、奥丸様被爲入御本陣に御かり入との事に付、直様掃除等に取
かる。

二十五日 晝過濱門より被爲入、今夜御滞館。

二十六日 晝過御船にて御歸被遊候、頂戴もの金員と生鯛二尾、御奥よりとて家内共へ數品頂

戴もの拜領。

明治五年壬申

二月廿四日 支廳より來書、明廿五日四時御用申來る。

二十五日 伊藤本陣へ出る、貫屬還り長府人清水佃より相達し、第三區の戸長申付る、不進の故
追て斷の願書さし出す。

五月廿八日 支廳より來書、明廿九日七時出頭申來る、二十九日支廳へ罷出、支廳當時假に引
接寺也、此度正一郎行在所御用掛被申付候、林美九郎、入江和作兩人行在所御用事務用達被
申付候、直様伊藤へ行、修理の場所を一見す、歸路久保參事時田典事笠井眞八氏の旅宿へ立
寄、夜に入かへる。

六月二日 行宮營繕の見合に行。

六日 右合斷。

九日 急 御着艦の由承候に付、直様行在所へ出勤す。

十日 四ツ時分 御着艦南部の濱より 御上り被遊候。

十一日 晝吉井、宮内少輔、兒玉宮内少丞殿兩人より御達によみ歌よみおきにても奉入 御覽

候様との御事に付、直様歸宅相認申。

十二日 今日六連島燈臺 天覽被遊候に付俄に新地林方 御休憩の由に付、小子加勢に罷越。

十三日 四時 御發輦 御乘艦被遊候に付、晝過、行在所引拂歸宅仕候。

十一月九日 山口御家職用掛座各中より正一郎出山候様にと來書有之候に付、不快に付全快次第出山可致段林美九郎へ相頼及返答。

十一日 山口行の事片山より遠田氏へ及内談候處、代聞差出候方可然との事に付、片山氣付にて大和忠助氏の口本間正修（つぐみ）と云ふ人幸來關中に付、其人へ相頼吳候、大和氏も被成候故、小子も直に相頼む。

御兩殿様より直垂鳥帽子中啓等頂戴

二十一日 本間氏來關に付代聞の次第相承候處、山口御兩殿様より頂戴もの御直垂一領、御鳥帽子一頭、御中啓一本被下候由に付難有奉拜領候、此三品持參被致吳候間、謝禮として金員少許差おくる。

明治九年丙子

二月一日 三好兵部少輔殿來訪の處、直様歸省、此せつ征伐有之由にて下向、馬關滞在也。

明治十年丁丑

十二月廿七日 八ッ過時南野氏より來書、赤間宮宮司被仰付候段知せ來る。

二十八日 南野氏來訪御達書受取。

二十九日 赤間宮へ初めて奉仕、社務所にて先官笠原南野其外と會話す。

明治十一年戊寅

十月七日 赤間宮御祭に付出勤四時、縣令其外參宮御祭事相濟、あみ平にて縣令はじめ其外多人數へ酒肴さし出す、小子と南野氏と取持に行、夕方かへる、歸途豊永長吉へ縣令宿に付名刺を投じ、相頼み置きかへる。

李伯病床慰問記話

明治二十八年三月三十一日午後二時三十分、伊藤、西郷兩伯相携へテ負傷セル李伯ヲ引接寺ノ病床ニ訪ハル。李伯ハ繙帶ヲ施シ、長椅子ニ横臥セルマ、兩伯ト握手ス。李經芳傍ニ侍シテ專ラ通辯ノ勞ヲ取リタリ。

李 伯 (端然トシテ) 今回余ガ遭難ノ事、貴國 兩陛下ノ聖聽ニ達シ、爲ニ 宸襟ヲ惱マシ玉ヒタルコトヲ拜察シ、誠ニ畏レ多シ。殊ニ優握ナル 聖恩ニ浴シ、遠ク侍醫ヲ遣ハサル。實ニ望外ノ大幸ナリ。又兩全權大臣閣下ニ於テモ余ノ爲ニ種々配慮セラレタルコト、及ビ一般國民ヨリ懇懃ナル慰問ヲ蒙リタルコトハ、余ノ深く感謝スル所ナリ。

伊藤伯 余ハ閣下負傷ノ當時、直ニ馳セテ訪問シタルモ、閣下ト相見スルハ容體ニ影響スル所アラシク慮リ、僅ニ李參議官等ニ面シ、刺ヲ殘シテ辭シタレバ、今日閣下ト接話スルハ實ニ閣下遭難後初メトス。幸ニ日々恢復セラル、ノ報ヲ得、欣喜措ク能ハズ。余ハ

其當時特ニ事情ヲ電奏シ、侍醫ノ派遣ヲ請ヒタルニ

至尊陛下ハ即時聽許シ玉ヒ、且ツ種々叡慮ヲ惱マセラル、趣ニ付、余ハ匆忙トシテ廣島ニ赴キ、親シク宮聞ニ伏奏スル所アリシニ

陛下ヨリハ時々閣下ノ容體ヲ電奏スベキ旨御沙汰アリ。

李 伯 聖恩海ノ如シ、感荷何ゾ堪ヘン。余モ亦備サニ貴國 皇帝陛下ノ厚キ思召ト侍醫ヲ遣ハサレタル等ノ優恩ニ付、我皇ニ電奏スル所アリシニ、我皇ニ於テモ殊ノ外満足ニ思召サレタリ。余ハ仍ホ遭難已來兩全權大臣閣下ノ非常ナル厚配ニ對シ、併セテ茲ニ感謝セントス。

伊藤伯 閣下ハ豫テ聞知セラレシガ、今回 我皇ヨリ特ニ遣ハサレタル佐藤博士ハ、外科ニ於テ我國中一二屈指ノ名手ナリ。閣下亦博士ヲ信ズル事厚ク、托スルニ治療ノ事ヲ以テセラル、ハ、余ノ尤モ喜ブ所、而シテ閣下ノ容體日ニ快キヲ以テ、已ニ其必要ナキニ似タリト雖モ、更ニ東京ヨリ、スクリツバ博士ヲ招キタルハ、爾後閣下ノ容體如何ニ依リ、多少ノ補ヒアランコトヲ期シタルニ由ル。唯ダ今日閣下ニ向テ一ノ注意ヲ促シタキハ、閣下齡已ニ高キヲ以テ、創痍未ダ癒エザルニ及ビ、感冒ニ罹カル等ノコトナキ様慎戒セラレヨト云フ是ノ事ナリ。

李 伯

厚意多謝、十分慎戒自重セン。余ハ今回佛醫及ビ清醫ヲ伴ヒ來リ、清醫林聊輝ハ現ニ天津病院ヲ宰理スル者、其伎倆我國ニ在テハ多ク匹儔ヲ見ズト雖モ、貴國ノ佐藤博士ノ經驗學識ニ比セバ、素ヨリ日ヲ同ジクシテ論ズベキニアラズ。故ニ余ハ一たび佐藤博士ノ診ヲ受ケテ以來、一切治療ヲ博士ニ乞ヘルコトハ閣下ノ知ラル、所ノ如シ。(語ヲ改メテ)余ハ平和ヲ商議スル爲ニ使命ヲ啣シテ前來シタルナレバ、其目的ヲ達スルニ於テ最モ重責ヲ負フ者ナリ。既ニ幸ニ休戦ヲ許諾セラレタルモ、三週ノ期限決シテ長シトスベカラズ。余ハ此期間ニ於テ平和ノ議ヲ商定シ、以テ未來永劫ノ休戦……即チ互ニ錚鏘ヲ收ムルノ實果ヲ見ンコトヲ欲スルコト切ナリ。望ムラクハ閣下一日モ速ニ平和條件ヲ指命セラレンコトヲ。

伊藤伯

左レバナリ。余亦速ニ平和商議ニ進移センコトヲ欲スルモ、如何セン會見僅ニ三回ニシテ閣下不慮ノ難ニ逢ハレ、經過佳良ト雖モ、未ダ治癒ニ至ラズ。若シ此時ニ於テ大事ヲ談論スルアラバ、之ガ爲ニ閣下ノ神身激動シ、靜養ヲ妨グルコト殊ニ大ナルベキヲ察シ、余ハ心ナラズモ閣下ノ日々快復セラル、ヲ待テリ。

李 伯

閣下ノ厚意謝スルニ辭ナシト雖モ、畢竟無用ノ配慮ノミ。余自身ハ勿論 我皇及ビ政府ニ在テハ、貴國ハ如何ナル條件ヲ以テ我ニ指命セラル、カ、日夜憂念ニ堪ヘザルヲ

伊藤伯

以テ、余ハ瞬刻モ速ニ我國上下ヲシテ安慮セシメンコトヲ冀フ。

余ハ閣下ニ向ヒ茲ニ一ノ内議ヲ試ミントス。夫ハ他ニアラズ。閣下創痍未癒ノ間ハ戶外ニ出ヅルヲ得ザルベク、又固ヨリ歩ヲ會見所ニ移スコトモ難カルベキヲ以テ、此際(李經芳ヲ顧ミテ……李經芳ヲシテ此事ヲ通譯セシムルハ氏モ迷惑ナルベキモ)閣下ヨリ李經芳ヲ陞シテ全權大臣タラシムルコトヲ 貴國皇帝陛下ニ奏請セラレテハ如何。事ノ重大ナルモノハ直接閣下ト論談シ、其細目ノ如キハ李經芳氏ヲシテ專ラ其衝ニ當ラシムルコトトセバ、談判ノ結了ヲ速カナラシムルノ利便アルベシ。但シ今日ノ場合ニ付、李經芳氏全權委任狀ハ特例トシテ電文ニテ満足セントス。貴意果シテ如何。

李 伯 閣下ノ懇諭深謝ニ堪ヘズ。然レドモ閣下ノ知ラル、如ク、經芳ハ余ガ兒ナレバ余ヨリ全權大臣トシテ奏慮スルコトハ我國ノ感情ニ對シテ憚アリ……閣下ニシテ斯クマデノ厚配アランニハ、閣下ヨリ在北京米公使デンビー氏ヲ經テ總理衙門ニ通ゼシメラルルナラバ 我皇帝ハ必ラズ聽納セラルベシ。閣下ノ高見如何。

伊藤伯

貴意領ス。早速其ノ如ク取計ラハン。

李 伯

實ハ前キニ張蔭桓使來スルニ當リ、經芳モ其一人ニ任ゼラルベキ筈ノ處、偶々疾病ノ爲ニ故郷ニアリシヲ以テ、命ハ邵友濂ニ下レリ……兎ニ角短時間ヲ以テ重大事ヲ商

議スルハ尤モ困難ナルヲ以テ、經芳任命ノ前ト雖モ速ニ平和條件ヲ指命セラレタシ。老生ハ我國人安心ノ爲ニ之ヲ切望シテ止マズ。

伊藤伯

閣下條件ノ指命ヲ促サル、コト急ト雖モ、凡ソ條件ヲ開示スルノ前ニ於テ、談判手續等ヲ決定スルノ必要アリ。例ヘバ各條ヲ逐次ニ商議スルカ否ノ如キ、又某々重大ノ事項ハ閣下ト病床ニ會商シ、某々細目ニ涉リテハ李經芳氏ト商議スト云フ如ク、種々決定スベキノ前提アルヲ以テ、明日先ヅ李經芳氏ヲ會見所ニ遣ハサレテハ如何。

李 伯

條件ハ凡ソ幾許條項アルカ。

伊藤伯

確カニ記憶セザルモ凡ソ十條程ナリシト覺ユ。

李 伯

貴命ニ從ヒ明日經芳ヲ會見所ニ趨カシメン。但シ何時頃ヲ便トセラル、カ。

伊藤伯

午前十時頃可ナラン……余ハ當日出席スルノ必要ナカラント思惟スレバ、或ハ缺席センモ知ルベカラズ……陸奥子ト李經芳氏トノ間ニ於テ協議セバ足ルベシ。

李 伯

明日尊命ノ時刻ヲ期シ經芳ヲ遣スコトニ異議ナシト雖モ、貴方ヨリハ其時ヲ以テ媾和條件ヲ指命セラル、カ。

伊藤伯

否、前ニ云ヘル如ク、明日ハ談判本義ニ進行スル前ノ手續ヲ商定スル筈ナレバ、其決議後ニ於テ別ニ提出貴覽ニ供スベシ。病床多事ノ談話或ハ靜養ヲ妨グルノ虞レアリ。

李 伯

本日ハ是レマデニテ別辭ヲ告ゲン。

(伊藤伯ニ向テ輕ク首肯シ、更ニ起テ西郷伯ヲ控ヘ、願クバ閣下ト數分時間談ゼント云ヒ懸ケ) 曾テ天津ニ拜別シタル已來、警咳ニ接セザルコト久シ。閣下益々勇健尊貌毫モ昔日ニ異ナラズ。今閣下海軍大臣トシテ貴國海軍ヲ統轄セラル。余ハ日本海軍ノ顯著ナル進歩ヲ以テ一ニ閣下ノ力ナリト感心ス。我政府ハ資力ノ十分ナラザルヨリ、意ノ如ク新發明ノ武器、精巧ナル堅艦ヲ購入スルヲ得ズ。爲ニ貴國海軍ト戰フ毎ニ敗辱ヲ受ケタリ。此點ニ就テハ余ハ全部ナラザルモ、幾分カ余ノ過失タルコトヲ自認スルモノナリ。之ニ反シテ貴國海軍ノ進歩ハ實ニ震駭スルニ堪ヘタリ。殊ニ軍事上ノ成功ハ、閣下ノ才能識量ヲ以テ統轄其道ヲ得ラル、ニ職由スベシト雖モ、抑モ亦閣下ノ傍ニ賢明ナル宰相アリテ、克ク閣下ヲ補助スルニアラザレバ、焉ゾ此ノ如キ非常ナル結果ヲ觀ルベケン耶。余ハ閣下ガ今後此賢宰相ヲ戴キ、永ク其要局ニ當ラルルニ於テ貴國海軍ノ更ニ長足進歩スルヲ疑ハザルモノナリ。

西郷伯

(井上外務書記官通辯ス) 過稱敢テ當ラズ。

李 伯

(西郷伯ニ向ヒ) 澎湖島ニモ貴國兵ノ上陸シタルヲ聞ク、果シテ眞カ。

伊藤伯

(西郷伯ノ開口ニ先チ) 然リ。我兵已ニ澎湖島ヲ占領シタリトノ公報今朝接受シタリ。

馬關條約原案草稿

媾和條約

大日本國皇帝陛下及ビ大清國皇帝陛下ハ、兩國及ビ其ノ臣民ニ平和ノ幸福ヲ回復シ、且ツ將來紛議ノ端ヲ除クコトヲ欲シ、媾和條約ヲ訂結スル爲ニ、大日本國皇帝陛下ハ………ヲ、大清國皇帝陛下ハ………ヲ各其ノ全權大臣ニ任命セリ。因テ各全權大臣ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ、其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ。

第 條

清國ハ朝鮮國ノ完全無缺ナル獨立自主ノ國タルコトヲ確認ス。因テ右獨立自主ヲ損害スベキ從來清國ト朝鮮國トノ間ニ於ケル一切ノ典禮儀式ハ全ク之ヲ廢止スベシ。

第 條

清國ハ左記ノ土地ノ主權、並ニ該地方ニ在ル堡壘、兵器製造所及ビ官有物ヲ永遠ニ日本國ニ割與ス。

一、左經界間ニ在ル盛京省南部ノ地。

鴨綠江口ヨリ該江ヲ溯リ湯溝子口ニ至リ、湯溝子口ヨリ北ノ方通化縣ニ互リテ直線ヲ畫シテ遼河ニ達シ、右直線ト遼河トノ交會點ヨリ該河流ニ沿ツテ下リ、北緯四十一度ノ線ニ達シ、遼河上北緯四十一度ノ點ヨリ同緯度ニ沿フテ東經百二十二度ノ線ニ達シ、北緯四十一度東經百二十二度ノ點ヨリ同經度ニ從フテ遼東灣北岸ニ至ル遼東灣東岸及ビ黃海北岸ニ在テ盛京省ニ屬スル諸島嶼。

二、臺灣全島及ビ其附屬諸島嶼。

三、澎湖列島即チ東經百九度乃至百二十度、北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼。

第 號

清國ハ左記ノ土地ノ主權、並ニ該地方ニ在ル堡壘、兵器製造所及ビ官有物ヲ永遠ニ日本國ニ

割與ス。

一、左ノ經界内ニ在ル盛京省南部ノ地。

鴨綠江口ヨリ該江ヲ溯リ三叉子ニ至リ、三叉子ヨリ此ノ方榆樹底下ニ亘リテ直線ヲ畫シ、榆樹底下ヨリ正西ニ向テ直線ヲ畫シテ遼河ニ達シ、右直線ト遼河トノ交會點ヨリ該河流ニ沿フテ下リ、北緯四十一度ノ線ニ達シ、遼河上北緯四十一度ノ點ヨリ同緯度ニ沿フテ東經百二十二度ノ線ニ達シ、北緯四十一度、東經百二十二度ノ點ヨリ同經度ニ從ツテ遼東灣北岸ニ至ル。

遼東灣東岸及ビ黃海北岸ニ在テ盛京省ニ屬スル諸島嶼。

二、臺灣全島及ビ其ノ附屬諸島嶼。

三、澎湖列島、即チ東經百十九度乃至百二十度及ビ北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼。

第 條

清國ハ左記ノ土地ノ主權、並ニ該地方ニ在ル堡壘、兵器製造所及ビ官有物ヲ永遠ニ日本國ニ割與ス。

一、左ノ經界内ニ在ル盛京省南部ノ地。

鴨綠江口ヨリ該江ヲ溯リ安平河口ニ至リ、該河口ヨリ鳳凰城、海城及ビ營口ニ互ル折線以南ノ地。

遼東灣東岸及ビ黃海北岸ニ在リ盛京省ニ屬スル諸島嶼。

二、臺灣全島及ビ其ノ附屬諸島嶼。

三、澎湖列島即チ東經百十九度乃至百二十度及ビ北緯二十三度乃至二十四度ノ間ニ在ル諸島嶼。

第 條

前條ニ掲載シ、附屬地圖ニ示ス所ノ經界線ハ本約批准交換後直チニ日清兩國ヨリ各二名以上ノ境界共同劃定委員ヲ任命シ、實地ニ就テ確定スル所アルベキモノトス。而シテ若シ本約ニ掲載スル所ノ境界ニシテ地形上又ハ施政上ノ點ニ付完全ナラザルニ於テハ、該境界劃定委員ハ之ヲ更生スルコトニ任ズベシ。

該境界劃定委員ハ成ルベク速ニ其ノ任務ニ從事シ、其任命後一個年以内ニ之ヲ修了スベシ。但シ該境界劃定委員ニ於テ更生スル所アルニ當ツテ、其ノ更定シタル所ニ對シ日清兩國政府ニ

於テ可認スル迄ハ本約ニ記載スル所ノ經界線ヲ維持スベシ。

第 條

清國ハ軍備賠償金トシテ、庫平銀三億兩ヲ日本國ヘ支拂フベキコトヲ約ス。右金額ハ五回ニ分テ、第一回ハ一億兩、残り四回ハ各五千萬兩ヲ支拂フベシ。而シテ第一回拂込ハ、本約批准交換後六ヶ月以内ニ於テスベク、残り四回ノ拂込ハ各其ノ拂込ムベキ期日ト同時若クハ其前ニ於テスベシ。又第一回拂込ノ期日ヨリ以後未ダ拂込ヲ了ラザル額ニ對シテハ毎年百分ノ五ノ利子ヲ支拂フベキモノトス。

第 條

日本國ニ割與セラレタル地方ノ住民ニシテ、右割與セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スル者ハ、自由ニ其所有地ヲ賣却シテ退去スルコトヲ得ベシ。其ノ爲メ本約批准交換ノ日ヨリ二ケ年間ヲ猶豫スベシ。但シ右年限ノ滿チタルトキハ、未ダ該地方ヲ去ラザル住民ヲ日本國ノ都合ニヨリ日本國民ト視爲スルコトアルベシ。

第 條

日清兩國ノ一切ノ條約ハ交戰ノ爲メ消滅シタレバ、清國ハ本約批准交換ノ後速ニ全權委員ヲ任命シ、日本國全權委員ト通商航海條約及ビ陸路交通貿易ニ關スル約定ヲ締結スベキコトヲ約ス。而シテ現ニ清國ト歐洲各國トノ間ニ存在スル諸條約章程ヲ以テ、該日清國間諸條約ノ基礎トナスベシ。又本約批准交換ノ日ヨリ諸條約ノ實施ニ至ル迄ハ、清國ハ日本政府官吏、商業、航海、陸路交通、貿易、工業、船舶、及ビ臣民ニ對シ、總テ最惠國待遇ヲ與フベシ。

清國ハ右ノ外左ノ讓與ヲ爲シ、而シテ該讓與ハ本約調印ノ日ヨリ六個月ノ後有効ノモノトス。
第一、清國ニ於テ現ニ各外國ニ向テ開キ居ル所ノ各市港ノ外ニ、日本國臣民ノ商業、住居、工業、及ビ製造業ノ爲ニ左ノ市港ヲ開クベシ。但シ現ニ清國ノ開市場、開港場ニ行ハル、所ト同一ノ條件ニ於テ同一ノ特典及ビ便益ヲ享有スベキモノトス。

一、北 京

二、湖南省沙市

三、湖南省湘潭縣

四、四川省重慶府

- 五、廣西省梧州府
- 六、江蘇省蘇州府
- 七、浙江省杭州府

日本國政府ハ以上列記スル所ノ市港中何レノ處ニモ領事官ヲ置クノ權利アルモノトス。

第二、旅客及ビ貨物運送ノ爲メ、日本國汽船ノ航路ヲ左記ノ場所ニ迄擴張スベシ。

一、楊子江上流、湖北省宜昌ヨリ四川省重慶ニ至ル。

二、楊子江ヨリ洞庭湖ニ入り湘江ヲ溯リテ湘潭ニ至ル。

三、西江ノ下流廣東ヨリ梧州ニ至ル。

四、上海ヨリ吳淞江及ビ運河ニ入り蘇州杭州ニ至ル。

日清兩國ニ於テ新章程ヲ安定スル迄ハ、前記航路ニ關シ適用シ得ベキ限りハ外國船舶清國内地水路航行ニ關スル現行章程ヲ施行スベシ。

第三、日本臣民ガ清國ヘ輸入スル總テノ貨品ニシテ、其輸入者又ハ貨主ノ都合ニ依リ、輸入ノ際又ハ其後ニテ該貨品原價百分ノ二ノ抵代稅ヲ納メタル上ハ、清國各地方ニ於テ政府官吏、公吏、一私人、會社、若クハ何等施設ノ名義ヲ以テスルカ、又ハ其ノ利益ノ爲ニ課セラル、一切ノ稅金、賦課金、取立金ハ、其ノ性質並ニ名義ノ如何ニ拘ラズ、總テ免除セラ

ルベキモノトス。

日本國臣民ガ清國ニ於テ購買シタル清國生産物ニシテ、輸出ノ爲メナルコトヲ言明シタル上ハ、總テ抵代稅ヲ納ムルコトナク、前記ノ場合ト同様ニ一切ノ稅金、賦課金、取立金ヲ免除セラルベシ。而シテ斯カル免除ハ右言明ヲ爲セシ時ヨリ、實際輸出ノ時迄有効ナルモノトス。又清國ノ内地消費ニ供スベキ清國貨品及ビ生産物ヲ日本國船舶ニシテ清國開港間ニ運送スルニハ、一タビ現行沿海貿易稅ヲ納メタル上ハ、前記ノ場合ト同様右運送中輸出稅ハ勿論、其他一切ノ稅金ヲ免除セラルベシ。但シ此ノ規定ハ輸入阿片ノ課稅ニ關シ、其ノ時現ニ行ハル、所ノ取極メニ何等ノ影響ヲ及ボスコトナシ。

第四、日本臣民ガ清國內地ニ於テ貨品及ビ生産物ヲ購買シ、又ハ其輸入シタル商品ヲ清國內地ヘ運送スルニハ、右購買品又ハ運送品ヲ倉入スル爲メ、何等ノ稅金、取立金ヲモ納入スルコトナク、又清國官吏ノ干渉ヲ受クルコトナク、一時倉庫ヲ借入ル、ノ權利ヲ有スベシ。

第五、日本國臣民ガ清國ニ於テ納ムル諸稅及ビ手數料ハ庫平銀ヲ以テスベシ。而シテ右諸稅及ビ手數料ハ日本國本位銀貨ヲ以テ其代表價格ニ因リテ納金スルコトヲ得ベシ。

第六、日本國臣民ハ清國ニ於テ自由ニ各種ノ製造業ニ従事スルコトヲ得ベク、又所定ノ輸入稅ヲ拂フノミニテ自由ニ各種ノ器械類ヲ清國ヘ輸入スルコトヲ得ベシ。

清國ニ於ケル日本國臣民ノ製造ニ係ル一切ノ貨品ハ、各種ノ内國運送税、内地税賦課金、取立金ニ關シ、又清國內地ニ於ケル倉入上ノ便益ニ關シ、日本國臣民ガ清國へ輸入シタル商品ト同一ノ取扱ヲ受ケ、且ツ同一ノ特典ノ免除ヲ享有スベキモノトス。

第七、清國ハ速ニ専門家ノ說ヲ採用シ、退潮ノ時タリトモ少クモ二十呎ノ差支ナキ通路ヲ絶エズ維持スル様、黃浦河口ニ在ル吳淞淺瀬ヲ取除クコトニ着手スルコトヲ約ス。

此等ノ讓與ニ關シ更ニ章程ヲ規定スルコトヲ要スル場合ニハ、之ヲ本條ニ規定スル所ノ通商航海條約中ニ具載スベキモノトス。

第 條

現ニ清國版圖内ニ在ル日本國軍隊ノ撤回ハ、本約批准交換後六ヶ月内ニ於テスベシ。但シ次條ニ載スル所ノ規定ニ從フベキモノトス。

第 條

清國ハ本約ノ規定ヲ誠實ニ施行スベキ擔保トシテ、日本國軍隊ガ左記ノ各地ヲ一時占領スルコトヲ承諾ス。

.....

日本國ハ本約ニ規定シタル軍事賠償金ノ第一、第二ノ二回拂込ヲ了リタルトキニ於テ、其ノ軍隊ヲ.....ヨリ撤回スベク、又該賠償金ノ最終回ノ拂込ヲ了リタルトキニ於テ其軍隊ヲ.....ヨリ撤回スベシ。

然レドモ通商航海條約ノ批准交換ヲ了リタル後ニ非ザレバ、軍隊ノ撤回ヲ行ハザルモノト承知スベシ。

右一時占領ニ關スル諸費用ハ清國ニ於テ之ヲ支辨スベシ。

第 條

本約批准交換ノ上ハ、直チニ其時現ニ有ル所ノ俘虜ヲ還附スベシ。而シテ清國ハ日本國ヨリ斯ク還附セラレタル所ノ俘虜ヲ虐待若クハ處刑セザルベキコトヲ約ス。

日本國臣民ニシテ軍事上ノ間諜若クハ犯罪者ト認メラレタル者ハ、清國ニ於テ直チニ解放スベキコトヲ約シ、清國ハ又交戦中日本軍隊ト種々ノ關係ヲ有シタル清國臣民ニ對シ、如何ナル處刑ヲモ爲サズ、又之ヲ爲サシメザルコトヲ約ス。

第 條

本約批准交換ノ後、日清兩國政府ヨリ各戰地ニ在ル兩國軍隊ニ向テ、戰爭休止ノ命令ヲ發スベシ。而シテ兩國軍隊ニ於テ其ノ命令ヲ受ケタルトキハ、各軍隊ノ司令官ハ互ニ右ノ趣ヲ通知シ、速ニ攻戰ヲ息止スベシ。兩國政府ハ出來得ル丈最モ速カナル方法ニ依テ右ノ命令ヲ發スベキコトヲ約ス。

第 條

本約批准交換ノ日ヨリ攻戰ヲ止息スベシ。

(甲案) 第 條

本約ハ大日本國皇帝陛下及ビ大清國皇帝陛下ニ於テ批准セララルベク、而シテ右批准ハ本日ヨリ十五日ヲ超エズ可成速ニ……ニ於テ交換スベシ。

右證據トシテ兩國全權大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ。

明治二十八年 月 日、即チ光緒 年 月 日下關ニ於テ二通ヲ作ル。

(乙案) 第 條

本約ハ大日本國皇帝陛下及ビ大清國皇帝陛下ニ於テ批准セララルベク、而シテ右批准ハ明治二十八年 月 日、即チ光緒 年 月 日ニ交換セララルベシ。

右證據トシテ兩國全權大臣ハ茲ニ記名調印スルモノナリ。

明治二十八年 月 日、即チ光緒 年 月 日下關ニ於テ二通ヲ作ル。

前原一誠書簡並ニ檄文

一、小銃	三	千挺	但シ彈藥添
一、野戰砲	八	門	但シ同斷

右鹿兒島西郷隆盛ヨリ贈來、先大津へ着船候處、風波ニテ萩地へ回漕難澁ニ付、於彼地急速受取吳候様申事ニ付、早速受取候都合ニ取計ヒ候間、此段御届致シ候、猶ホ縣廳へ可然御進達可被下候也。

十月廿七日

前原一誠

横山俊彦殿

前書之通届出候處、如何取計ヒ候テ宜敷哉、何分之御指令奉願候也。

十月廿七日

廿大區長 横山俊彦

指令

前原一誠届出候趣ハ其扱處書記之内差出シ大小銃彈藥共受取番人等付置、火害ニ注意シ、速ニ届出何分之處分可伺、此旨相達シ候事。

但シ先大津之内何レノ地ニ着候哉、聞糾シ可申出候。

爾後愈御堅昌奉大賀候、陳バ昨今道路ノ説ヲ聞クニ、東肥邊ニ何カ紘擾ヲ醸スノ説有之、如何哉ト奉存候。然ル處若シモ其事真ナラバ不欲坐視傍觀、且ツ惣テノ人氣如何相成哉モ難謀候間、眞偽ハ兎モアレ角モアレ、未爲何勢モ醸サザル中ニ早ク御出萩被下、何分ノ御説諭奉待候雖小生岐度盡力ハ致シ候得共、爲念奉呈一書候。勿々頓首

廿七日

前原一誠書簡並ニ檄文

俊彦拜

隆吉様
信一様

虎皮下

御一新以來諸大吏徒黨ヲ結ビ 朝廷ヲ欺キ、上 天子ヨリ下萬民ニ至ルマデ困窮切迫至ラザル處無シ。吾等 天子ノ粟ヲ食ヒ、萬民ノ上ニ立チ、君民ノ至急視ニ忍ビズ、故ニ同志ノ士申合セ山陰道ヲ登リ、禁闕ノ下ニ伏シ、誠實ノ心ヲ以テ諫言奉リ、諫言ノ御採用無之節ハ一死ヲ以テ是ニ繼グノ決心ナリ。嗚呼吾輩ノ赤心如此、是ヲ以テ父母ヲ省セズ、妻子ヲ見ズ、既ニ數日ナレドモ心ニ關セザルニ無之候へ共 天子ノ御爲、諸人ノ爲、其暇アラズ、心迫リ辭拙ク、縷々不能吾之心事、諒察被下度候也。

十月廿八日

忠諫死士

各中

防長人民御中

控訴上告手續布達

布達

今日余日本裁判所控訴上告手續規則ノ事ヲ布達スルニ付キ、英國公使ハ初告裁判所タル日本地方裁判所又ハ初告竝ニ控訴裁判所タル上等裁判所ニ、英國人民ヨリ持出ス訴訟ニ係ル覺書^{レコンメンデーション}ノ寫ヲ公布シテ英國臣民ニ之ヲ告知センコトヲ余ニ令セリ。

覺書ニ掲載スル^{レコンメンデーション}薦言ノ條々ハ日本政府英國公使ト共ニ可トシ認ムル所ナレバ、日本地方裁判所及ビ上等裁判ニ於テ英國人民ノ關スル訴訟ニ付テ之ヲ奉守スベシ。

英國領事ハ此規則ヲシテ効アラシムルニ必要ナルノ式例ヲ付與セラレタリ。英國人民ノ之ヲ請フ者ニハ領事之ヲ供スベシ。

一千八百七十七年六月六日

控訴上告手續布達

江戸英國公使館エッチ、ビ、エム、(人名)附屬書記官

ナーガスタス・エッチ・モンセー

覺 書

余英國公使ノ命ヲ承ケ一千八百七十五年十一月二十四日ヨリ一千八百七十六年四月十二日ニ至ルノ間ニ、東京上等裁判所長判事西成度君ト英國人民ノ關スル事件ノ控訴ニ付キ上等裁判所ノ手續ヲ商議シ、下文ノ申告ヲナスノ榮ヲ得タリ。

第一 前加說明

所長判事上等裁判所ノ民事ニ係ル裁權及ビ手續ヲ余ニ説明サレタリ、即チ左ニ陳ズル所ノ如シ。

第一 日本政府ニ對スル一切ノ訴訟ハ初告ト雖モ上等裁判所ニ於テ之ヲ聽斷ス。

第二 他ノ訴訟ノ事件ハ上等裁判所ニ於テ其初告ヲ聽カズ、府縣裁判所ニ於テ之ヲ聽クベシ。

但シ外國人ト日本人トノ間ニ生ズル重大ノ事件ハ司法卿之ヲ府縣裁判所ヨリ上等裁判所ニ移

スノ權アリ。

第三 事件ノ大小ニ拘ラズ皆控訴スルヲ許ス。

第四 控訴ハ許可ヲ經ルヲ要セズ、只ダ控訴セント欲スル者ハ上等裁判所ニ控訴ノ願書ヲ差出し、府縣裁判所ニ其事ヲ告グルヲ要スルノミ。

第五 控訴ヲ差出スハ初告裁判ノ宣告ヨリ七日後九十日前ニ於テスベシ。但シ場合ニ隨ヒ未ダ七日ヲ過ギザルモ願書ヲ差出スヲ得、且ツ府縣裁判所ト上等裁判所トノ距離ニ應ジ九十日ノ外更ニ八里毎ニ一日ヲ許ス。

第六 上等裁判所ニ於テハ兩造ノ出頭スル時多クハ衆人傍聽ヲ許ス、而シテ控訴ヲ決スルニハ全證ヲ再訊ス。但シ原告又ハ被告其敵手ニ訊質セラレタル證據人ノ死去シタルカ、或ハ長病ニ罹リ若クハ敵手ノ依頼ニ應ジテ出頭セザリシカ、或ハ日本國ヲ去リタルカヲ證スレバ、其證據人ノ下等裁判所ニ於テ陳シタル證據ヲ宣讀スルコトヲ得ベシ。

第七 初告ヲ以テシタルト、控訴ヲ以テシタルトヲ問ハズ、上等裁判所ノ裁判ヲ經タル事件ハ更ニ之ヲ控訴スルノ所ナシ。但シ下ニ述ブル三個ノ理由アルトキハ之ヲ大審院ニ上告スルコトヲ得ベシ。即チ

第一、裁判權限ヲ越ユ

控訴上告手續布達

第二、聽審規則ニ違フ

第三、裁判法律ニ背ク

第八、日本裁判所ニ於テ原被ノ日本人訊問或ハ其他ノ事ニ於テ呼出ニ應ゼザルトキハ之ニ不參ノ罰ヲ蒙ラセ、更ニ訊問又ハ其他ノ事ヲ行フノ日ヲ定ム。

第二 英國人民ノ控訴

所長判事余ト共ニ日本裁判所ノ規則及ビ英國人民、日本人民間ノ條約竝ニ慣習ノ關係ヲ察スルニ、英國人民府縣裁判所ノ裁判ニ服セズシテ上等裁判所ニ控訴スルノ場合ニ於テハ、下ニ掲グル如キノ方法ヲ用フルノ便ナルヲ見タリ。

- 一、控訴ノ願書ハ英國領事ヲ以テ差出スベシ。領事ハ其時初告裁判所ニ其事ヲ告グベシ。
- 二、控訴ノ願書ハ成ルベク附録ノ式ニ從テ認メンコトヲ要ス。且ツ附録ニ示ス所ノ文書ヲ添フベシ。
- 三、控訴願書ニハ通例原告ノ所持スル所ニシテ、其告グル所ヲ證スベキ文書ト其目錄トヲ添フベシ。
- 四、裁判所願書ヲ受クルノ後、何時ニテモ原告ハ自身又ハ代言人ヲ以テ直ニ(直ニトハ領事ノ手ヲ經ザルヲ云フ)

裁判所ニ願出スルヲ得、其訊問ヲ受クルヲ得ベシ。

- 五、凡ソ裁判ニ係ル事(訊問等ヲ云フ)ハ原告又ハ其代言人ニ其裁判所ニ出頭スルノ時ニ於テ之ヲ通知スルヲ得ベシ。
- 六、訊問ノ通知ヲ除クノ外、裁判ニ係ル事ノ通知ハ願書ニ記スル所ノ姓名、住所ニ宛テ郵便ヲ以テ原告又ハ其代言人ニ之ヲ送ルヲ得ベシ。但シ原告人之ヲ受取シ定日ニ於テ出頭スルニ及バンメンコトヲ要ス。
- 七、原告人速ニ控訴ヲ訊問セラレンコトヲ願フタルトキモ亦前同様郵便ヲ以テ訊問ノ通知ヲナスコトヲ得ベシ。
- 八、裁判所訊問ヲナサントスルノ時ニ至テ原告直ニ裁判所ニ願出デ、訊問ノ通知ヲ受ケザルトキハ、裁判所ハ十日前ニ書留郵便ヲ以テ領事ニ訊問ノ定日ヲ報知スベシ。領事ハ之ヲ原告人ニ告グベシ。
- 九、領事ニ訊問ノ定日ヲ報知スルトキニ裁判所ハ被告答辯ノ寫ヲ領事ニ送テ原告ニ傳付セシムルヲ通則トス。
- 十、原告訊問ノ通知ヲ受ケ、定日ニ於テ自身又ハ代言人ヲ以テ出頭セザルトキハ、控訴ヲ廢シ、原告ノ再訴スルヲ許サズ。但シ速ニ其不參ノ理由ヲ述べ、裁判所之ヲ理アリト認許

控訴上告手續布達

スルトキハ此限ニアラズ。

十一、原告ノ不參ハ裁判所直ニ領事ニ報ズベシ。

十二、裁判所裁判書ヲ渡ストキハ裁判寫書一通ヲ原告人ニ與ヘ、一通ヲ領事ニ送ル可シ。

第三 日本人民ノ控訴

余所長判事ト共ニ府縣裁判所ニ於テ英國人民裁判ヲ得タルニ被告(日本人民)之ニ服セズ、控訴ヲナスノ場合ニ於テハ左ノ規則ヲ設クルノ便ナルヲ見タリ。

- 一、裁判所ハ控訴ノ願書ヲ領事ニ送り、被訴者(控訴セララルモノヲ云フ)ニ之ヲ傳致セシムベシ。被訴者ハ領事ヨリ之ヲ受クルノ後十五日以内ニ答辯ヲナスベシ。而シテ領事控訴ノ願書ヲ受クルトキハ、之ヲ被訴者ニ傳致シ、裁判所ニ之ヲ傳致シタルノ日ヲ報ズベシ。
- 二、答辯者ハ成丈ケ附録ノ式ニ從テ認メンコトヲ要ス。
- 三、答辯書ニハ通例被訴者ノ所持スル所ニシテ、其原訴及ビ下等裁判所ノ裁判ノ憑ル所ノ文書ト其目錄トヲ添フベシ。
- 四、被訴者控訴願書ヲ受クルトキハ直ニ裁判所ニ願出スルヲ得ベシ。訊問等通知ノ規則ハ英國人民控訴ヲナスノ場合ニ同ジ。

- 五、被訴者ハ答辯期限内ニ於テ直ニ裁判所ニ願出シ、答辯ノ日延ヲ得ルニ非ザレバ其期限内ニ領事ヲ以テ答辯書ヲ差出スベシ。
- 六、被訴者直ニ裁判所ニ願出テ答辯ノ日延ヲ得ルトキハ直ニ其答辯書ヲ差出ス可シ。
- 七、裁判所訊問ヲナサントスルノ時ニ及ンデ被訴者直ニ裁判所ニ願出テ訊問ノ通知ヲ受ケザルトキハ、裁判所ハ十日日前ニ書留書狀ヲ以テ訊問ノ定日ヲ領事ニ報ジ、領事ヨリ之ヲ被訴者ニ告グベシ。
- 八、被訴者訊問ノ通知ヲ受ケテ出頭セザレバ、裁判所其出頭ヲ待タズ訊問ヲ行フヲ得ベシ。或ハ控訴ヲ訊問スルニ被訴者ノ代人ヲ出頭セシムルヲ要スルトキハ、被訴者ニ其事ヲ通知スルコトヲ得ベシ。被訴者如此通知ヲ受ケ、自身又ハ代言人ヲ以テ出頭セザルトキハ、裁判所ハ控訴者ヲ直ト決シテ裁判スルヲ得ベシ。而シテ此裁判ハ再ビ開クコトナシ。但シ被訴者速ニ其不參ノ理由ヲ述べ、裁判所之ヲ理アリト認許スルトキハ此限ニ非ラズ。
- 九、裁判所ハ速ニ領事ニ被訴者ノ不參ヲ報知スベシ。
- 十、裁判所裁判書ヲ渡ストキハ其寫一本ヲ被訴者ニ與ヘ、其寫一本ヲ領事ニ送ルベシ。

第四 日本政府ニ對スル原訴

余所長判事ト控訴ノ事ヲ商議スルニ當テ日本政府ニ對シテ英國人民ヨリ持出ス控訴手續キヲ議スルノ機會ヲ得、共ニ下ノ規則ヲ用フルノ便ナルヲ見タリ。

- 一、願書ハ領事ヲ以テ之ヲ差出スベシ。
 - 二、成丈ケ附録ノ式ニ從テ願書ヲ認ムベシ。
 - 三、文書、願出、通知、答辯、訊問、出頭、裁判ニ就テ守ルベキノ規則ハ控訴ノ場合ト同ジ。
- 余所長判事ト共ニ右ノ規則ヲ用フルモ文字ニ拘泥セズシテ之ヲ行ヒ、且ツ裁判手續中何時ニテモ領事裁判所ト照會スルノ權裁判所領事ト照會スルノ權ヲ妨グルコトナカルベシト見ル。

第五 日本人民ニ對スル原訴

府縣裁判所ニ持出ス日本人民ニ對スル原訴ニ於テモ上等裁判所ニ持出ス日本政府ニ對スル原訴ニ付テ薦言シタル如キノ規則ヲ用ヒバ、控訴ノ手續ハ大ニ簡便ナルニ至ラン、是レ余ノ希フ所ナリ。

一千八百七十六年四月十三日

在神奈川英國領事

ヒラム・ソー・ウルキンソン

司法省定則竝職制

第一章 司法省定則

第一條 司法省ハ全國ノ法憲ヲ司ドリ、局及ビ裁判所ヲ統括ス。

第二條 局及ビ裁判所ヲ置ク、左ノ如シ。

大 審 局

一 等 裁 判 所

二 等 裁 判 所

三 等 裁 判 所

第三條 大審局ノ事。

第一、民事、刑事ノ上告ヲ受ケ、各裁判所終審裁判ノ失錯セル者ヲ破毀シテ之ヲ覆審シ、

法憲ノ統一ヲ主持ス

司法省定則竝職制

第二、裁判官ノ犯罪ヲ裁判ス

第三、法律ノ疑問ヲ辨明ス

第四條 一等裁判所ノ事。

第一、二等裁判所ニ於テ民事、刑事ノ始審裁判ヲ經ルノ控訴ヲ裁決ス

第二、死罪ハ之ヲ審訊シテ本省ヲ經由シ、上裁ヲ乞フテ處分ス

第三、國事犯罪及ビ内外交渉スル重大ノ事件ヲ審訊シ、本省ニ伺ヒテ經テ處分ス

第五條 二等裁判所ノ事(二等裁判所ヲ置カザル地ハ諸縣ニ於テ之ヲ兼攝ス)

第一、民事ハ貸借、賣買、贈遺及ビ損害ノ償竝ニ動産、不動産(稅額)ノ元金額百圓迄ノ訴

訟、刑事ハ懲役五十日以下ノ犯罪及ビ民刑トモ三等裁判所ノ始審裁判ヲ經タル者ノ控訴ヲ終審裁判ス

第二、民事ハ身分ニツキ家督相續、離縁ノ訴訟、貸借、賣買、贈遺及ビ損害ノ償竝ニ動産

不動産(稅額)ノ元金額百圓ヲ踰ユルノ訴訟、刑事ハ懲役六十日以上五年ニ至ル迄ノ犯罪ヲ始審裁判スルヲ得

但シ都合ニヨリ五年以上死罪ニ至ル迄竝ニ國事犯罪及ビ内外交渉スル重大事件ヲ始審裁判スルノ權ヲ與フルコトモ有ルベシ

第六條 三等裁判所ノ事(三等裁判所ヲ置カザル地ハ二等裁判所之ヲ兼攝ス)

第一、凡ソ民事ノ訴訟ヲ爲シ始メントスル者ハ一應之ヲ勸解ス、若シ勸解調ハザル時ハ其事件ノ權内ナルト權外ナルトヲ辨別シ、之ヲ裁判スベキ裁判所ヲ指示シテ勸解不調ノ證書ヲ付ス

一、官有地、共有物竝ニ商業及ビ急速ヲ要スル事件ハ勸解ヲナス可カラズ

一、三人以上ニ對シ及ビ保證人ニ付テノ事件ハ勸解ヲナスニ及バズ

第二、民事ハ貸借、賣買、贈遺及ビ損害ノ償竝ニ動産、不動産(稅額)ノ元金額七圓迄ノ訴訟、刑事ハ誣違ノ犯罪ヲ終審裁判ス

第三、民事ハ身分ニツキ家督相續、離縁ヲ除ク外ノ訴訟、貸借、賣買、贈遺及ビ損害ノ償竝ニ動産、不動産(稅額)ノ元金額百圓迄ノ訴訟、刑事ハ懲役五十日以下ノ犯罪ヲ始審裁判スルヲ得

但シ當今都合ニヨリ民事ハ元金額百五十圓迄、刑事ハ懲役三年以下ヲ始審スルノ權ヲ與ヘ、且ツ諸縣ノ支廳ハ本廳同等ノ權ヲ與フルコトモ有ルベシ

第二章 司法省職制

第七條

卿

- 第一、司法一切ノ事務ヲ總判ス
- 第二、局及ビ裁判所ヨリ具狀スルノ事務ヲ決判ス
- 第三、三等裁判所ヲ廢置ス
- 第四、判任以下ヲ進退黜陟ス
- 第五、制可ヲ乞フモノハ上奏シ、專任ヲ得ル者ハ便宜處分ス、其制可ヲ乞フノ條左ノ如シ
 - 一、死 罪
 - 一、國事犯罪、内外交渉スル重大ノ事件
 - 一、律ノ 補 正
 - 一、勅奏官及ビ華族ノ犯罪
 - 一、省中奏任官ノ黜陟
 - 一、裁判區ヲ分チ二等以上裁判所ノ廢置
 - 一、定額外ノ費用

大

輔

少

輔

第一、職掌卿ニ亞グ

第二、卿ノ缺席スル時ハ其意ヲ體認シ一切ノ事務ヲ總理スルヲ要ス

大

丞

少

丞

卿ノ命ニ從テ省務ヲ幹理疏通ス

大

錄

權

大

中

錄

權

中

少

錄

權

少

第一、事ヲ丞ニ受ケ、各務ヲ分掌シ、文書ヲ管守ス

第二、各裁判所ニ派出シ、出納贖ノ事務ヲ管理ス

第八條 大審局ノ事。

司法省定則並職制